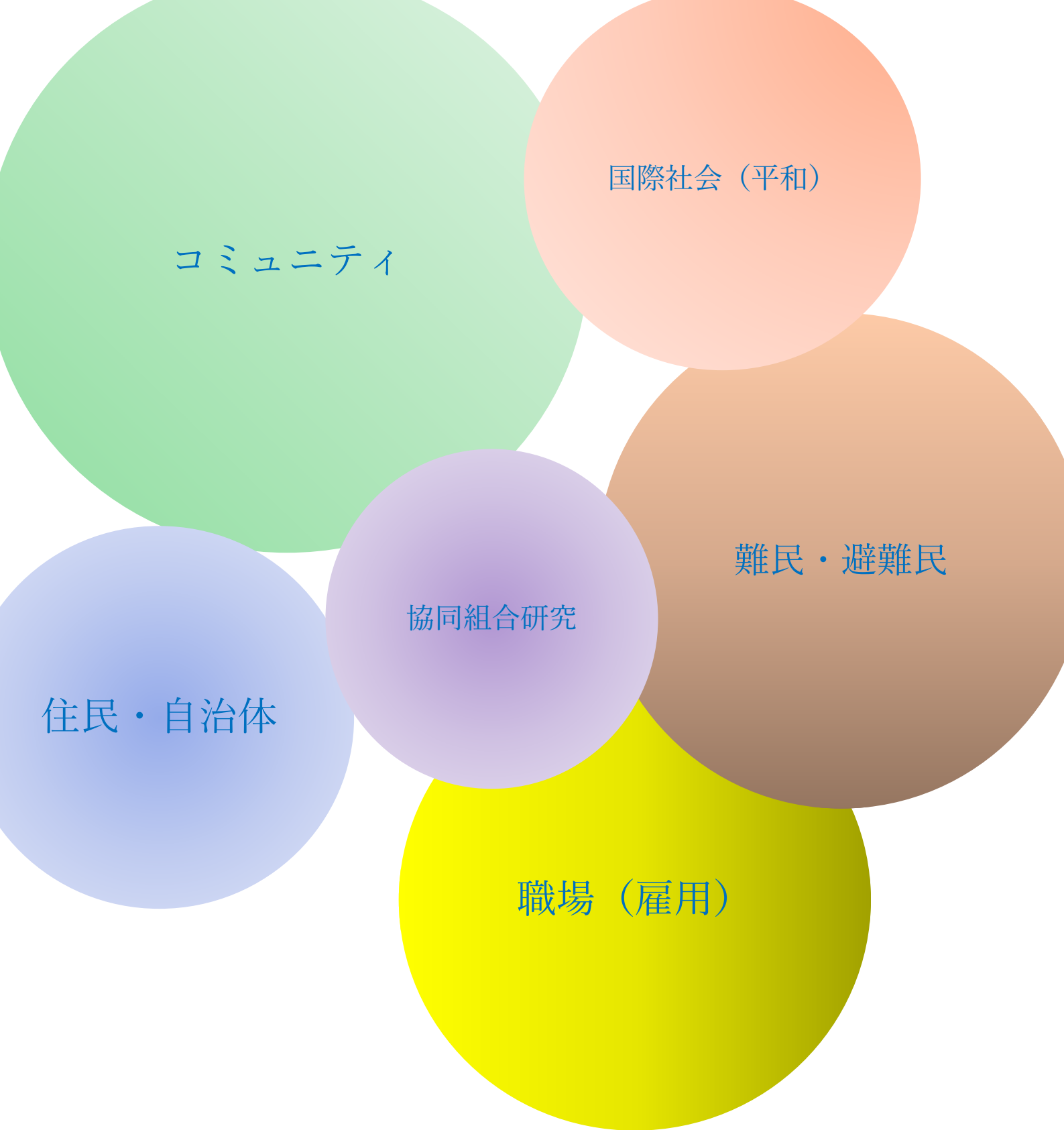




「多文化社会と協同組合」報告書（2）

2024 年 8 月 10 日

編集：神田すみれ

発行：地域と協同の研究センター

協力：愛知県立大学多文化共生研究所 / 東海社会学会

目次

「多文化社会と協同組合」第2期報告にあたって	P3
コミュニティからの探求 愛知県立大学多文化共生研究所との連携セミナー	
「多文化社会」にどのように臨むのか	P4
第11回「地域における多文化社会を巡る協同の取り組み」記録 3つの団地の事例から	P8
住民（自治体）からの探求 名古屋市（瑞穂区・千種区）の受託事業	
2022年3月瑞穂区「多文化共生と人権尊重のまちづくりを考えよう！」	P43
2024年3月千種区「外国人住民の皆さんと一緒にカレーとスイーツを作ってみませんか」	P47
国際社会からの探求 愛知県立大学多文化共生研究所との連携セミナー	
第09回 「平和と協同組合の役割」概要	P50
第10回 続「平和と協同組合の役割」概要	P51
難民・避難民支援からの探求 難民食料支援・ウクライナ避難民支援	
研究センターNEWS（2022～23）の連載記事より	P52
雇用（職場）からの探求 生活協同組合と外国人雇用実態調査	
日本社会における外国人雇用と協同組合に期待されること	P70
第二回外国人雇用調査から（2023年9月日本協同組合学会・個別報告）	P72
協同組合研究からの探求 日本協同組合学会での報告と討議から	
2022年9月日本協同組合学会・新潟大会「多文化社会と協同組合」セッション	P85
資料：第01～14回 連携セミナーの概要	P106

「多文化社会と協同組合」第2期報告にあたって

神田すみれ

「多文化社会と協同組合」調査研究は、2018年から地域と協同の研究センターの事業 調査研究テーマの1つとして、当初は「外国にルーツを持つ人々と協同組合の役割」として始まり、研究センターから研究員として委嘱いただいてこのテーマに調査研究という角度から取り組んできました。

第1期(2018～2020)では地域と協同の研究センター団体会員を対象として外国人雇用の調査、多文化社会と協同組合懇談会、愛知県立大学多文化共生研究所との共催セミナーを開催しましたが、第2期(2021～2023)も第1期を発展させる形で調査研究を継続しました。

①外国人雇用の調査は、対象を広げて全国の生協等の外国人雇用実態調査を行いました。

②隔月で開催をしている「多文化社会と協同組合懇談会」では、研究センターの研究奨励助成を活用して、協同組合原則とアイデンティティを多文化の視点から議論するワークショップを計7回開催、保見団地フィールドワークを2回行いました。また、国際NGOが行っている日本国内の取り組みをオンラインで学びました。

③愛知県立大学との共催セミナーも継続開催し、通算15回を重ねました。

④第2期は、新たに行政の事業を受託し、事業を通じて地域社会への取り組みを行いました。具体的には2021年から2023年の3年間は名古屋市瑞穂区、2024年は名古屋市千種区からそれぞれ多文化共生事業を受託しました。千種区の受託事業は「多文化社会と協同組合懇談会」のメンバーで取り組みました。

⑤2022年にウクライナとロシアの戦争が始まり、東海地域にも多くの人が避難をしています。以降、ウクライナ避難民の支援を継続しており、アフガニスタン退避者を含むこの地域に逃れてきている難民への支援と併せて、難民を取り巻く現状を毎月連載記事として研究センターNEWSに寄稿しました。

日本社会の人口減少が進み、日本政府は外国人の受入れを拡大しています。今後、多文化の背景を持つ人たちは確実に増えていきます。全国の生協、農協でも海外出身の人たちと働く職場が増えてきています。多様な人々が協同し、社会の構成員として主体的に社会に参画することが可能な社会の実現の助けになるよう調査研究を継続していきます。

「多文化社会」にどのように臨むのか

向井忍（地域と協同の研究センター代表理事補佐）

1. 調査・研究テーマ「多文化社会と協同組合」の意義

調査・研究テーマ

地域と協同の研究センターでは、2018 年から、進行している生活上の変化や、市民活動で始まっている新たな動きに着目し、これを調査・研究テーマとして、研究員に委嘱し、どのような課題があるかを探ってきた。

委嘱期間は3年単位とし、第1期(2018～2020)の成果物として、2021年に「多文化社会と協同組合」「おたがいさま 2040（認知症 1000 万人時代と協同組合）」の二つの報告書が発行された。

第2期（2021～2023）にあたって、調査・研究を継続するテーマと、実践支援を行うテーマに整理してきた。「学習支援」は、研究会に参加してきたが、2024 年 7 月に「子どもの学習支援ハンドブック～地域に学びの居場所をつくる」として出版された。「大規模災害への備え」は愛知・岐阜・三重の三県で、行政・社協・NPO・生協の連携会議を開催し、災害に備える情報共有会議の重要性や大規模災害における生協の役割を探ってきたが、能登半島地震が発災しての動きなどに生かされている。「子どもと家族の貧困」ではあいち子ども食堂ネットワークに参加し、新型コロナ禍での広がりや、地域別のネットワークづくりが進んでいる。この他「生産と消費（ものづくり）」としての、継続した情報把握などがある。

第2期調査・研究の特徴と主な成果

「多文化社会と協同組合」の調査・研究は第2期も継続し、研究員：神田すみれ氏より本報告書で成果が紹介されている。調査・研究方法と成果の特徴は次のようである。

- ① 同名の懇談会を継続し、懇談会メンバーとして多文化の視点から「協同組合原則」を検証、研究奨励助成を活用して日系人が過半を占める保見団地をフィールドに調査が行われ、研究報告が出されている。
- ② 愛知県立大学・多文化共生研究所と共催の「多

文化社会と協同組合」セミナーは、通算 14 回を開催し、第2期は平和/移民・難民の自立/まちづくり/団地の変化/災害の接点から、多文化社会の形成と協同（組合）の関わりを確認してきている。

- ③ 雇用（職場構成）面では、主として生協の外国人雇用について、第1期ヒアリング調査に続き、第2期は初の「全国の生協等の外国人雇用実態調査」を行い、2000 年以降に定住者や技能実習生、企画部門の雇用が見られるが、中小企業と比べると外国人雇用は少ないことが把握された。介護分野では、三つの社会福祉法人とベトナムフエ科学大学との協定にコープあいちが加わり、日本とベトナム二国間で系統的な福祉人材育成として雇用する先進例が始まっている。
- ④ 2022 年秋の日本協同組合学会で「多文化社会と協同組合」についてセッションを企画し、考察の枠組みや論点を提起、2023 年春には、ICA 協同組合のアイデンティティ見直しに関わって「多様性」の重要性を提示、秋には「外国人雇用調査」の個別報告を行った。

また、実践においても

- ⑤ 名古屋市の二区から（4 年連続で）人権やまちづくりと多文化の啓発事業を受託している。
- ⑥ 市民活動として 2021 年～難民食料支援、2022 年～ウクライナ避難民支援が始まり、生協も協力して当事者参加型や自治体と民間の協働が進んでいるが、その進捗状況は毎月の研究センターNEWS に報告されている。

これらにより、研究センターの中でも「多文化」への関心が広がり、第20回東海交流フォーラムでは多文化共生の分散会が行われた。

「多文化社会と協同組合」調査・研究からの示唆
「多文化社会と協同組合」の関わりは、日本の（生活）協同組合にとって新たな重要な領域にな

っていることを提起した本調査・研究の成果（実践をとおした理解）として次の3点が挙げられる。

①研究的には、これまで（生活）協同組合と「多文化」については、(1)国境を超えた人の移動に着目した「移民・開拓民がつくった協同組合」「移民・難民が参加する社会的協同組合」、(2)開発における協同組合設立の角度から「社会開発における協同組合の活用」、「生協によるアジアの協同組合の支援」、(3)雇用政策や人権の側面から「生協における外国人雇用」「サプライチェーンの人権としての外国人労働の実態把握」、(4)働き方や労働組織に着目した「外国人が主体となる労働者協同組合の紹介」、(5)国際活動や国際交流として「災害等における支援」「ユニセフ協会の設立と活動参加」などがある。しかし、多文化社会の進行により、協同組合に内在的に現れる課題に着目し、先行するコミュニティにおける先進事例も参照しながら、自治組織として事業を行う（生活）協同組合のあり方を明らかにするアプローチは今回が初めてである。

②2018年に、調査・研究テーマに設定した当時は、若年労働者不足が予測されることから、外国人雇用を進めるには職場文化の変化が必要と考え、多文化社会として特徴を掴むことを意図した。雇用調査では、人材不足に悩む中小企業等で多文化人材を受け入れながら職場改革を進めていることと対比して相対的遅れが見られる。

この点では、愛知県立大学多文化共生研究所との連携セミナーを通して、多文化社会への備えは、脆弱化した日本社会の再生と一体に進める必要性が明らかになっており、職場文化についても検証が必要だと考えられる。

③「協同組合のアイデンティティ」に関しては、社会や協同組合を構成する主体が多様化する中でニーズや願いの共通性をどう確認するかに着目してきた。協同組合原則では、国籍によらず加入の自由がある（オープンメンバーシップ）を掲げているが、原則（行動規範）だけでなく、協同組合が実現する「価値」において、多様性を位置付ける必要性を提起したことも、本調査・研究の成果と言える。

2. 愛知県立大学・多文化共生研究所との連携セミナーで得られた論点

地域と協同の研究センターでは、連携セミナーを「多文化社会における協同組合の役割を探る」ものと位置付け、2019年3月から2024年2月まで14回、毎年2～3回開催してきた。直接に「協同組合の役割」を取り上げるのではなく、コミュニティや生活上の課題を解決するための定住外国人や難民・避難民の実践を取り上げ、その中に協同組合がどのように現れるかを探るものである。

各セミナーの報告はそれぞれなされているので、ここでは14回のセミナーを通して得られた論点を記載する。

多文化社会へのアプローチ（3つのステップ）

一つは、多文化社会の進行＝社会を構成する主体が多様化する過程をどう考察するかであるが、本セミナーでは次の3ステップをふんでいる。

第一ステップ：問題が発生する要因を掴み、問題を解決する枠組みを捉える

第1回では、定住外国人¹の生活の困難さは日本

社会のコミュニティの脆弱な部分で顕在化していること、第2回では、その脆弱さは「言語・文化・制度の壁」として、災害時と避難生活に顕著に現れることが指摘された。第3回では、国籍に関わらず、その人が属するコミュニティの閉塞性（モノカルチャー・多様性受容力の低さ）が大きな影響を与えていることが指摘された。これらの点から、定住外国人の困難さの解決は（日本社会の）コミュニティの再生と一体に取り組む必要性が示唆された。

第二ステップ：解決の枠組みをもとに、実践を導く（行動）規範を探る

コミュニティの再生と一体に取り組むために、閉塞性が指摘されがちな日本社会の規範ではなく、国際社会が到達した「国連の障がい者権利条約」（第4回）や「WHO 健康の社会的決定要因」（第5回）を規範に、日本と海外の実践から考察した。この二つは、いずれも問題を「個人」に求めるのではなく、「個人をとりまく環境」との関係

¹ 難民（申請者）及び、海外ルーツで日本国籍の住民も

含む

に着目する規範である。第6回では、イタリアで移民（難民）の自立に関わる社会的協同組合は、「コミュニティの普遍的価値」の実現を掲げていること、在日コリアンによる協同事業の歴史に学び「個を尊重するインクルーシブな社会」をめざす方向性を探った。

第三ステップ：問題を解決する枠組みと行動規範に基づいて、実践を検証する

「個を尊重するインクルーシブな社会」に接近するために、第7回では、定住外国人が「拠点づくり」「農業」「介護」を通してコミュニティの

課題解決に関わる実践から、第8回では、外国人集住地域（名古屋市南部・刈谷市・豊田市）における共生や参画の実践から、第9回・10回では、国際紛争に対し平和を構築するための欧州協同組合の役割や、日本とポーランドにおけるウクライナ避難民受け入れを事例に、第11回では、コミュニティの変化を捉えやすい団地・自治会活動への定住外国人の参加、第12回では、「移民のコミュニティ参加」「難民による自助活動」「社会的連帯経済」と「日本の団地や中山間地域における市民協働」との共通点を探った。

3. 第13回「多文化と防災」のアプローチと、当事者性への問い

第13回「多文化と防災」は、こうしたステップをへて、第2回（2019年11月）「東日本大震災・福島第一原発事故による外国人避難者と支援」に続き「災害」をとりあげた。この間には新型コロナの影響や人口減少の急速な進行が起きており、定住外国人に限らずコミュニティの生活課題は困難さが増している。

第13回では「多文化と防災」を「日常予防期」「災害緊急時」「事後継続期」の三つのフェイズで考察した。第一部では「災害緊急時」及び「事後継続期」における、一時滞在（旅行等）及び定住外国人への支援の体制と実践が、「多文化共生リソースセンター東海」と、東日本大震災での広域避難者を支援する「愛知県被災者支援センター」より報告された。

第二部では「災害緊急時」と「日常予防期」に備える情報/体制/施策/資材/訓練/研修/人材育成について愛知県と名古屋国際センターより、「事後継続期」の経験を各国の「日常予防期」に生かす具体例がJICA中部より動画で紹介された。

当事者として必要な情報の指摘

第三部で登壇された3名は、日本に在留するに至った経過は異なるが、災害緊急時（東日本大震

災で、被災した日本を支援した経験、東日本大震災発災時に居住地の避難場所に集まった経験）と、日常予防期（団地の災害訓練や自主防災組織への定住外国人の参加）の経験が紹介された。

第一部・第二部でも「定住外国人を含む防災の協働/災害経験をコミュニティづくりに活かす情報発信」が紹介されたが、第三部でも、定住外国人の立場から、必要な情報や制度とはなにかが具体的に示された。

現在、自治体は災害に備えて「災害時要支援者リスト」作成と「個別避難計画」策定を進めているが、今後は一人ひとりの状況に応じた「災害ケースマネジメント」の必要性が強調されている。被災者に対し、行政も専門職もボランティアも連携して被害状況を共有し、生活再建に必要な支援を連携して実施する手法であるが、支援者と当事者が協力し、当事者が主体になって課題解決できる環境を整えることに着目する点で、先に紹介した「障害者権利条約」や「健康の社会的決定要因」とも共通する。

このように、第13回では「多文化社会と防災」として、当事者主体の実践を支える枠組みや規範の重要性が確認された。

4. 第14回「非自発的移住」における規範と「多文化自治」の三つの軸の提起

第14回は、第13回同様「災害」をとりあげたが、大規模災害による非自発的移住と紛争等による非自発的移住の共通性から、「アフガニスタン退避者」「チェルノブイリ原発事故とウクライナ

避難民」「難民（法的支援と生活支援）」の事例をとおして「多文化自治を考える」ものとした。

二つの非自発的移住における規範としてJ.F.モリス（宮城学院女子大学）を引用した。モリスは、

東日本大震災における外国人支援の実際を分析し、支援が「災害・紛争等緊急時における精神保健・心理社会的支援に関する IASC ガイドライン」を指針に行われる必要性を指摘し、同ガイドラインによる心理社会的支援 6 つの原則を紹介している。6 つの原則とは、1.対象者の人権を尊重し、公平・無差別であること、2.被災者参加型であること、3.害を与えないこと、4.現地にある人的・制度的・社会的資源を活用すること、5.支援機関間の支援システムを統合すること、6.多面・多層的なアプローチをとること、である。

「大規模災害による避難」と「紛争等による難民（避難民）」が関わる三つの事例報告は、共通して当事者性に論究されており、第 13 回（多文化社会と防災）と共通する。支援の対象ではなく、ともに課題を解決する当事者として関わることは、日本社会においてよりよき生活を実現し、閉塞的になりがちなコミュニティを再生するうえで不可欠であり、趣旨説明ではそれを「多文化自治」として示した。「多文化社会における協同組合の役割」は、そうした自治の主体を育てることにあるのではないか。

多文化の視点から災害に備えることは、社会が災害への備えを通して多文化受容力を高めることにつながる。重要なのは、そのようにめざす（災害に備える）多文化社会像を「自助・共助・公助の（日本的）規範」から説明するのではなく、「個を尊重するインクルーシブな社会」への国際的規範と当事者主体の多様な経験をもとに「多文化自治の主体を育てる社会像」として描くことである。

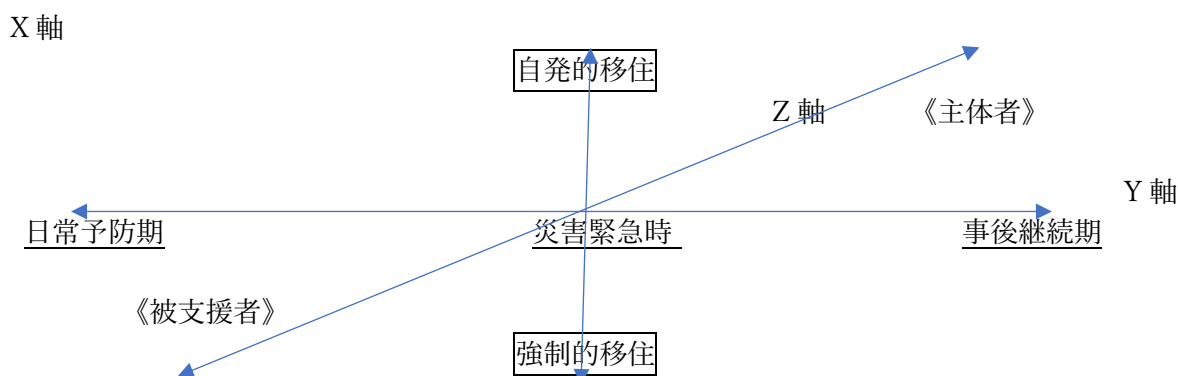
第 13 回では、多文化と防災の実践を位置付ける軸として「自発的移住・強制的移住」の縦軸（Y）と「日常予防期・災害緊急時・事後継続期」の横軸（X）が示された。3 人の報告者からはもう一つの軸（Z）、定住外国人・難民・避難民を「支援を受ける弱者」でなく「選択・判断・調整・参画する主体者」として捉える軸が加えられた。

これを受けて、第 14 回の趣旨説明では「多文化自治」の三つの軸を提起した。

- ① アイデンティティを承認すること：これは、日常～災害・緊急時～事後の継続の各段階に共通する。難民（困難に面した人）を、そのもともとの人格として理解する態度が導かれる。
- ② 受容的な包摂を促進すること：これは「自発的移住」と「強制的移住」のいずれにも共通する。当事者と環境との接点を変えていく態度が導かれる。
- ③ 当事者の協働ですすめること：定住外国人・難民・避難民・退避者は「支援の受け手」ではなく「選択・判断・調整・参画する主体者」であり、経験をコミュニティに生かす自治の主体である。そのために、言葉・制度・文化も含めた環境を共につくっていく態度が導かれる。

「多文化社会」に臨む協同組合には、こうした多文化自治の主体を育てることが期待される。それは、協同組合を創る主体である市民の態度にもよっている。

（第 15 回セミナー趣旨説明に加筆）



第11回 地域における多文化社会を巡る協同の取り組み 記録

3つの団地の事例から

日時：12月11日(日)13:30-16:30

会場：愛知県立大学サテライトキャンパス・オンライン

主催：愛知県立大学多文化共生研究所・東海社会学会・NPO 地域と協同の研究センター

「地域における(多文化社会を巡る)協同の取り組み 3つの団地の取り組みから」
多文化共生の最前線ともいえる団地の日常的な取り組みの中で構築される人々の関係性とそこから生まれる協同性と可能性に光をあてる。

挨拶 東海社会学会 研究企画委員長

三田 泰雅

第1部 主旨説明

神田 すみれ

第2部 団地における多様性と共生をめぐる取り組み

大府市 県営梶田住宅

日本語教室クリアンサの会 会長

県営梶田住宅 自治会長

大嶋 順治

菅原 和利

瀬戸市 県営菱野団地

NPO 法人 エムトゥエム 代表

萩山台自治会 地域力向上委員会 マルチ文化グループ

服部 悦子

布川 一重

豊田市 保見団地

愛知高齢者生協理事・ケアセンターほみ職員・自治会役員

JUNTOS 代表・ケアセンターほみ職員

藤田 パウロ

吉村 迅翔

コメント

愛知県立大学教育福祉学部 教授

株式会社ジャパンリビングサポート 取締役

松宮 朝

早野 実花

第3部 ディスカッション・トークセッション

まとめ

地域と協同の研究センター 専務理事

向井 忍

東海社会学会 挨拶

東海社会学会・四日市大学 三田泰雅

今回、愛知県立大学そして NPO 法人地域と協同の研究センター、東海社会学会の共催でセミナーを開催します。

多文化を巡る協同がテーマで、3 つの団地から活動実践の報告をいただきます。国境を越えた人々の移動が当たり前になっている現在、そこでたくさんの人々が特定の空間で出会い暮らしていくことが珍しくなくなっています。その最前線でもある団地の実践から、人々の中で生まれてくる関係性や協同性に光を当てたいという狙いのセミナーです。

東海社会学会は学術的な議論だけではなく活力のある市民社会の形成に資することを目的としております。その意味で今回の多文化を巡る協同というテーマはまさに私どもの趣旨そのものだと考えております。

もう1つ当学会にとって背景がございまして、今年 2022 年は喘息で知られる四日市公害の判決からちょうど 50 年という節目の年です。これを受けて、当学会では来年度のシンポジウム

のテーマを「公害からの再生」に置いているわけですが、四日市では公害をきっかけに、内陸の山を切り開いて団地を作り、コンビナートのある沿岸部から人々をそこへ「公害疎開」といわれた移住を進めた経緯がございます。その時作られた団地の中には、今回の報告にある事例と同じように様々なルーツを持つ人々が集まって住む多文化をめぐる協同の最前線となっているところがあります。今回のテーマは公害後の歩みを考える上でも重要な論点になっていると考えております。

コメンテーターの一人で当学会の会員でもある早野実花さんは、四日市市の笹川団地で長らく活動されてきた方です。その経験から、3 つの団地の活動に対してコメントをいただこうと考えております。

現在社会において共通課題になっている多文化をめぐる協同を本日は皆さんと一緒に考えていけたらと思います。どうぞよろしくお願い致します。



開催趣旨

地域の多文化社会を巡る協同の取り組み 3つの団地の事例から

神田すみれ

三つの団地の特徴とその背景

三つの団地は外国にルーツを持つ世帯の割合が高いことが特徴です。はじめに、日本全体の外国人の来日背景とその変遷の動向を見ていきます。

日本で外国人が増えてきたのは国の施策によるものです。1983年留学生10万人計画が出されました。1990年には外国人研修制度、同年に入管法が改正され、日系人が定住の在留資格により日本で就労制限なくどんな仕事でも可能となりこの時期から豊田の保見団地に多くのブラジルの方たちが来日して生活を始めました。その後、ほぼ同時期に菱野団地でも日系人が住み始めました。菱野団地は比較的ペルーの人が多いのが特徴です。

93年に技能実習制度が施行、97年に2年だった実習期間が3年になり、2008年に留学生の30万人計画が出され、2019年には達成されています。2008年に技能実習制度が改正され、在留資格で技能実習という資格ができました。2012年には高度人材ポイント制が導入され、2017年には技能実習法が施行され、技能実習期間の3年が5年に延びました。2017年には「介護」の在留資格ができました。その翌年、日系4世がワーキングホリデーの制度により日本で5年間働けるという制度ができました。2019年には特定技能の在留資格ができ、25年までに34万5000人を入れていくという国の計画が出ています。

1990年に日系人の在留資格ができ、92年に建設省（現国土交通省）の通達で「特別定住在日コリアンの方および外国人についても可能

な限り地域住民と同様の入居資格を認めるものとする。なお入居者募集において外国語による広報を充実するように努めること。」という通達が出ています。2006年に国が地域における多文化共生推進プランの策定を各都道府県や自治体に周知します。これにより推進プランが出来た自治体もあれば今もない所もあります。つまり留学生の30万人計画が出る少し前、技能実習制度ができてからずいぶん経っていますが、2006年に国から多文化共生推進プランの策定が周知されたのは、地域で暮らす外国人が増えているという状況がありました。2018年には外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策が国から出されています。このように国の施策により、この間、地域で暮らす外国人はかなり増えました。多国籍化も進みました。

従来、オールドカマーと言われる中国背景の方や、朝鮮半島背景の方、そしてその後、日系人が増え、今は多国籍化し、様々な国から来日する人たちが増えています。この間、デジタル化が進展して、気象災害も増えています。防災や災害が起きた時の多文化対応が必要だという話も周知されるようになってきています。在留資格の「特定技能」が新しくでき、社会的に多様性、人権保障が大切だということも認識されるようになっていきます。少しずつ日本社会の中でも変化が起きてきていると思います。

これは日本全国の統計ですが、今中国の方が一番多いのですが、ベトナムの方がこのところ急増しているのは、皆さんも肌感覚としてあるかと思います。永住者も増えてはいます。しかし永住者が増える一方で、技能実習生や留学生も増えてきている。コロナの中で技能実習生も留学生も一時的に減ってはいますが、この傾向

は変わらないだろうと言われています。そしてこの愛知県は東京に次いで外国人が多い地域で、この大きな変化の中にある中で団地という地域の中でどのような変化が起きているのか、住民主体の視点から今日は見ていきます。

愛知県の統計を愛知県のウェブサイトから持ってきました。愛知県の特徴は日系ブラジル人が多いということです。それでも全国の他の地域と同じようにベトナム出身の人たちが増えています。ペルー、ネパール、フィリピンの方も増えてはいますが、朝鮮半島にルーツがある人、朝鮮半島出身の方たちが高齢化で減ってきています。ベトナムの方たちは技能実習生、留学生が多いという印象があると思いますが、ベトナムの技術者の方たちも増えています。技術者の方たちの特徴は、ご夫婦ともベトナム出

身で、家庭内でベトナム文化、ベトナムのアイデンティティの子ども、子育てをしているという特徴があると思います。

去年日本で生まれた外国籍の赤ちゃんが一番多かったのが、ベトナム人です。今企業を訪問すると「今、うちベビーブームなんです」と言われて、詳細を聞くと、「生まれている赤ちゃんは全員ベトナム人」という話がよくあります。5～6年後に小学校に入学するベトナムのアイデンティティを持った子どもたちが急増するという変化も出てくるでしょう。

このような変化がある中で、本日は住民主体の新しいつながりや住民が持つ協同性、住民力に支えられている地域社会というところを見ていきます。よろしくお願いします。



愛知県大府市 県営梶田住宅のとりくみ

クリアンサの会 大嶋順治
自治会長 菅原和利

大府で行っている外国にルーツを持つ子どもの学習支援「クリアンサの会」についてお話しします。

クリアンサの会

クリアンサの会には会則があります。会則で外国にルーツを持つ児童が居心地良く自分らしくいられる場所で日本語を学んだり宿題をしたりすることを目的とすることで始まりました。梶田県営住宅の集会所で始まりました。

活動の概要としては、市内の小学校に通う日本語教育が必要な外国人児童（小学生）が対象です。学習支援は、通常の日の放課後に活動します。子どもたちが来たら宿題をやる。ブラジルではあまり宿題が出ないみたいです。日本は宿題を出さないと平常点がつかないということもありますから「みんな宿題持ってきた？」とまず宿題をやるのが第一です。通常は、国語と算数に重点を置いています。4～5年生になったら地理、社会、理科も学習しますが、国語と算数を中心としてやっています。

体制は児童1人に対してボランティアが1人、マンツーマンでやれる形を基本としています。ボランティアが少ないと1人で2人見ることもあります。

場所は、県営梶田住宅の集会所です。なぜ梶田住宅かというと、これからの活動にも関係しますが、外国にルーツを持つ子どもの数が大府市で圧倒的に多い地域だからです。一時外国にルーツを持つ世帯が6割を超えていました。今年は今のところ50%ちょっとです。大府市内でも断トツに多い地域です。

梶田県営住宅で1年ちょっとやりましたが、現在は大府市北山小学校区の北山公民館でやっています。まだ始まって2年の石ヶ瀬会館、石ヶ瀬小学校区で1つ、放課後の活動をやっ

ています。大府市内の3つの小学校は特筆してその地域に海外から来た人が多いです。そのため3校のうち2校で放課後の活動をしています。学校がある時には、夕方4時から5時の1時間。夏と冬で日没の時間が違いますから、冬は早い時は3時半ぐらいからやることもあります。あとは春休み、夏休みと冬休みに10時から11時半、ほぼ90分、時間を長くしてやっています。普通の時は今のところ月1回、春休み、夏休みは1、2回追加して夏休み3回ぐらいやっています。

まず宿題をやります。子どもたちとボランティアが1対1ぐらいでやっています。夏休みのように、時間の長い時は必ずクラフト工作をやりします。工作の担当は、大府市の国際交流員です。創設当時から国際交流員の担当で、いろいろなアイデアでいろいろなものを作っています。この写真は親子交流会でクラフトをやっている時です。国際交流員が変わる6月に撮った写真です。

活動は、大府市が主催で外国の子どもの学習支援をしようということで始めました。2015年3月からボランティアを集めて児童の多い北山小学校区、梶田県営住宅集会所で活動が始まりました。「クリアンサ」というのはポルトガル語で「子ども」という意味です。子ども会なんです。市は多文化共生の課長や担当者が必ず来て、我々ボランティアと一緒にやっていました。その後、独立して会を作って2016年8月から「クリアンサの会」として今に至っています。活動を始めてから7年、会としては6年ぐらいです。ボランティアの数は10月1日現在で14人います。

この日本舞踊を踊っている写真はクリアンサの会の副会長武庄さんです。

6月に親子交流会をやりました。親子交流会は設立当初からやろうと思ったんです。子どもと知り合ってもその親たちの顔を見るということとはなかなかありません。親も一緒に来てもらって、コロナの前は、パーティーをして食べるのが主体でした。コロナになって2〜3年やっていません。コロナも収まれば従来の楽しい食事をしながら何かやろうと考えています。

至学館大学の学生にゲームだとか企画をお任せしていて、1時間で何かやってとお願いしました。4つぐらいのコーナーを設けて、順番にそこで遊びながらゲームをして周るということをやりました。

クリアンサの会として、小学校の日本語教室の授業のサポートを始めました。小学校の日本語担当の先生が日本語教室のお手伝いもしてくださいと、教育委員会と市役所の多文化交流係を通じて我々の会にオファーがありました。「私たちは学校の先生じゃないからできない」と言ったのですが、とりあえず見学に行き、そこから始まりました。2017年11月から共長小学校、それから1年半後に石ヶ瀬小学校。日本語教室に行ったらマンツーマンで外国にルーツを持つ子どもと一緒に勉強したり、入り込みで児童のクラスに行ったら、授業で隣に座って算数を教えたりしています。算数や国語が多いのですが、授業は先生がやっているの、「先生が今ここやってるよ、教科書のここだよ」というサポートをしています。共長小学校では、多い月だと18日ぐらい。何日の1、2時間目、何日の2時間目から3時間目 午後の5時間目とか要望が来るので、そこに私がボランティアのシフトを組んで報告し毎月、学校の授業のサポートに行っています。この活動が、全体の中で今は分量的に多いです。

活動当初から、他機関との連携ということで「大府市民との協働、市民を巻き込んで行政をしましょう」というのが市の施策のうたい文句でした。2017年から大府市事業提示型協働事業として、本来市がやるべきことを市民がやることによって一緒に行政を進めていくという指定を受け、その予算の範囲でボランティアの活動報酬をいただいています。それが我々の活

動資金です。市の国際交流員が毎月活動に参加していろんなことを企画していただきます。今年初めて小学校で行われる入学前の父兄の説明会に参加しました。外国の子供さんの親がみんな来ます。説明会は通訳がつきます。中国語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語があります。通訳がつくので、我々クリアンサの会も行ったら、学校からのメインの説明会が終わった後で保護者に残ってもらい、クリアンサの会のPRをします。小学校の教育委員会を通じ、学校の教務の先生と話して「こんな学習支援しています」という我々の活動を広めようとしています。一方、市内のNPO「地域多文化ネットワーク」が中高生の学習支援を毎週木曜日と土曜日に行っています。そこに我々が活動している小学校を卒業した子を案内して、継続的に支援をしています。そのようにた団体とも連携を図っています。そこでも「学習支援をやってるからどう？」と紹介しています。

至学館大学からも外国の人に触れ合う機会ということで毎回3人ずつぐらい、大学が募集した学生が来て、子どもと一緒に勉強しています。イベントがある時も、イベントを企画してやってもらっています。これがクリアンサの会です。

梶田県営住宅

梶田県営住宅ですが、大府市梶田町に6棟（4階5階建て）あります。世帯数が10月現在で106世帯で、そのうち外国にルーツのある世帯が50%ちょっとです。多い時はもっといいましたが今はそれぐらいです。梶田県営住宅自治会の課題ということで菅原会長と一緒にやっています。私が7〜8年前に初めて菅原さんと会った時、団地で外国の人とすれ違っても挨拶もしないと言うのです。別にハローでもチャオでも言えばいいのに、と思いますが、そういうのもない。階段上がっていけばどこかでは会う。6割、半分以上いるわけですから。そんな状況下にも関わらず協同で何か一緒にやるということがないのです。

その中で、団地の掃除ができないか、ということで始めました。団地内にある児童公園の草

刈りをやったり、木の剪定をしたり、みんなで少しずつできないかと始めました。一番の問題で、やらなければいけなかったのが自転車置き場の整理と廃車処分でした。すごかったんです。そして、住民の高齢化。入管法改正から、30年経つとやはりみんな高齢化してきます。団地では日本人の高齢者も一人暮らしの人が増えています。

今年の4月。共益費の集金日が第2日曜日。毎月是集めませんが、4月に集めました。天気も良く、草とったり掃除したりしました。88%出席でびっくりしました。これからもどんどんそれを根付かせて、自分たちでできるようになればと思いました。

公園は今年私と菅原会長、もう一人のおじいさんが手伝ってくれて、草刈りをやり、きれいになりました。5〜6年前、最初に菅原会長に言われて私が行った時には、木の枝が多くて、木の枝を切らないと草が刈れないぐらいの状態でした。今はきれいな状態になりました。秋にやれば来年の春までは大丈夫です。

一番問題なのが放置自転車です。自転車置き場の屋根がある置き場所よりたくさん外に出ています。ここに自転車があつてあちらにも自転車と。最近聞いたところによると、新しく入ってきた人が、親の自転車や、子どもの自転車を買ったので入れたいけれど入れるところがないと言っていたそうです。どうしたらいいんだろう。子ども用自転車は問題です。子どもは2〜3年乗ると大きくなってしまい、みんな使わなくなり、自転車置場の裏側に置いていってしまいます。これを片付けなければいけない。これが今の課題です。

今年新たに4月から何かしようということで取り組みを始めました。各棟班長さんが1人ずついます。6棟ありますから、6人です。今までは、外国の人が班長さんになっても、1回出てきてあとはずっと出てこないということも

ありました。6人のうちの1〜2人が外国の人でもなかなか班長さんとして日本人と話しながら進めることができません。だから今年は全棟に外国にルーツをもつ人にやってもらうことにしました。外国ルーツの人5人と日本人1人ということで、外国の人を班長さんにして、参加を呼びかけました。これを何年か継続していけば、みんなが何かやれるようになるんじゃないかと考えました。団地内の掃除と草取り。これはさっき言った第2日曜日に天気のいい日にやることになっています。自転車置き場については、自転車を処分したいのですが、だれの自転車かどうかわからないので、今確認作業をしています。なかなか進みません。

それから「高齢者の見守り隊」を作りました。一人暮らしの人を訪問して「最近どうですか」と訪問をします。お菓子も少し配ります。これまで75歳以上、一人暮らしとしていましたが、この年齢制限は止めます。もっと下の年齢でも訪問していきます。この間はコロナの第8波ということで、チラシを作りました。以前は、ポルトガル語が多かったのですが、今は多国籍です。フィリピンとベトナムが今一番多いです。インドネシア、ネパールとかスリランカの人もあります。最近新しく入ってくる人はみんなベトナム人です。各言語で翻訳を作ったら、6言語、7言語になってしまいます。ですから、今はもう翻訳はしません。全て言語翻訳するのは大変ですし、掲示板に貼れません。今は「やさしい日本語」にして、ルビをつけています。それから、絵で表示をしています。集金日の何月何日、掃除をする道具のほうきだとか、掃除している絵を貼ります。「もう絵にしましょう」と言って、以前はブラジルの人が作ってくれていましたが、今は会長さんが作っています。

以上で我々の報告は終わります。ありがとうございました。



神田：大嶋さんありがとうございました。菅原さん、今、自治会の班長さんは全て外国の方ということですが、どうやってお願いしたんですか？

菅原：お願いというよりは、半強制的に外国の方に班長になっていただきました。役員の役割に慣れていただいて、バトンタッチするとき、次の人に役割を教えてもらえるようにする、という目的がありました。

神田：嫌だと言われませんでしたか？

菅原：嫌だとは言われませんでした。今回やっ
てくださっている方は、お願いに応じて、一生懸命やっ
ていただいています。

神田：高齢者見守り隊で役員の方が訪問する
ということは、海外出身の班長さんたちが日本の
高齢者を訪問するということですね。どんな反
応ですか。

菅原：チラシで申し込みを呼びかけましたが、
皆さん遠慮して申し込みがありませんでした。

そこで、年齢がわかるので、こちらから訪問
することにしました。申し込みはなかったの
ですが、訪問すると大変喜ばれました。これは正解
でした。まだ 改善点がありますが、外国の方、
役員の方に役割を割り当てて、訪問していただ
いています。

神田：素晴らしい取り組みですね。住民の高
齢者も喜んでいるのですね。わたしが 7～8 ヶ
月前に初めてクリアンサの会を訪問した時、菅
原自治会長がクリアンサの会のメンバーとし
て教室にいらっしゃいました。日本語の会の初
期メンバーに既に自治会長さんが入っていた
ところが「なるほど」と思いながらお話を伺っ
ていました。

お二人が相談しながら、日本語教室にも自
治会にも連携の輪が広がっていることをお伺
いし、皆様にもこの話は聞いていただきた
いと思って今日お願いをしました。ありが
とうございます。

愛知県瀬戸市 菱野団地の取り組み（１）

原山台地域力向上委員会 マルチ文化交流グループ 布川一重

瀬戸市菱野団地

菱野団地は愛知県の住宅公共公社が 1960 年代に大規模な住宅団地を造成して開発されました。173.5 ヘクタールです。話題のジブリパークより少し小さいぐらいです。1 菱野団地は、原山台、八幡台、萩山台で構成されていますが、1970 年に原山台から入居が始まりました。誕生から 50 年が経ち、今、団地では新しい再生計画が進められようとしております。

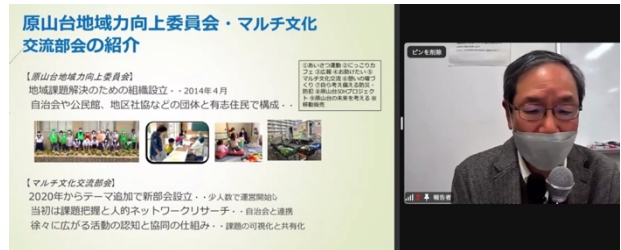
人口が 1 万 751 人で、そのうち外国のルーツのある住民が 951 人。原山台も大体同じで 3568 人のうちの 365 人。それぞれ 9.7%、11.4%で約 1 割です。ニューカマーと言われるブラジル、ペルーの方が多いです。原山台は分譲住宅、県営住宅、マンション、商店街で構成されています。外国のルーツの住民の 8 割以上が県営住宅やマンションに居住しています。

喫緊の課題ですが、先ほど大島さんからありましたように、菱野団地でも高齢者対策ということで孤立、買い物の困難があります。高齢化率が 40%を超えています。自治会活動の停滞もあり、ちょうど 50 年経って世代交代をどうするかが問題になっています。菱野団地には小学校 3 校、中学校 1 校ありますが、4 年後に統合されます。原山小学校だけが廃校になります。私も今活動しておりますが、この跡地をどうしようかということが問題になっています。

当初から私たちは多文化共生でなく、マルチ文化交流と言っていますが同義語だと思います。こういった問題を見ると日本社会の縮図のような感じだと思います。

原山台地域力向上委員会

原山台の地域力向上委員会ですが、これは瀬戸市が音頭を取った形で地域課題解決のために組織しました。2014 年 4 月です。瀬戸市に 15 地区ぐらいに、こういった地域力向上委員会



に類するものがあります。市から補助金が出ており、令和 4 年度で原山台では 85 万円の補助金をもたらしております。構成としては、自治会も連合会、分譲住宅 2 丁目、それぞれあるんですが。こういった自治会。公民館、それから地区社協、様々な団体と有志住民で構成されております。9 つの部会があり、事務局事業の移動販売があります。この写真がそういった活動の様子ですが。一番右側はコープあいちさんの移動販売者が月 2 回回ってきますのでその写真です。

マルチ文化交流部会ですが、2020 年からテーマが追加され新部会が設立しました。非常に少人数で住民有志で始まりましたものですから私も自治会の役員兼ねておりますが、役員中心に設立をいたしました。

マルチ文化交流部会の活動と成果

きっかけは梶田住宅さんと同じように 1 割とはいうものの、外国にルーツを持つ住民の方がいるということで、コロナ禍の影響が大きいです。もう一つは震災です。東南海地震の発生が予想されておりますが、災害時の情報伝達はスムーズなのかと。先日防災訓練やりましたけども、残念ながら外国人住民の方の参加はあまりありません。自治会のルールということでゴミの搬出。瀬戸市では 10 月からプラスチック包装容器の分別収集が始まり、説明会をやったのですが一組だけペルー人の方がお見えになりました。日本人でもわからないルールを本当に理解してみえるのかなと思います。それから行政サービスです。コロナワクチンの接種なんかも市役所から通知が来ますが、本当にこうい

うサービスが届いているのか、というふうな住民の問題意識から活動が発生しております。孤立していないかというのが最大の関心事であります。

マルチ文化交流部会が立ち上がって3年しか経っていませんが、成果として挙げてあります。

1つは、自治会有志で話し合いという形で毎月1回第1土曜日の午前中に定例会議を集会所でやっております。部員のみならず、ボランティア NPO 団体の方も連携しようという形で勉強会をやっております。スペイン語教室、日本語教室のボランティア、NPO エムトゥエムの服部さんも招いて学習会しました。市の国際センターの職員にも来ていただいて話をしました。

2つ目は、情報誌です。先ほど挨拶がないという話がありましたが、ここでも一緒です。言葉がわからないものですからなかなかオラとかハローという風にはいかないんです。なので情報伝達手段を確保しようと、ペルー人とブラジル人が多いですから、スペイン語・ポルトガル・英語の3言語を翻訳して、原山台通信の外国版を翻訳したり、防災訓練のチラシも全文翻訳できませんのでタイトルだけでも上げております。QRコードをつけてホームページに飛ぶようにしております。

コロナ禍での人材探しと交流で、リアルなイベントとかできませんのでどうやって外国のルーツの住民の方と接触しようと苦慮したんですが、個別にインタビュー記事を情報誌に載せたり、日本語教室と外国語教室をやっていますので、そういった方たちに教え合いをしております。私たちが交流部会やっている同じ時刻に隣の部屋でスペイン語教室をやっています。

見えてきたこと

私の個人的な見解が含まれます。

1つは少ないながら分野協力者の増加です。呼びかけましたら、女性の方で手を挙げたり、隣の長久手市からボランティアでみえてる方

がいます。嬉しいことですが、20代のブラジル出身の女性が自宅で日本語教室をやっているんです。そういうことだったら集会所でやってよという形で集会所で少し人数を増やしながらかやっております。先日、豊田市にある愛知工業大学の学生さんが二人みえてマルチ文化交流部会の活動を知りたいということでヒアリングに応じました。こういった若い人たちがコミットしてくるとやっぱり当事者の意識も変わってきます。

2つは、地域力向上委員会のホームページです。最初は Google 翻訳を付けたサイトを立ち上げようとスキルのある方に頼んで、交流部会でホームページを立ち上げたんですが、今年本格的な運用しようと地域力向上委員会のホームページにしました。前はレンタルサーバーだったんですが、今独自の分野を取得しました。harayamadai-seto.com です。一度検索してみてください。Google 翻訳ではありますが、三か国語の対応をして QR コードで飛んでいただくようにしております。こういったことで情報の共有を図ろうとします。

そして、交流事業の兆しです。リアルな交流イベントができてないという話があったんですが、今年になって少し兆しが出てきました。今年の9月から10月、愛知トリエンナーレに代わる芸術祭が県下で行われましたが、瀬戸市も現代美術作家協会が菱野団地を舞台にインスタレーション等をやってくれたんです。喫茶店を出してくれました。

今年の10月30日には分譲自治会が主催した、原山台わくわくスタンプラリーという形で、原山台にある7つのちびっこ広場と、もうすぐ取り壊されますが、古くなった幼稚園の園舎を使ってゲームをやったりして90人ぐらいの参加がありました。

こういったことに勇気をもらって、今は第8波が来てるのですぐにはいきませんが、来年、暖かくなったらぜひ日本人住民と外国の住民の方の交流会をやろうという計画がいま進んでおります。

これから必要なこと

これからも継続、新陳代謝、連携と協同、まさに今回のセミナーのテーマになっておりますが、これをキーワードに作りました。継続は力なり、新陳代謝はやっぱり主体と客体。女性と若者というようなこともキーワードになるかと思います。

そして連携と協同ですが、今回のセミナーで協同という字を調べてみたらもう一つ働くという協働がありますね。どう違うんだろうと思って調べたら、働く方は形態が違うもの同士が協力するというので、例えば行政と市民というのはそっちの協働なんです。こちらの協同は人々が共に心と力を合わせて行動を行うこととありました。ああいいなと思いました。私たち自治会でやろうとしていることはそういった行政の援助とか支援も必要ですが、やっぱり住民同士でするので緩やかなフレキシブルな連携が必要かなと思います。

新聞を読んでいい事柄を書き留めておいたんですが「小さなアイデアや可能性に火を灯し、人やスキルを集めれば大きな力となる」と書いてありました。まさに地域活動ってそれだと思いました。

まとめ

図にしてみました。「住む場所」と書いてありますが、要は地域ってコミュニティです。自

分がここに住むと決めた場所にコミュニティがあります。そこには様々な課題もないわけではありませんが、可能性もあります。私も今年3月でリタイアしましたが今まで付き合いないう方と新たに付き合い始めて面白い人がいっぱいいる、楽しいこともあると可能性を感じています。そういうのが絡んで一人一人の理想が実現し、夢を語れる場所になったらもっと楽しい場所になるということで書きました。

「相互理解への活動支援」。マルチ文化交流について、今話題になっている アンコンシャスバイアス＝無意識の偏見がないわけではありません。これをどうやって克服するか。それから「地域活動への地ならし」で、自分の身の回りに関心を持つことが地域活動のはじまりかだと思います。

これも雑誌で読んだ言葉で面白いと思って書き留めておいたんですが、「状況化」とは制度が融解したものなんですね。つまり、国とか自治体が多文化共生プランとかを作りますがこれは制度なんです。それがこういった現場に落ちてくるかということ、なかなか額面通りにはいかない。ただ、将来的にはこういった活動することによって、多文化教室のマルチ文化交流が当たり前になってくる。これが状況化だと思います。私はそれを目指してこれからも活動していきたいと思います。拙い説明でございましたがご清聴ありがとうございました。



神田：布川さんありがとうございました。コロナの真ただ中の時、生活困難の相談が保見の方からあって、菱野団地に住んでいる外国の方に食料をどうお渡しするか服部さんに相談したところ、自治体の方に相談するのがいいだろうとアドバイスがあって、訪問させていただいたのが私が最初に原山自治会を訪問した最初でした。

その集会所で県大の大学院にいる友人がスペイン語の継承教室をしているところからつ

ながり、ちょうど立ち上げたけれど、コロナで全く動きができなくてどうしたらいいかすごく悩まれていました。

そこからこういうふうに色々な制限がある中で、海外出身の人とのコミュニケーションを発信するとか、多言語でインタビューをすることでつながれないかとどんどん展開されていて、皆さんに聞いていただけたらと思って今日お願いをしました。ありがとうございました。

愛知県瀬戸市 菱野団地の取り組み（２）

NPO 法人エム・トゥ・エム 服部悦子

NPO 法人エム・トゥ・エムは、繋ぐをキーワードに約 20 年前に立ち上げました。年をとっても病気や障害を持っても、一人になっても心豊かに暮らせる町ってどんな町だろう、何が必要だろうというのが当初でした。今そのリーフレットに「外国籍でも」が加わっています。ずっとこんなことを思い続けて、ここまで来ました。

主な事業

「困った時の街の便利屋」。「困った」と「役に立つよ」をつなげてということです。拠点は、「居場所」ということで、いろいろな使い方をしています。この頃は外国籍の人たちのよりどころにもなっているのかなって感じます。

もう一つが瀬戸市指定管理事業で「自然児童遊園ねむの森」の管理運営をしており、2 期目に入っています。市民の財産をもっとより良く、使いやすくしたいという思いで、遊園がある地元の有志で日常管理をしていただき、そういった目的ですので定期的に担当課と協議の場を持って進めています。

新たに加わったのが「食料支援どうぞフード」です。2020 年の 8 月、先ほど神田さんからのお話もありましたが、トントントンと私たちのところにつながってそれは大変だと、コロナで失業したり、仕事が半減した、主にペルーの人からの SOS がここまで来ました。私たちは何とか食料品を集めることができるということで集めました。集めた時のチラシがこんな殴り書きで書いたもので、誰がそれを集めているかも書かず携帯電話だけを公表した次第ですが、これが緊急性を感じたのかヒットして、多くの電話がかかってきました。皆さん非通知でかけられておりました。近くの幼稚園では募金活動も始まりました。この右に書いてあるのは、ちょっと間違っていると思いますが、「ここには、

ミルクとか食べ物があるよ」ということをスペイン語で書いたつもりです。

現在水曜日から日曜日の朝の 10 時から 15 時、毎日食料支援を行っております。食料品や日用品や衣料などもあります。子どもたちの居場所になるようにと、お菓子屋さんコーナーも作りました。無料のお菓子屋さんです。

県から認定を受けましてフードバンクとしても活動しております。近隣の子ども食堂を運営している皆さんが食料品を取りに来る場所にもなっています。いろいろ形は変えておりますがこんな感じで。これは日曜日の様子ですね。毎日やっています。

先ほど話がありました 2020 年 9 月に原山集会所で土曜日に 3 回開催しました。運営しているのがペルーの人たちです。当初から「私たち日本人は食料品を集めるけど一緒にやってくれる？」と声をかけ、どうやっていこうか相談してから進めておりますので、自然に外国籍の人たちもメンバーとなり、現在もおります。彼女たちが加わったことで、情報がブラジルの人たちにも伝わって皆さんが来るようになっていきます。水曜日から土曜日の平日は毎日 5 世帯前後の方々が来られています。日曜日は 30 世帯前後の利用者で、始めた頃は 9 割以上が外国籍の世帯でしたが、今は 8 割が日本籍の世帯。2 割が外国籍の世帯という感じです。主に瀬戸市役所の子ども未来課、自立支援相談窓口、子ども若者センター、地域包括のケアマネジャーなどから紹介されて来られる方が多いです。ここまで来られない人たちはどうしているんだろうと、当初から思っていましたので、瀬戸市と相談し、瀬戸市子ども未来課と協定を結ぶことができ、必要な方に食料品などをお届けすることをしております。行政の職員の方がお届けする場合もあり、その場合は指定された行政の窓口で食料品などをお届けしています。現在、その仕事はペルー籍の人にやっていただいています。

またメッセージから、この頃は母語で相談が入ります。だいたい挨拶から始まるので、スペイン語かポルトガル語かは判断でき、ツールを使いながらやり取りし、実際には、外国籍のスタッフに間に入ってもらって一緒に食料品や紙おむつなど届けることをしています。

最初は食料支援でしたが、この頃はよりどころに、ということで困った時に来られる外国籍の方たちが少しずつ増えています。特に日曜日は、同じ国のスタッフがいる安心感もあるかと思えます。何が書いてあるのか教えてほしいと色々なお手紙を持ってこられます。学校から渡された手紙を持ってくる人もいます。ワクチンの予約をしてほしいということで私たちが電話して予約したりしています。子どもの病気の症状を伝えて診療科目のある病院はどこにあるか教えてほしいとか、通訳がいるのか教えてほしい、確定申告では同行することが非常に多かったです。

一緒に確定申告の会場に出向きます。その前にここで整理をします。みなさん大きな書類の入った紙袋を持ってこられて、大体がダイレクトメールなんですけど、必要なものだけを整理して一緒に行くという形です。このほか、保育園の入園手続きの申請書を持ってきて一緒に書いたり、保険金請求の手続きも一緒に書いたりなどいろいろです。

そんな中、食料支援だけでなく取りに来る人たちと共に過ごす時間を作った方がいいねと食堂も始めました。2021年の1月からです。毎週日曜日のお昼ご飯で、現在、子ども0円、大人が300円。スタッフに外国籍の人たちがいますので、第3日曜日はペルー料理の日としています。このほか夏休みとか春休み、土曜日などお腹がすいたら来てねと、水色のこれを店頭に貼っています。左のチラシは、先週、瀬戸市内の全部の小学校と中学校、保育園で配っていただきました。これが子ども食堂の日の様子です。真ん中にメニューが書いてありますが、日本語だけではなくポルトガル語とスペイン語で表しています。

ここでは、金城学院大学の学生さんのお手伝いも毎週あります。これは先日行いましたハロウィンです。企画をやろうというアイディアはペルーの人たちからで、私たちは、彼女たちから指示されるまま用意してこの時を迎えました。皆さん料理を持ち寄られました。これがかぶれと言って皆さんがかぶって、集合写真を撮りました。こちらが金城学院の皆さんです。

毎週日曜日のどうぞランチは50人から60人分ぐらい作ります。メニューはFacebookにあげますが写真が必要です。当初言葉だけで書いていましたが、ペルーの人から写真写真と言われました。筑前煮と書いてあってもわからない、写真があるとわかるということです。予約はペルーのスタッフに予約が入ります。日本人の予約はだいたい電話が当日かかってきます。ペルー料理の日は100人以上150食ぐらい作った時もあります。保見団地にもお届けした時期もありますが、現在は行っていません。毎週保見団地から3、4組の親子が来られています。今日も来られました。

現在の子ども食堂は半数以上が外国籍の親子で子どもだけで来るのは日本人。先日はいつもみんなを助けてくれているからとブラジル料理を作って差し入れてくれた方がいます。「お手伝いしたいです、手伝います」と言われるのは、今のところ全員外国籍の人たちからです。

2022年8月から一人親家庭の支援を始めました。瀬戸市に700世帯あり、8月に現況届を提出しに来られると聞きましたので、子ども未来課と相談し、うまく連携が取れその親子の方々がたくさん来られるようになりました。これは良かったです。連携できたことでしていた成功しました。

この左の写真はご苦労さん会です。今まで支えてくれた人たちが高齢になってきて、死んじゃう前にということでご苦労さん会をしました。この時ペルーのアケミさんとロシオさんも

誘いました。彼女たちは 30 年以上日本で暮らしていますが、温泉に入ったこともないということで初めて一緒に入って裸の付き合いをしました。これは誕生会です。私たちは誕生会をする習慣があまりなかったんですけど「とても特別な日で、明日死んじゃうかもしれないから祝うことを大事にしてください」と言われました。そんなわけで、誕生日を迎えるスタッフがいる月に、ちょっとめんどくさいなと思いながら誕生会を開いています。

私たちは、どうぞフードとどうぞランチをしていますけど、これは市民が作るインフラだと、市民がインフラ整備をしていると思っています。その為には継続できる仕組みが必要で、今の課題はお金と人です。食料品を調達するためのガソリン代、倉庫の家賃、光熱費がかかります。またこの窓口は残しておきたい、残す必要があると思いますので、将来の継続のためにボタンタッチができる人材が必要です。そこで 2021 年 3 月、瀬戸市議会の委員会に陳情しました。目的は「どうぞフード食料支援の実情を知らせる」「継続できるための制度を作ってほしい」の 2 つでした。それを知った担当課長が補正予算を組んでくださいます、2021 年 4 月に瀬戸市子ども食堂応援補助金が始まりまし

た。今年 22 年 4 月は少しその枠が広がって、エム・トゥ・エムもですが、瀬戸市内で子ども食堂とかフードバンクをしている人たちが補助金申請をされていると思います。助かっています。

法人は立ち上がってから 20 年、今現在、年表を作っております。そして「さあこれからどうする」というイベントを開催し将来の継続に向けて人材探しを呼びかける予定です。また、外国籍の方が瀬戸で生活しやすくなるため、瀬戸で暮らす外国籍の方々を対象にアンケートを取り始めております。その声を市役所に届ける予定です。このアンケートは金城学院大学朝倉ゼミの学生さんたちと一緒に作りました。先生の力もいただきなんとかここまで来ました。

まだまだだと思っています。私たちは多文化共生ということで取り組みをしているわけではなく、ここに共に暮らすということで、目の前にある課題をやっているだけのことです。ですが、やっとどんな問題があるのか少し景色として見えてきたところではないかと感じています。以上です。ありがとうございます。



神田：ありがとうございます。「さるなかとんな toto…」の様子をカメラで会場の皆さんに紹介していただけるとありがたいです。

服部：見えていますか。こんな感じです。

神田：金城学院大学の朝倉美江先生から、さるなかとんなの取り組みについてコメントいただいてもいいですか。

朝倉：いつもありがとうございます。今日も学生たちが美味しい食事もご一緒できたと写真と LINE で報告を受けています。

服部さんが自然体に、自分たちの地域の市民として、市民がどうやったら繋がって地域にあ

る問題を解決できるか、一つ一つ丁寧にやっていращやった結果として、地域のいろんな国籍の方々も一緒に同じ市民として、彼ら彼女たちの課題を解決しようと進んでいます。一番印象に残っているのが「私たちは日本語しか話せなくても、彼女たちのことがわかる」とおっしゃっていて、なんとか解決したいと思っているからいろんなところとつないでいく、本当に実践されているという実感です。学生たちも、最初のころに比べてどんどんいろんな人たちが出入りされていて、みんなあったかくて、最初のうちは学生たちも緊張していたと思うんですけど、すごい居心地がいいんですね。してくれるので、本当に素敵な場所を作ってもらっしやるんだなと。

高齢になっても障害があってもいろんな国籍や文化で本当に多様な人たちが一緒に暮らしているのが地域だということ。その中で互いに助け合おう、そのために必要なものは作っていかうとおっしゃっているのはすごく大事な。やっぱり私たちが暮らしていく中でいろんなサービスや拠点、いろんな社会資源が必要だと思うので、それを市民の力で作っていくことで行政との関係でも必要なことは対等な関係として発言し陳情もして、アンケートもそのためにやっていたらいいので、そういう活動がもっと広がればいいなと、いろいろ教えてくださいありがとうございます。

神田：ありがとうございます。瀬戸市役所の磯村さんお願いします。

磯村：子ども未来課の時は大変お世話になりました。4月から教育部に移っております。布川さんや服部さんの活動を拝見しまして、改めて地域の皆様の力がどれだけすごいのかと感動しております。今教育部で仕事をしておりますが、布川さんからもお話があった、八幡小学校と原山小学校と萩山小学校の3つの小学校が統

合して、新しく八幡小学校のところに、建物が建つわけではないんですが今の小学校をリフォームして、学校の中に子どもたちが居心地よくいられる居場所を作れるといいかなと、広陵中学も含めて、そういうことが必要な地域じゃないかと、計画を少しずつ進めようとしているところです。学校を拠点とした子どもたちへの支援も今後考えていける地域になると嬉しいと思っています。引き続き地域の方、NPOの皆様、服部さん布川さん。みんなの会という素敵な会もあるし、神田さんもお活動されてますので、ぜひそういった方々の力が学校というプラットフォームにもどんどん入ってきていただけるとすごく嬉しいです、それが瀬戸市の宝かなというふうに思っています。

神田：私も瀬戸市民なので、市役所にお世話になることもあるんですけど、海外出身の住民の方と相談しに行く時の磯村さんの対応ですとか、服部さんの活動と市との連携とか、現状に即して行政の制度をうまく使えるようにしていただける職員の方との連携がすごく大事だと思っています。ありがとうございました。

豊田市・保見団地の取り組み

JUNTOS 吉村迅翔

県営保見自治区役員 藤田パウロ

吉村迅翔：保見団地で JUNTOS という任意団体の代表をしています。ケアセンターほみという団地内の福祉事業所の職員（注）で、今年 9 月から県営保見住宅に特別使用で入居し、県営保見団自治区の役員もしています。

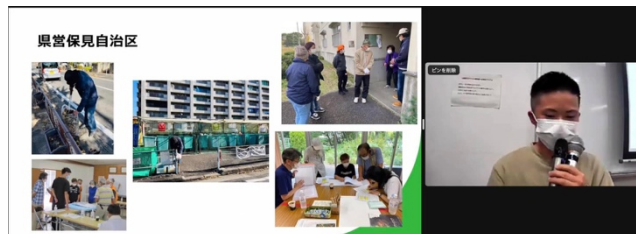
藤田パウロ：皆さんこんにちは。藤田パウロと申します。県営保見自治区の役員、ケアセンターほみの従業員として勤めています。よろしくお願いします。

吉村：すごく緊張しております。はじめに JUNTOS の活動について少し話します。

僕たちが活動する保見団地は、外国籍の方が 6 割を超え、外国籍の中でも 8 割以上がブラジル出身という特徴を持つ団地です。

保見団地に関わるきっかけは、今、中京大学を 3 月に卒業したばかりの社会人 1 年目ですが、2 年生から入ったゼミがボランティアをしなければいけなかったので、近くに保見団地があり、元々外国籍の方にすごく興味があったので関わり始めました。関わる前から保見団地は有名で、危ないとか、ゴミがたくさんあるとか、ネガティブな噂を聞いてたんですけど、初めて入った時、住民が月 1 回一斉清掃する日の手伝いに行き、そこでパウロさんにも初めて会いました。その時にブラジルの方がラテンの温かい雰囲気、僕を受け入れてくださったんです。よそのものの大学生がひょっこり来ても元気に挨拶してくださり「どこから来たの？何歳なの？若いね、子どもみたいだね」とかそういう話をしながら、聞いていた話と全然違うギャップに驚き、なんでそういうマイナスなイメージばかり出ちゃうんだろう、というところから関わり始めて、それからずっと日本語教室ボランティアや、自治区のお手伝いをさせていただき、大学生活は保見団地にのめり込んでいきました。

JUNTOS の資料に名前を書いているように、JUNTOS の活動は、中京大学、愛知淑徳大学、



愛知県立大学の 3 大学の学生で始めました。僕が大学 4 年生の時にスタートした団体で、たまたま保見団地の日本語教室のボランティアで会った仲間で、僕たちにもなんかできるんじゃないのという話から立ち上げに至りました。

団体は、外国籍の方の選択肢を広げることを目的としています。目的を達成するために、子どもたちの学習支援の教室だったり、住民の方々が交流する機会だったり計画・実施しています。3 つ教室があり、メインの教室は土曜日教室で毎週土曜日午前 9 時～11 時の間で小学生の子どもたちを対象に教室を開いています。ボランティアしていた時に関わった保護者から、子どもたちに宿題を教えてほしいという声を直接いただいて、僕たちにもできるんじゃないかと、宿題を教える教室として始めました。

それから、保護者の意見を聞く機会を大切にしようと保護者会を開いて直接話を聞くと、宿題ももちろんだけど、日本の文化であったりルールだったり、自分たち保護者には分からないことを子どもたちに教えてほしい。それを子どもが自分（保護者）に伝えてくれるのがすごく嬉しいという声があったので、それも入れてみると、文化紹介や、地域のゴミ拾い、ゴミ問題を子どもたちから考える活動を始めました。そういう形で地域の方の意見をいただいて、教室の形を色々変化させている感じです。

もともと県営保見の集会所で活動していたんですけど、コロナの影響で集会所が使えなくなって、最初は外で頑張ってたんですけど、プリントが飛んだり大変で途方に暮れていました。その時にパウロさんと知り合い、パウロさんがスーパーの下にあるケアセンターほみという福祉事業所で働いていて、僕はよくス

ーパーに行ってたので、事業所の前にバイクを止めてパウロさんに挨拶にいった、施設の方とも挨拶程度ですが、顔見知りの関係はありました。新年の挨拶にケアセンターにお伺いした時、困っているとこちらが言う前に、向こうの方から「教室を頑張ってるんだって。よかったら土曜日使ってないから使ってもいいよ」とおっしゃってください。

本当にその時繋がりを感じたっていうか、パウロさんと繋がってなかったら、ケアセンターさんとも関わる事がなかったし、本当にありがたいとございますと、使わせていただいています。

平日は、放課後児童デイサービスで使われているので、本もおもちゃもたくさんあります。ケアセンター保見で活動させていただいて、昨日の土曜日で、第73回目を迎えました。

ケアセンターさんと直接つながるようになって、僕もケアセンターで働かしていただけるようになりました。卒業後も就職せず団地での活動を決めてしまったので、収入源がなく、今はケアセンターの送迎とか子どもたちのお世話をし、お金をもらって生活をしています。

ぐんぐんクラスも今年5月から始めています。土曜日の午後、誰でも参加可能という形でやっています。勉強の内容は問わず勉強したい方が来て、スタッフがいる限り、手伝える限り頑張りますという形でやらせていただいています。これも住民の方や、保護者の声があって、午前中はどちらかというと子ども会のような学習支援の場になっていったので、もっと宿題を子どもたちに教えてほしいとか、保護者自身も勉強したい、そういう場が欲しいという声をいただいたので午後の時間を使って教室を始めました。この教室ではケアセンターの職員の方も介護に関わる日本語や、日常会話のルールやロールプレイをやっています。JUNTOSに、卒業して老人ホームで働くメンバーがいて、業務のこともわかるし、学生時代に日本語ボランティアをしていたので、先生として頑張ってくれています。

もう一つは大人のプライベートレッスンで、これも保護者や住民の声を聞いて始めました。

保見団地にたくさん日本語教室があるんですけど、曜日とか時間が決まってしまうと工場で2交代で働いてる方とかはなかなか行きにくいという現状を知って、僕たちがその方の予定に合わせて週1回でも家に行って日本語を話す機会だったり、僕たちが教えられるところまで、例えば、会社でこういう話をした、それに合わせてモデルロールを用意したり、ロールプレイを用意したり、そういう風にやっています。

活動で大事にしているのは、僕たちがやっているのは決して支援ではない、僕たちも頑張るので一緒に頑張りましょうということです。JUNTOSという名前も、ポルトガル語で一緒にという意味から付けたので、何かを与えて一方的な形じゃなく、僕たちももらうものがありますし学ばせてもらっています。そういう温かい雰囲気を僕たちにくれている、そういう気持ちは忘れないでおこうと、一緒にを大事にしています。

僕とパウロさんは会わない日はないです。毎日会ってるんですけど、その1つが県営保見自治区の役員の活動です。この前、落ち葉をパウロさんが一生懸命集めるとかで、真ん中の大きい写真はパウロさんがお住まいの高層の住宅の前です。ゴミステーションはパウロさんが毎日・毎日管理して綺麗に保ってくださいしています。真ん中でオレンジの帽子をかぶってるのが僕です。この日は一斉清掃があってみんな出てきてくれるので。

この日は棟長さんが「区費を払ってくれない人がいる」「言葉が通じない」と困っていて、僕も、拙いですがポルトガル語を勉強しているので一緒に行ったんです。その時は結局おらず。そんなことを住民の方に話して、あそこの人知ってる、とか情報交換をやっているところです。

もう一つ、パウロさんと会うのはケアセンターほみです。施設長・スタッフのほとんどがペルーの方とブラジルの方です。愛知県高齢者生活協同組合の1つの事業所で、10年目になり、

訪問介護と、放課後等デイサービスの2つをやられています。

すごく料理が大好きで、僕たちが教室でスポーツフェスティバルをする時「ぜひ手伝いたい、お昼ご飯作らせて」と言ってカレーを前日から作って子どもたちに振る舞ってくださって。その時に子どもたちから「これ無料なの。なんでこんなに優しいの」という言葉が出たきっかけで、JUNTOS 教室は子どもと地域のつながり、子どもが地域に愛された記憶を持てる、地域への愛着を持てる教室にしたいと、そこから教室のあり方がガラッと変わったと思っています。

広がるつながりと変化と書いたんですけど、僕も大学2年生・3年生から 少しずついろんなことを、いろんなところに出向いて、いろんなお手伝いや活動をしてきました。パウロさんももう何年になりますか。32年、団地にお住まいで、いろんな方からの「助けて」に対するお手伝いを何回もされてきて、人望もある方なので、お互いの繋がりが、一緒にいることによってさらに広がったと僕自身感じています。

県営の集会所で自治区の仕事をしている時も「この書類が届いたけど何のことかわからない」とか、小さなことから最近だと年末調整とか、名前と住所を書きたいとか、これだけお願いとか、パウロさんを通じてきます。僕がわからないことはパウロさんに、という流れがあったりして、どんどんつながりが広がっている実感はあります。

老人会の方が僕たちの教室の子どもたちをイベントに誘ってくださったり、ゴミ拾いを一緒にしたいと声をかけてくださって、子どもたちも保護者にも来てもらって3世代交流の場にしたりとか、色々工夫しながら、住民同士の交流や、地域の団体同士の交流に広がってきていると思っています。

僕も保見に来てまだ3年とか4年ぐらいで変化の部分はわからないので、パウロさんに32年間住んできてどんな変化があったのかを話していただけたらと思っています。

保見団地での取り組み

藤田パウロさん

説明して頂いたのであまり言うことないんですけど、そうですね。32年間ずっと保見で関わらせていただいて。30年前と比べると今の保見は良くなった方ですよ。だけど、まだまだ問題がたくさんあるんです。

その一番の問題ゴミです、やっぱりね。今は、住民の皆さんは少しは分かってくれてゴミの方もちゃんとやってくれるようになってます。けれども、大きな問題点は外から持ってきて、いっぱい投げていくんですよ。そういうあれがあって、それをどのようにしましょうかという、まだまだ難しい。地域のまちづくりのゴミ問題を、今やっとするように、うまくいったらもうちょっと少し良くなってくれるかなってね。これより悪くなってくれなかったらいいな、本当。

それから、私たちは自治区の任務として住民の皆さんを少しでも楽にさせる地域になった方がいいと思って頑張ってるんですけども。私

も何もわからないから「皆さんが言うて」と言っ
て、わしもわからんけども「何でも言っ
てください」。ちょっとあれだけどもね。「私はわ
かる人にちゃんと聞いてその答えを持っ
てきますから」と。私のすることはそんなもんです
わね。

お陰様で分かった皆さんに囲まれておるから
ね。その問題っていうのをこれはこの人に言
って聞いて、その場にすぐに答えは持っていて
少しでも安心できるかなってね。その程度です。

吉村君がこれだけ言ったから。その変化はも
う吉村くんが全部もうあれしてくれたから。で、
これもそうだよ。その 32 年間良くなったの
はそうだよ。だんだんと皆さんがいろいろな
面であれしていただいて。それが今の結果だ
と思うね、本当。多くの皆さんがやってくれる
おかげで私はもうやりやすくなって住みやす
くなったかなという感じです。はい。これまで
です。どうもありがとうございました。



神田：どうもありがとうございました。いつも
パウロさんがよっしーについていくから、よっ
しーはいつもわからないことはパウロさんに
教えてもらいながら、ちょっと困った時に相談
するとパウロさんがアドバイスしてくれると
いう話です。

吉村君の学生の時のゼミの斉藤先生に一言
お願いします。15・6 年前に保見団地の外国人
健康医療相談会で隣に斎藤先生が座っていて、
2 人は尿検査の担当で、なんか面白いおじさん
だと思っていたら実は大学の先生だったと
いうのが出会いでした。

斎藤：よろしくお願いします。ゼミの指導教員
だったはずなんです、今は吉村のパシリをや
っています。昨日は昼飯を 10 人前買って来い
って言われて。さっき吉村のパワポの資料で自
治区の活動の写真は、今朝私が探させられまし
た。他の 2 つの団地はご近所ということもある
し同じような課題を抱えていることもある。吉
村が言ったゴミの問題などあまり話せないけ
どお互いに相談するとうまくいくかもしれない
こともあるかと思うので、お近づきになれた
らと思って参加させていただきました。これか
らもうよろしくお願いします。以上です。

コメント

愛知県立大学 松宮朝

愛知県立大学で共催の立場から、東海社会学会に所属している研究の立場から、そして今日の3つの団地を存じ上げているのでコメントーターに指名いただきました。

まずは3地域の団地の貴重な実践報告いただきましたことお礼申し上げます。3つの団地の実践例をどう受け止めていくべきか、考えたことをコメントという形で報告させていただきます。

今回の報告者・参加者はそれぞれまさに今日のテーマとなっている「協同」、同じ思いを共にしながら、何らかの課題に向かっていこうとしています。普段は、布川さんがおっしゃっていましたが働くの方の「協働」で私たちは仕事をしています。布川さんが長久手市の職員だったころ、県立大学としてよく「協働」の仕事をしていたと思い出していました。「協同」について、同じテーマで考えるとこれだけ多くの方が関心を持っていただける、それぞれ想いを一緒にできると非常に強く感じたところです。同じ想いだけでなく共通点を見つけていく。今日の最後の話にも重なっていますけれども住民も、関わる人たちも、何らかの同じ課題、同じニーズ、同じ目的を持って活動ができる、まさにこの同じという漢字が出た協同が本当に強く感じられたところです。

3つの点から話します。まず「参加の仕組み」です。皆さんそれぞれさらっと話されているんですが、ものすごく工夫されています。それぞれの活動を存じ上げていますけれども可能だったら、後ほど補足的なお話を伺いたかったです。

2点目は「協同の特色」。3つの報告を伺って、それぞれ基本としてつながる基盤があったんだと。3つの地域にそれを可能にした様々なネットワーク・つながりがあったことがよく理解できた報告だったと思います。

3点目に、こういう協同を考えたり仕事をしたりすると、課題解決とか問題を解決するみた

いな暗い話で終わるんですけど、今日の話をお伺っていると、プラットフォーム、潜在的な基盤、選択肢を増やすとか今後につながる展望、「協同することで今後の課題についても取り組みが進んでいく可能性」の部分もお話いただいたと思います。その点を改めて考えてみたいと思います。



お尋ねしたい事は、後の議論で考えられたらと思いますが、根本的に3つの団地のすごいところは「参加の仕組み」を作っていることだと思います。外国籍の人たちが参加している。どの地域でも一番課題になっているのは、みんな参加しない、対立している、お互いもう無理だ、みたいな形になっているところで、ものすごい工夫をされているということは、強調しすぎてもしきれない話だと思います。梶原さんにも15年ぐらい前から大府市の仕事で伺ってます。お祭りを試行錯誤されて、どうやったら参加できるか、参加することができるのかすごく考え、工夫されてきたと伺っております。原山台の活動も、多言語の情報発信の仕組みを、ホームページも含めて、服部さんの活動でも出てきましたけれども、情報発信の工夫を進められている。豊田の方は、藤田パウロさんがおっしゃっていただいたように、とにかく話を聞いてくれ、解決する人につなげるから、と。吉村さんがおっしゃっていたような、直接の情報交換、いきなり支援するために聞くのではなく一緒に話し合って、情報交換するところから何かできることを考えていこう。これはすごく重要な点です。3つの地域は全然違うことをやっているかもしれないんですけど、それぞれすごい工夫で参加できるバリエーションを教えていただいたと思います。

2つ目で、「基盤となるもの」にそれぞれ強みがあったんじゃないかということです。もち

ろん住民や自治会をベースにしてというところはありますが、例えば大府だと国際交流員の大嶋さんのお話でも出ていました。また、岡田さんがいらっしゃってますが、国際交流協会のつながりのベースがあって、自治会の活動、あるいは至学館大学とのつながりができた。瀬戸市は、地域力向上委員会というコミュニティ政策ですね。それをベースにした活動、NPO 法人の活動、そして瀬戸市の学校教育行政についてもお話がありましたが、そういうつながり、地域の強みを生かしているのではないかな。豊田も中京大学の活動、そして高齢者生協、ケアセンターの活動。そういったベースとなる特色はその地域によって違うけれども、それをすごく活かして展開されたことを非常に強く感じました。後半考える際に、皆さんと一緒に議論したいと思ったところです。

最後に、これからの可能性です。すごいと思ったのは、梶田では高齢者の訪問に外国籍の役員が参加している。あるいはフレキシブルな協同とおっしゃっていましたが、制度ではなかなか実現しないことを瀬戸原山台でされていたり、食糧支援、子ども食堂、インフラを作るだけでなく、瀬戸市行政の補助事業のあり方に改変を促したアドボカシー的な働きを実践されていたのを感じました。そして「選択肢を増やす活動」とか「支援ではなく、住民の声に答

える働きかけ」です。こういうものを豊田では強く報告で感じました。

最後に3つの報告を伺って感じたのは、要は、同じの「協同」ですね。同じという漢字をあてた協同なんですけど、なんとなくこんなイメージかなと思ったんです。住民、住んでいる人が解決しろとか、そういうのはよくある話でその通りだと思うんですけど、住んでない人には関係ない、ということにもなってしまう、働く「協働」だと、住んでない周りの人が、住んでる人に支援をする、一方的な関係になってしまったりする。むしろ今日の3つの報告の実践は、住民の範囲を少しずつ、ただ住んでいる人だけじゃなくて、同じ共通のニーズを持っていたり、同じ目的、同じ方向性に向いている人たちにその範囲の線引きを少しずつ広げて、同じ想いを共通して取り組もうとしている範囲を広げて活動している。3つのタイプは違うかもしれないし、バリエーションが感じられる個性だと思うんですけど、何かその3つの報告で共通している部分を見つけるなら、まさに今日のセミナーのテーマになる、同じという漢字をあてた「協同」。これが非常に強く感じられたと思っています。これ私が感想を持ったことです。フロアの皆さんと、あるいはオンラインで参加している皆さんと後半に議論できたらと考えてコメントに代えさせていただきます。ありがとうございました。

コメント

株式会社ジャパンリビングサポート早野 実花

最初に簡単に自分のことを話させていただきます。今は三重県の四日市市を中心にジャパンリビングサポートという会社をしています。3年前にペルーの人と2人で立ち上げた会社です。外国の人や外国の人を雇用する企業や行政と連携して、外国の人の暮らしをサポートする事業を行っています。この会社を立ち上げる前は四日市市役所の嘱託職員として、多文化共生モデル地区担当コーディネーターとして働いていました。四日市市には外国人の住民比率が16%ぐらい、南米の人が多く住む笹川団地があるんですけれども、そこをモデル地区として、笹川団地にある市の多文化共生の拠点施設多文化共生サロンでコーディネーターとして約5年間ほど働いていました。また、今も続けているんですけれども、団地内で夜間に行われている、Viva あみーごという日本語教室があるんですけれども、そこで10年ほどボランティア活動をしています。

今日は3つの地区の皆さんから貴重なお話を聞かせていただきありがとうございます。四日市市での活動を交えながらお聞きした話についてコメントさせていただきたいと思います。

最初に大府市の話をお聞きしたんですけれども、どこでも同じ課題を抱えているとまず感じました。高齢者見守り隊の活動を紹介いただきましたが、私も笹川団地で活動していた時に、一人暮らしの高齢者の方が増えていることや、外国の人の高齢者も増えていることがすごく気になって心配でした。当時も一人で知らない間に亡くなっている方も多く聞いていましたので、すごくそれが気がかりで、コーディネーター業務の一つにURの個別訪問がありました。最初は外国の方だけを訪問する活動だったんですが、活動していくうちにやはり日本人の高齢者も訪問したいという思いが出てきて、市役所と相談して日本人の高齢者も回るようにしました。受け入れてもらえるのか不安だったんですけれども、菅原さんおっしゃったように、

行ったら喜ばれたことを思い出していたんです。いろんな話をしてくださって、意外に外国人の方と繋がっている事が分かりました。「毎週、ゴミ出しといてくれたら自分たちがついでに持っていくからね、と言ってくれる外国人の人」がいる。「必ず挨拶してくれる中学生がいて、それで自分は元気もらってます」と話してくださった外国の方がいて、こういうふうに一人でも多く顔を知っている人が増える事はその地域で安心して暮らせるようになるんじゃないかなと感じました。



次に瀬戸市の活動ですけれども、布川さんが報告された菱野団地の課題、高齢化や自治会や小学校統合は、これも笹川でも同じだと思いました。笹川も、2つの小学校と中学校が1つあったんですが、2019年に小学校が統合されて1つになりました。今は1つ空いた小学校をどう活用するかという議論が地域で続けられています。

マルチ文化交流部会で活動されて、これから必要なこととして連携と協同、協同という字を説明いただきました。人々が、共に心と力を合わせて行う住民活動、緩やかなフレキシブルな連携ということですので、まさに私もいつも意識していたことで、コーディネーター活動をしていくときに緩やかというのはすごく大事だと思っていました。自分たちの地区にどんな人が住んでいて、どんな人たちと一緒に生活しているかを知るだけでも、災害時や非常時にとっても役立つ。無理しない範囲で、自分たちができることをできる時にやることが、健やかな多文化共生の地域につながるとして活動をしていました。

服部さんがお話くださった食料支援の活動で心に残っているのが、食料支援だけでなく

共に過ごす時間を作った方がいいと子ども食堂を始められたことです。これもコーディネーターの活動をしている時に、一緒に過ごす時間を増やすことを意識して、なるべく自然な形で、共に時間を過ごす。そうすることでお互いのことを自然に少しずつ理解できるようになるんじゃないかと考えていました。この思いを軸に活動していくうちに少しずつ地域が変わっていったように感じます。

豊田市の吉村さんとパウロさんがお話ししてくださったことですが、吉村さんは、学生の時に保見に入って最初に活動した時よそ者を受け入れてくれた、自分が思い描いていたイメージとのギャップに驚いて、それからずっと関わり続けて保見団地にのめり込んだとお話してくださったのですが、話を聞いてすごく自分に似ていると思いました。私は大学院生の時に多文化共生をテーマにして四日市の笹川に入ったのがきっかけです。そこで日本語教室のボランティアをしたり、地域で清掃活動をしたりお祭りに参加したりという風にいろんな活動に参加させてもらいました。そこで出会ったのが地域活動に同じように参加していたペルーの方です。その人と一緒に活動をする機会が自分に多かったです。日本語教室の運営をしたり、コーディネーターの活動をしたりという風に一緒に地域作りをしていきました。私もポルトガル語を勉強したんですけど、とても話せるようにはならなくて、その人はペルーの方ですがポルトガル語もスペイン語も話せて、たくさんの相談を受けているので、言葉の面ではその人

に助けってもらって、難しい書類や、こんな時どうしよう、どこに聞いたらいいかという時は私が調べてそれを伝えるというふうにしています。まさに吉村さんとパウロさんの関係に近いと思いました。そんな活動を続けていくうちにその人と会社を立ち上げて今も活動しています。団地に住んでいない私を受け入れてくれた笹川団地にすごく感謝をしています。お二人のお話を聞いて、保見団地もそういう開かれた団地であるんだろうと感じました。住んでいる人もそうでない人も受け入れてくれる開かれた地域であるということ、松宮先生のコメントにもありましたが住民の範囲を広げていくことは、誰もが住みやすい多文化共生の地域になるんじゃないかと感じています。

パウロさんがおっしゃった「何でも言っ。わからないことはわかる人に聞いて伝えていくから」ということも、活動していると自分ができることは本当に少な位です。自分ができなくてもいい、繋がっている人、知っている人が多いことは、わからない時に聞ける人が多いことだと思います。

3つの団体の話を聞いて思うんですけど、つながる人が増えることは自分たち、自分にできることが増えることだと思います。それがすべての人が暮らしやすい地域につながるんじゃないか、緩やかな多文化共生社会、地域につながっていくんじゃないかと感じています。以上が私のコメントです。ありがとうございました。

ディスカッション

進行 地域と協同の研究センター 向井忍

向井：協同とは何かについて、共通した願いを実現するために、人と人が繋がって向かっていく、そこに未来があることを、わかりやすく語っていただいて、感動してお話を伺いました。

コメントで、参加の仕組みをどんな風に工夫しているか、参加の仕組みの中にある、それぞれの基盤の力やネットワークはどのようなものか、新しい課題にどんなに挑戦しているかについての質問と、参加する人が持っている、人としてつながる感性、お互いを大事にする気持ち、自分もそこに行って認めたり認められたり自分の居場所があることが力になるというコメントをいただきました。

報告者の皆さんより、他の2つの団地の実践を聞かれて、また今の質問をうけて、取り組みができた力をどんなふうに思っておられるか、お聞きしたいと思います。

住民の参加の仕組み、参加の力、菅原さんの声かけがすごいというお話がありましたけども、大府の梶田住宅ではどんな風な工夫をされているか、説明いただけますか。

住民の参加の仕組み

菅原：クリーンサの会で外国のこども達に勉強を教える。その一つが大きな役目を果たしていて、外国の方の親は「子どもに勉強教えてくれるんだ」と。そうすると心が一つ開きますね。そうすると、何かあった時に相談の声がかかったり、心を開いてくれるんですね。そういうことが外国人同士でつながって行って、そして向こうの方から、日本人よりも外国の方の方から、挨拶してくれます。手を挙げてくれますね。

私も長く自治会長をやっているんですけども、積み重なって一つの安心感が住民の中に生まれてきて。そして、クリーンサの会の大嶋さんから色々助言を受けたり、アドバイスをもらったりして、一緒に家族訪問をやっていました。だんだん話が伝わって行って、子ども、親を含めた交流会をやることによって打ち解け



たり、話し合いができるようになったり、とても良い効果が出ています。

あと、高齢者の問題ですね。一つ行事がなくなって、予算が余るっぽうだったのでなにか使う方法はないかと考えて、老人を訪問することはどうか。ただ行くだけではと思って手土産を考えました。200円ちょっとの詰め合わせの菓子を作りまして。訪問にいくだけじゃちょっとね、ちょっとお菓子をお渡しすると本当に喜んでくれました。申し込みは一件もなかったんですけども、行くと、全く逆な方向に展開していきました。だからこれからもうちょっと広がっていきたいと思っています。

大嶋：今、団地には合計31人の子どもがいるんです。そのうちの24人、電卓叩いたら77%が外国の子どもで、7人が日本人かな。団地で遊んでいる子どもは約8割、10人いると8人が海外からの子どもで2人が日本という形で、それぐらい外国の子どもが多いんです。でも自治会には住民の住んでいるリストとか住民の情報がないんだよね、菅原さんは長年住んでいるから、顔を知っていて自分で住居表を作って。その中に1号棟のなんとかさん、ブラジルの人が住んでる2号棟の～さん、中国の人が住んでる・・・という事を全部作ったもんだから、それも頼りに私も通学団の一覧表を見て、今年の春先から、子どもたちの親に会いたいもんだから、クリーンサの会に来てる親のところを全世帯を回るということでつながり、それからお互いの親同士も子どもの知り合うということもあ

るので、これからも続けていこうと。今年まだ始めたばかりですけどね。そんなことで参加というかお互いの団地の中で顔を知り合いながら、子どもに参加してほしいと、そんなことを始めております。

向井：ありがとうございます。大府の梶田住宅の特徴として、ベトナムの人、ネパールの方、多国籍の方が増えている。これは日本に海外から来られる中で言うと最近の変化です。しかも、ベトナムでも技能実習生ではなく、移住できる家族を呼びます。

コミュニティの関係では、住宅の中で教室を通して親の皆さんとの挨拶ができる、通学する子どもたちのつながりを作り、自治会長として一人一人の世帯を訪問し、様子をお聞きし、高齢の方にもお伺いする関係を作っている。その母体として日本語教室と協力した取り組みがある。地元には中小企業で働く場所が近い。そういう中で多様な働き方をする人たちの住んでいる団地の中で今のような変化を直接作っている。象徴的な団地の取り組みと伺いました。

菱野団地は団地の規模も大きいですし、また外国人住民の割合も 10%、16%ということですが、その中で地域力向上・マルチ文化委員会でインタビューなどしながら皆さんとのつながりを作っている。そこで努力をされてきたことや今のコメントを聞いてのお考えを布川さんよりお願いいたします。

参加の仕組みの中にある力・ネットワーク

布川：松宮先生、どうもありがとうございます。お話を伺い、私のさっきの発表の中に出てこない話をします。3点、4点ぐらいですが。

先ほど瀬戸内市役所の磯村さんのコメントがありました。その話を聞いただけでも来た甲斐があると思う。なぜかという、さっき市と地域は「協働」の働こうだと言いましたけど、瀬戸市は多文化共生のプランを持っていないんです。まちづくり協働課に行って「プランを見てください」と言ったら、「瀬戸市は作ってない」とおっしゃったんです。隣の長久手市はも

う作っています。つまりプランがなくてもこういったマルチ文化交流・多文化共生はできるのかなと思ってたんですが、できるんですねこれ。

もう一つは、磯村さんは教育政策課に異動されたと思うんですが、私も原山小学校の跡地活用の問題を立ち上げています。今1クラスもしくは2クラスですが、外国籍の子どもたちの割合も多いので、この問題は念頭にあったのです。

昨日も市の教育委員会と県の職員に来ていただいて検討会をやったんですが、学校の問題は意外と多岐に渡っている。学校は防災拠点、避難場所になっている。教育委員会の問題もあるし、いろんな問題が関わっているんです。ところが、地域力とかマルチ文化交流はまちづくり協働課なんです。子育て支援課とか、福祉部とはあまり関わりがない。つまり、行政の中にも横の協働が必要なんだと思いました。

もう一つ、菱野団地には1万人ぐらいいて、3つの地域（台）があるんです。団地の再生計画を考えるみんなの会があって、これは3つの台の有志の住民が検討してるんですが、こういったマクロな問題と、それらが抱えるミクロの問題をどうリンクさせていくかという問題になっています。みんなの会のメンバーの方もマルチ文化交流に関心を持って会議に来てくれます。かといって、大きな問題を最初にやってしまうと、こういう再生計画がある、市のプランがあるのでそれに従ってやりましょうとなると、一人一人の声が上がっていくのか、みんなの会と各自治会は本当にリンクしてるのかという課題があります。

同じ原山台で私は連合自治会、分譲住宅自治会、それから地域力という3つの役を重ねています。外国ルーツの住民の方の8割は県営住宅ですが、県営住宅の役員の方は、現在残念ながらマルチ文化交流部会に参加してみえないのです。同じ自治会の中でも、こういう問題はどうするのか。梶田住宅さんとか保見団地さん、吉村君の話を聞いて羨ましいと思ったのは、外国ルーツの方たちが支援の客体ではなく主体になっている。一緒にやっているのはとても羨ましいです。もちろん服部さんが一生懸命やってくれてるんですが、マルチ文化の交流については必ずしも外国籍の住民たちが主体的に関

わっているかというとはそうではなく、個別には色々協力すると言うんですが、コミュニティをどういう風に把握していいかわからないのです。ある外国人の女性に、生活の中で自治会のコミュニティはあるのと聞いたら、やっぱりないんです。どこにコミュニティがあるかと聞いたら、例えば教会とか、職場とか、場合によっては団地の中の商店街に集まってくる人たちのコミュニティということで、いわゆる自治会という、日本人が想定する組織とは違うコミュニティが外国籍の人たちにはあるのかな、という気がして、もっとアプローチをかけていかないと主体的に関わってくれるようにならないのかなと思って、そこら辺が課題と言いますか、これからチャレンジしていきたいと思います。

先ほど言ったように、皆さん真摯に楽しくやって見えますので、私も助けられています。フレキシブルというか緩やかにできる身の丈にあった活動をしながらかけていこうということを常に考えております。

行政と市民の協働

向井：行政の中の協働はどうか。布川さんに打ち合わせでお話を伺った時、市役所で作っていた計画で考えていたことと、実際に参加してわかったことは違うという話がありました。今のお話で、自治会というコミュニティと、それぞれの人たちの生活やコミュニティは違うんじゃないかと。そうすると2つ目の松宮先生のコメントで「参加、協働の基盤とネットワーク」が大事だけれども、ネットワークそのものも変化していくし、豊かになっていかねばならないということですね。

服部さんは、今話を聞いて、ネットワークをどうするか、この先を考える集まりをエム・トゥ・エムでやられると聞いて、いよいよ服部さんの本領発揮のスローガンが出てきたと思ったんですが、どんなネットワークができていくか、これからどういうふうに人のつながりを紡ぎ直していくのか、お話しいただけますか。

服部：私たちは、どんな形でということを考えて取り組んでこそ、目の前の問題を何とかしよ

うと走ってしまう形です。ですので、最初からこういう形で進めていこうということを決めて参加者を募るやり方はせず、相談から入っています。困った人たちが来られる、食料品を取りあえず集めて、ペルーの人たちが食料を取りに来た段階から、これからも続けていくためにどうしようと彼女たちも含めて相談した。そのことによって彼女たちが主体者になってくれて、自分たちも考え、友達を誘い、情報を発信していったということで、自然に参加の仕組みというのか、自然に外国籍の人たちも中心にいる。今法人の理事にペルーの人もいます。一緒に考えるところから始めてきたことが良かったなと思っています。食糧支援などは、やっていること、何が必要かもとてもわかりやすいので、本当に毎日のように地域の住民の人たち、知らない人たちが作った野菜だとかお米、沢山のお菓子を買って、衣類であるとか、色々な方たちがたくさんものを届けてくださいます。そういった力がここに集結してきということ。あとはバローフーズさん、バローホールディングさん、コストコさん、IKEA さんとかフードバンク愛知さんの力を通じて、いろんな方たちや色々な企業さんもつながったり、環境整備で食糧支援の車両だとか大きな冷凍庫だとかが整ってきたところです。だから決めてから参加を募るのではなく相談から入っているというところがよかったかなと思っています。

向井：加えて、服部さんたちの取り組みは市役所と協定を結んで生活困窮の方の個人のお宅まで届けることをNPO がやれる関係を作っている。それを外国人の方、ペルーの方も届けているという話でした。行政が持っている力を市民と一緒に生かすために、市民からすると行政の横のつながりを作るために大事にしていることについてもお話しただけじゃないですか。

服部：私は私の言葉で語ることはできないので。いつも、私たち市民がこんなことを考えているとか、こんな課題が実はあるんですということを、自分の言葉で市役所の窓口で伝えてきたのかなと思っています。そこに職員の方から共感をいただけたのかなと思います。

本当にたくさんのものが集まってくるので、これを本当に必要な人たちに届けたいという思いが当初からありました。本当に必要な人の情報は行政が掴んでおられるのかなと思い、社会福祉課とか子ども未来課さんとかに出かけていました。私たちが支援する側という考え方もなく、ただ必要なことをやっているだけで。その中心に元々困っていた外国籍の人たちもいますが、私たちはその彼女たちを支援する側という立ち位置ではなく、彼女たちも一緒にやってるので、なんて言うんですか彼女たちは助けてもらう側の人たちということではなく一緒に問題解決してるっていうことです。だから生き生きとしております。はい。

向井：キーワードの「協働」の通り、一緒に生き生きとしている。市民の言葉で役所の職員さんに語っていることで、私たちのためにやってくださいでなく、瀬戸市の市民協働のインフラを作るんだと。協働のインフラ整備をするために私たちは声を出しているということですね。地域をよくしていこうという強い思いと実践を、ペルーの皆さんも当事者として仲間としてやっている。ありがとうございます。

服部：陳情についても、私達の法人としていろいろな経費がかかっている。無償で提供するために経費がかかることは大きな問題でしたが、だからといってそのためのお金をください、ということではちょっとおかしいなと思い、やっぱり制度を作ってくださいというほうが正しいやり方だということで行きました。これは良かったと思っています。ありがとうございます。

向井：瀬戸市、菱野団地は1万人規模で、ペルー人の方の割合が多いですが、日系ブラジル人の皆さんも生活をされている地域です。保見団地は6000人の規模ですが、6割が日系ブラジル人の皆さんということです。多文化の話は、マイノリティをどうするかという話になりますが、日本人がマイノリティーになっている地域です。リーマンショックで失業した人たちが、介護の資格をとって仕事を作ろうと講習を受けます。講習を受けた日系ペルー人、日系

ブラジル人、日本人の3人が中心になって立ち上げたのがケアセンターほみ。今は日系人のヘルパーさんの方が多い。利用者は日本人高齢者が多い。それが自然に受けられているわけです。支援する側、支援される側をこえた関係が作られているのが保見団地の取り組みだと思います。藤田さん、吉村君は選択肢を増やすこと、自分たちが住民と一緒にやっていることで団地の中でお互いと一緒にやっていけるものを作ってきた。これまで4年ぐらいですか、どんなことを大事にしてやってきたましたか。パウロさんはどんなふうに吉村君を見ているか。吉村くんは藤田さんのやってこられたことをどんな風に見てるかも。

支援する側、支援される側をこえて

吉村：僕は何を大事にしてきたか。最初はなんとなく関わった保見団地で、よそ者を受け入れてくれたパウロさんみたいな温かい方が実際にいらっしゃるので、僕もそれから挨拶をするようになって。日本人は挨拶を返さないとか目も合わさないとか、そういうのもあるので、そんなことないんだぞ、みたいな。そういう気持ちで挨拶しますし、挨拶したらもちろん返してくれます。いろんな人に話に行きました。コミュニティに入るのもそうですし、個人個人の一人一人、住民の方々に会おう、繋がりを広げていこうといういろんなことしました。ほみプロジェクトの中に中京大学も入ってまして、週一日の朝ごはん食堂で、学校に行く前の子どもたちに朝ごはんを提供し、食べ終わったら行ってらっしゃいと送り出すのをやって、今はコロナでフードパントリーで食べ物を渡して行ってらっしゃいと、小学生の子どもたちといっぱい会いました。高齢者のお手伝いもコロナのワクチン予約の時に始めたんですけど、僕たちにできることは携帯を使うとかインターネットを使うのが強みかなと思って、ワクチンがインターネットで始まった。高齢者の方とか慣れてない方はどうするんだろうと僕たちが始めて。ワクチンの予約だけでなく、電球を変えとかゴミをゴミ捨て場に持っていくとか、本当にできることからやっていこうとお宅にも回りました

し、高齢者サロンで集会所をお借りして高齢者の方々の交流の場を作ろうと老人会の方とか地区の方をお願いして、リストを見ながら一軒一軒、こういうのやりたいんですけど一緒にどうですかと回りました。回ったことによって、何て言うのか、住み分けとか言われて、ブラジル人コミュニティと日本人コミュニティが、と言われるんですけど、日本人の高齢の方で70歳近い方がポルトガル語を勉強している。「僕は中卒だし勉強も頭悪いんだけど、これだけは楽しくて。でもどうしても耳が聞こえないから会話できないけど話しかけはするんだ」と聞いて。逆に、本当に偏見が強いなとその頃に思っただ。日本人の高齢者の方は今まで実際に事件とかもあり、家の目の前で車が燃えてしまうショックな記憶は消えないのは、偏見という言葉だけで表せない根強いものがあると思ってたんですけど、そんな中でもっとブラジル人のこと知りたいとか、せっかく隣に住んでるんだから声をかけたいとか、そういう声を直接聞くことができました。小さいコツコツですけど一人一人に合うのは大事にされていて、僕たちJUNTOSの教室でも外でイベントする時には、できる限り団地内の広場を使うとか、住民の方から見えるところを使ってやろうと思っていて。ゴミ拾いも子どもを連れて団地内を回りますし、来週サッカー教室をやるんですけどグラウンドがちょっと離れたところにあるんですけど、そっちを使わず団地の建物の真横にある広場を使って開催するとか、目に見える関係を大事にしながら取り組んでいます。

向井：パウロさんは、先ほどの話で、変わってきたのはこの4～5年だと言っていました。4～5年の中の3年はコロナだったのですが、4～5年で力を入れてやってきたというより、コロナで繋がりができない、行事をやめなきゃいけない時に、変わってきた。その4～5年の変わってきたポイントはどんなことでしょうか。

コロナ禍の4～5年に変わってきたポイント

藤田：私としては、ほみプロジェクトで、吉村君とJUNTOSの皆さんがしだして、じわじわ

と良くなってきたのは事実です。コロナのこと忘れてるんですよ。コロナでみんな大人しくなってるね。やっぱり考える時間が多くなって、守ることはちゃんと守ってマナーもちゃんとできるようになったのかな、リンクしたのかな。本当、何なのかね、聞かれるとちょっと迷っちゃうんだけど。

ゴミ問題もそうですけど、ちょっとちょっと騒いでいた時に、日本の人がいつもゴミの整理をやっていました。その人は送迎で帰ってくると車をゴミのところに止めてやっている。私もそんな時間があるとちょっとお手伝い、習おうか。「これはどこに置いたらいいんですか」「この程度だったらここでいいですよ」、とかね。そういうようなことで、気が付いたらハマっちゃって、何十年って続いてきとるんですよ。ゴミ屋さんになってるんです。なんとなくわしがいつもやっとなるから、皆さん来てからわしの仕事かと思ってるんです。ある人が来て「あーこれをお願いします」って。「冗談じゃないですよ」って怒鳴ったんです。「みんなうちから持ってきて置くのがルールでしょ」「お願いしますじゃないですよ」って。「私は皆さんがやらんから、しょうがなしやってますよ」って。冗談じゃないですよ。そういうこともありました。これで「なんぼかもらうの」「いやいや、ボランティアだよ」「嘘だ」ってね。

日本の人が「日系さんはルール守らんから、こんなひどいことばっかしやらされとるんでしょう」って。私が日系とわからんから「そうですね」って。「そんな人がおるから、私日系としてその人ができんことを私がやらせてもらったんですよ」って。「ああそうですか、ごめんなさい」とかね、色々なそんなことがありまして。結局そういうあれでね。誰かがやったら、誰かやってくれるやろうと。30年やった時も10人20人増えてませんよ。

でも見とるだけでもね、やっとなるから私も気をつけてやらなあかんという感覚を持てきとると思いますよ。ペットボトルもいっぱいになってるけども、5分もかからないでパパッとやったらもう終わつとる。それだけみんな頑張ってるやってくれとると思いますね。だからそんな細かいこと見てね。この4年間5年間です

ごく変わった。私の思いだけかもしれませんよ。そんなことです。言い出したら私は話し出したら止まりませんからね。その辺で、ありがとうございました。

向井：みんなが参加して、本当に明るくなったというんですね。笑いが増えたと。未来に向けた協力の力とおっしゃった。課題を解決するというより、これを行っていることが自然に次につながる力になるということです。本当に今のお話のお気持ち通りだと思います。

向井：チャットで質問・コメントがあれば受けましてもいかがでしょうか。

「外国人支援や外国人とのコミュニケーションについては日本語がキーです。翻訳ソフトなどが使える環境にすることもできると思いますが、紙で配布でなく PDF でもなく 翻訳ソフトなどが使えるテキストなどで 様々な情報を発信する必要などは上がっているでしょうか」。

「先日男女協同参画審議会がありました。推進実施政策で在住外国人との共生を目指す支援充実とあり、市に在住の外国籍の方の人数を確認したところアバウトでもわからなかったようです。制度や政策計画をしっかりと描かれていた行政は悠長です」とコメントがあります。

コミュニケーションの方法

向井：瀬戸の服部さんは、メッセージャーを使って 翻訳ソフトで相談にコメントしていると。布川さんもホームページを更新して情報を発信しているということで、翻訳ソフトが使えることによって日本語とコミュニケーションの力になっている。どんな風にされているか経験がありましたら紹介いただけますでしょうか。

服部：まずメッセージャーで Google 翻訳ツールを使ってある程度のやり取りはします。で連絡先等も聞きまして、その後はその国のペルー籍の人とかに電話をかけてもらっています。日常、外国籍の人たちが困った時に来られるよう

になってますので 彼女たちがいない時も来られます。私は日本語しかできないんですけど、ちゃんと対応できてます。簡単な日本語が分かりだし、翻訳スマホでツールを使いながらやり取りをして。先ほど紹介したようにいろんな相談事がありますけど、大概解決できてるから、意外と誰でも解決できるものだと私はこの頃思っています。もちろん特殊な部分もありますけど、私の知識はなくただ繋ぐだけです。これは市役所の何課だなとか、これは社会保険事務所かな、これは病院かなと私たちが探してつなげている現状です。

布川：情報手段として 先ほど Google 翻訳付きホームページと言いましたが、Google 翻訳はあまり正確じゃありません。変な日本語になります。そのことは百も承知です。場合によって使い分けてます。きちっと伝えなきゃいけないこと、行政から来る申請用紙とか、自治会のルールという決めごとの翻訳は先ほど言ったスペイン語教室の関係者をお願いしたり、神田さんから名古屋外国語大学の学生さんを紹介していただいたんですが、近隣の県立大学の学生さんによって翻訳したものを文章にして配布する。即時性のイベントの告知などに関してはそれはできないので Google 翻訳を使うということで使い分けは必要だと感じております。

在住外国人の情報を知る方法

向井：「実際どこに住んでおられるのかわかっていない計画もあります」ということですが、梶田住宅はそれがわかる状態を作っておられます。その点についてどんな風にされてきたか。

菅原：毎月 1 回共益費のお金を集めます。その月に掃除もするんですけど、お金を持ってきた時に「お名前は？国籍は？」と聞きます。そしてみんなメモしています。それを元に何棟の何階は誰とか全部メモしてきますから一つのリストで全部できます。ですから不明な人はいません。名前、国籍、全部分かります。

布川：瀬戸の団地の状況を言いますが、行政は外国人登録とか人口データを持っていますので、例えばアンケート調査をやることは可能です。ただし、国際センターに聞いたんですが、菱野団地にどの国の人が何人ぐらいいるか、どこにいるかはわからないそうです。数はわかるんです。統計上出てきますので。どうするかというと、自治会の方では年度で会費を徴収するときに組長さんに防災メールという形でお渡ししてそこに書いていただきます。「2丁目」さんもこの間会長さんと話をしたら、何年かやってないけど来年やるとおっしゃっていました。自治会は自治会なりにそういった個別情報を取得することは可能です。ただし個人情報保護の問題がありますのでそれを公開することはできません。民生委員の方は別ですが。そこは本当に信頼関係で、私どもも役員がこういう目的でこういう風ですと、災害時とかなんかの時という形でかなり限定条件付きで情報を持っています。

菅原：確かにそうです。個人情報で県の方に問い合わせても絶対教えてくれません。ですから自治会として情報を得ましたけれども、自治会の役割以外には知られないようにしております。

向井：保見の自治区ではどうですか。

藤田：今のところは大丈夫だと思います。

斎藤：保見団地プロジェクトで2020年7月から毎週金曜日の朝に卵配布をやっています。子ども食堂はそれから遅れて10月から、同じ時間帯に同じ場所でやっています。その時卵を取りに来た人、子ども食堂に食料を取りに来た子どもたちの棟と名前は全部書いてもらっています。それを集約しますので公表するときは号棟で匿名にして、取りに来る人がどのように変化しているか、みたいなことを出すしかないのですが、かなりの程度顔見知りはできてやり取りできる。吉村が一番知り合いが多いと思うんですが、それから県営保見に関しては、敬老の日の記念品配布をやっているのもので学生たちも

お手伝いさせていただいて、高齢者サロンへの参加をお願いすることもしているので、徹底的にという形ではないんですが、お住まいの方の情報は入ってきて、知り合いを増やす形で情報は集めてきています。まだまだ足りないと思っています。

向井：梶田住宅のお話ですと日本語教室に係る立場と自治会長の立場と、お二人が丁寧に相談されて学びに来る子どもたちに声かけ、自治会としてそれぞれの世帯を訪問されている。そうの中で信頼関係を積み上げながら、住んでいる方がどうかということがわかる状況にされています。

瀬戸の服部さんは、社会全体のインフラとして協定を結んで個々の方の情報もあるので、市役所の職員さんも自分たちが必要な支援をNPOと一緒にできる関係ができています。

保見では、子ども食堂に来られた方の名簿を作ったり、それぞれの方の様子を聞きながらつながりを作っている。今までなかなかわかっていできていたものが、日頃の関係の中で当たり前のように、どなたもお互いの状況を共有できる環境を作っている。これはそれぞれの団地で共通していることという風に伺いました。

共同＝コミュニティの力

谷口：梶山女学園大学の谷口と申します。東海社会学会の研究科学委員の一員としても今日は参加しております。貴重なお話ありがとうございます。布川さんからほとんど聞きたいと思ったことを答えていただいたんですが、豊田市で市民活動の協同の制度設計に少し携わりながら、良い点があることをすごく思いました。

今日2つの協働、「力を同じくする」と「協力して働く」という話がありました。話の中でコミュニティという話もありました。これ実は3つ目の共同です。社会学が対象にしている「共に同じ」というコミュニティです。それを自治会が頑張っている。先ほどもありましたように行政では公開できないものも、自治会の力によって名簿を集めていくという話がありました。共に同じくするその仲間意識であるとか意識

といった感覚を、先ほど松宮先生も線引きの範囲をどのように広げていくかと言われていましたが、非常に重要だと思います。

この5年間のデータを集めたんですけども、県内市町村の自治会・町内会の加入率が軒並み15%下がっています。多いところで10%~15%。一番多いところは25%も5年間で加入率が下がっています。そういった中で、ぜひとも共に同じのコミュニティをどう拡大していくのか、皆様の活動の中から考えていただき、私たちも考えていきたいと思っております。

向井：3つ目の共同＝コミュニティということで発言いただきました。最後にコメントいただいたお2人から一言ずつおっしゃっていただいてまとめに入ります。

松宮：今日はありがとうございました。皆さんの話を聞いて「支援するのではなく一緒に活動していくという思いがすごく大切だ」と改めて感じました。もう一つ、人は知らないこととわからないことを遠ざける傾向があるように思います。なので顔の見える関係づくりや目に見える形で活動していくことは、それだけで人の意識が変わっていくのだと思いました。こういうふうにつながりを目に見える形で

作っていくことが大切なことなんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

早野：布川さんの最初の問題提起もありましたし、チャットで奥田さんから、どういう計画とプランのあり方が可能なのかという話。最後に先生がおっしゃったコミュニティもそうなんですけど、やはり行政のあり方がすごく重要かと思います。早い話、行政がなくてもいけちゃうとなっちゃうんですけども、実はそうでもないと思うんです。先ほど服部さんがおっしゃっていたような、制度をどう変えていくか、行政の中にどういう仕組みを作っていくのか。大府でも、大嶋さんも菅原さんも、国際交流協会で今日おみえになっている岡田さんも、それぞれ積み上げられてきたことをプランに盛り込みながら政策として進め、さらにクリアンサの会の活動を一步進める大きな力を発揮したと思っています。

この協同の線引きの中に、行政がしっかり入っていく。入っていけるんだと、保見もあるいは瀬戸も、そういうところの関わり合いのあり方、そういうところにも今日の話は重要なポイントを提起してたんじゃないかなと思いました。

まとめ

向井忍・地域と協同の研究センター

この連携セミナーには、NPO 地域と協同の研究センターとして「多文化社会における協同組合の役割」を考える目的で参加しています。

協同組合と言いますと、農協とかコープとかお店で食品を扱ってるところを思いうかべるとありますが、協同組合は全世界にあり、国連の中で最も大きな国際組織です。戦後国連が発足した時に経済社会理事会にアドバイスできるポジションを筆頭に認知された国際的組織が ICA（国際協同組合連盟）です。

ICA では、27 年前に協同組合とは何かについて、長い議論の中で、短いセンテンスで世界各国にある協同組合を共通した表現でまとめました。それは、共通する願いとニーズを実現する組織だと。その願いとニーズには経済的ニーズ、社会的ニーズ、文化的ニーズがある。協同組合の特徴はそれを事業を通して実現する。事業として実現するなら一般の企業と同じかというところではなく、人々の自治的な組織である。これらが協同組合の共通の定義です。

今日は、人々の緩やかな「協同」も、行政と市民が課題解決する「協働」も、コミュニティという「共同」が重要であることが出されました。自分たちの願いを共通して解決するために持続可能な経済事業として進めることが協同組合の特徴で、今日はそのことは直接の議論にはなりませんでした。それに近い議論を伺うことができました。共通する願いを将来に向けて実現する力は何かという点まで話し合えたことは非常に意味があったと思います。

今日報告された団地には、協同組合が登場しております。梶田住宅の中井さんも生活協同組合の商品を利用されていると伺いましたし、菱野団地の服部さんも、協同のあるまちづくりで医療生協や地域生協とともに自分たちの地域に関わられている。保見団地の日本語学習の場になったのは高齢者生活協同組合のケアセンターほみですが、ここは働くための協同組合です。仕事を失った人たちが働くために協同組合を作ろうと出資した協同組合です。

90 年代のグローバル化で、一方では多文化社会に変わってきていますが、コミュニティは人と人のつながりが緩やかになり孤立化している。生協でもかつては班という人のつながりがありましたが、班がなくなり、孤立化するように、協同組合自身も変わっています。

そういう中で改めて協同を考えると、コミュニティが協同の場である。人と人のつながる力（協同）の中に可能性がある。その中で市民と行政も含めて変わっていくことが必要だと話し合われまして、共催した立場から言うと、協同組合はそのなかでどんな役割が果たせるのかを考えなければならないという宿題をいただいたと思って伺いました。

継続して開催してまいりますので今日の感想などもお寄せいただき、このテーマを皆さんと一緒にさらに深めていきたいと思います。

報告いただきました 6 名の方、コメントいただいたお二人に感謝申し上げてセミナーを閉会にしたいと思います。どうもありがとうございました。

アンケートより

事例報告について

・地域住民の皆さんが、どのように「多文化社会」を実践されているのかを知ることができました。それぞれの団体が、自治体と各団体に所属していない地域住民とどのように協同するのかについて、工夫をさらに詳しく知りたいと思いました。

・それぞれの団地での活動について多くのことを知ることができました。団地の規模、住民数、外国籍比率の違いのある団地を取り上げたことで、問題の違いや共通点なども見えました。
・自発的に湧き出た動機に従って、実際に手を動かし足を動かし自身が社会資本となって、対等にコミュニティの雑多な人々と助け合ってきた人々の言葉には、心揺さぶられました。みなさん、飾りのない、ご自分自身の言葉でお話されていたので、まっすぐにおっしゃっていることが伝わってきました。

・報告に共通していた「援ける 援けられる」という関係ではなく、「フラットに、一緒に」の立ち位置が、素晴らしいと思いました。"

・様々な団体の活動状況を知ることができ、とてもためになりました。外国人＝支援の対象、という視点を市役所も持ちがちですが、今日ご紹介の事例ではすでに共に行う側として活動が回り、さらには日本人が助けられているとい

うことで、意識を変えていかなければならないと感じました。

・25 年ほど前に保見団地に日参して関わっていましたので、非常に懐かしく、特に藤田パウロさんはそのとき私もお世話になりましたので、今日のお話は新しい風を感じてとても嬉しかったです。一言では言えませんが、時代が変わったことも感じました。

・昔は「課題解決」「戦い」みたいな感じで、国際交流協会や行政など大きな組織が大きく引っ張るみたいな感じがありましたが、今は、地域で小さなコミュニティがたくさん地道な活動を積み重ねてたくさんの人を対等に巻き込みながら、軽やかに日常生活の中で続けていく、というのが素晴らしいと思いました。菱野団地のエムトゥエムの活動も外国人の方も一緒に活動をどう続けていくか考えていくところが素晴らしいです。梶田住宅のクリアンサの会も住民の中でできるのは本当に素晴らしいです。

・団地間の交流の場がほしいと思います。団地等での活動が日本人住民の外国人への偏見が変わることにつながったり、外国人住民も何かできることがないか動きがあったり、身近でできる小さなゆるい活動・関係性だから続いているのだなと感じました。

コメントについて

・松宮先生は焦点を立てて、早野さんはご経験に照らしたコメントで、大変勉強になりました。

・松宮先生の冷静な分析、早野さんの共感がそれぞれ特徴的でよかったです。

・松宮先生の仰る「共同」のポイントがよくわかりました。参加の仕組みとして各団地の取り組みの話も聞けてよかったです。早野さんの行動力と若さはとても清々しく感じました。

・事例発表された団地の取り組み一つひとつが、自然発生的に、特に肩ひじ張らず、自発的なニーズから、CO-OP society, CO-OP economy が発展していったプロセスであることを、示してくださり、気づきを得ることができた。

・協同の在り方に決まった型があるのではなく、基盤となるネットワークの違いから地域の強

みが生まれるというコメントにはっとさせられた。

・協働、協同、共同についてのお話しが、よく理解出来ました。

・一緒に活動を行うことの大切さが分かりました。

本日のセミナーについて

・梶田住宅の大嶋さん、菅原さんの活動について興味があり参加しました。梶田住宅の「高齢者見守り」の取り組みは申し込みがなかったものの、あきらめずに訪問したことでつながりを作れたということが素晴らしいと思いました。

・瀬戸市菱野団地のことは初めて知りましたが「瀬戸市は多文化共生プランを持っていないが「意識」があれば「できる」」ということばが心に残りました。

・大学生のゼミから団地に深く関わる活動にまで発展させている保見の吉村さんの話は元気をもらいました。ごみ問題が 32 年経ってもある、ということが少なからずショックでしたが。

・どの団地の方もうまく大学生と関わっている印象でした。また松宮先生はいろいろな問題を俯瞰する存在として重要であることも改めて思いました。ありがとうございました。"

・『未来に向けた協同の力』が私たちの住む地域で芽吹いていたことに今までとは違う実はある未来もあり得るのではないかと希望を感じた。多文化と協同組合という二つの単語をいままで意識的につなげてみたことはなかったが、その可能性にハッとさせられた。今後も貴団体のセミナーに参加したいと思った。

・事例報告で取り組みの実績や明るい話を聞くことで、けして先の真っ暗な問題ではないという認識を得ることができで良かった。

・最後に伺った、生協は共通する願いとニーズを実現する組織である、のフレーズがとても心に残りました。"

・ゆるやかなネットワークづくり、として、瀬戸市の学校でもコミュニティ・スクールの取り

・松宮先生のコメントについて、現在目の前にある課題解決だけではなく、今後の課題のための基盤・ネットワークを作るための活動の重要性について、コメントがありました。私も、社会課題を考える上では、現状把握と同じように、過去からの学びと未来への視点が不可欠だと考えました。

組みが進みつつあります。双方向という、お互いが Win-Win の関係でないと…と責められがちですが、やれる人がやれることをやれるときにという無理のない活動、そして与える側ばかりになってしまっても、それを続けていけば、返ってくることもある、といった関わる人の意識や理解が広がっていけばよいと感じました。

・日本人・外国につながる人々の双方が、住民自治として多文化共生のために活動されています。外国につながる人々が、支援を受けるだけでなくどのように住民自治に参加するのが指摘されているところだと思います。一方で、その地域に住む日本人のうち、外国につながる住民との共生に積極的、あるいは主体的な住民をどのように増やしていけるのかが課題だと考えています。まだまだ日本人でそのような住民は限られていると思っています。これは、人の移動、特に労働移動のグローバル化に対する理解・あるいは態度の問題だろうと考えます。

・まさに、「協同」について考えているところでしたので、最後の向井さんのコメントにとっても共感しました。共生を考えていると、結局「自治」につきあたり、今の世の中の仕組み（「外国人」を非正規に押し込め格差を必要とする社会の仕組み、自然を食物にする社会の仕組み）を解決するために社会のあり方を変えなくてはと思っていますが、その一つが「協同」で「自治」だと思っています。それに向かって一人ひとりが自分の力のおよぶ小さなコミュニティを地道に協同でつくり、活動しそれがたくさんになって社会が変わっていくのかなと最近思っています。そのための小さな活動を私も始め

ています。その方向に勇気をいただきました。ありがとうございました。

・改めて多文化社会について考えるきっかけとなりました。支援ではなく一緒に多文化共生社会をつくっていくという言葉が心に響きました。参加してとても良かったです。ありがとうございました。

・私の関わる地域活動の中でも、外国の方とどうやって繋がっていくかがよく話題になります。定住されている方とは徐々に繋がりが出来てきましたが、その他の方は流動性も高く、どこでどのように交流するか、悩ましいところです（地域活動は年配の方が中心ですが、外国の方とのコミュニケーションにしり込みする向きもあります）。今回のセミナーで色々と参考になるお話を伺えました。ありがとうございました。

・実際に活動してみえる方のお話を聞けて、こんな考え方があったんだといろんな気づきが得られたのでよかった。協同の考え方がとても素敵だと感じた。

・行政だけ、地域だけでなく、共に協力して取り組むことが必要で大事なことだと感じました。

■ ■

付記 本稿は、JSPS 科研 20H00083 および 21K18519 による研究成果である。

・学びが深まりました。地域の課題にあっては、住民自身が当事者だという自覚を持ってもらうのが重要ですね。いかにいろいろな方々を巻き込んで一緒にやれるかですね。国籍は関係ないなと思いました。それにしても、行政担当者の中に志のある方がいるかどうかでその地域の未来がかかっているとしたら、トップダウンの傾向が強い現在の行政の在り方は不安です。もっと柔軟な連携ができるといいなと思いました。

・各団体や地域のボランティア、外国にルーツを持つ人の方々が互いに協力することで皆がいきいき暮らして行ける社会が実現されていることが良く分かりました

・とても勉強になりました。協同労働、という観点からのご総括も印象に残りました。ありがとうございました。

・このような機会を設けていただき、ありがとうございました！多くの実践を知ることができ、とても勉強になりました。また参加したいです！

住民（自治体）からの探求 名古屋市（瑞穂区・千種区）の受託事業

名古屋市瑞穂区「多文化共生と人権尊重のまちづくりを考えよう！」報告書

日時：2022年1月30日（日）

会場：名古屋市瑞穂区役所・オンライン

1月30日、瑞穂区役所「多文化共生と人権尊重のまちづくりを考えよう！」シンポジウムがオンラインで開催されました。名古屋市瑞穂区から「多文化共生と人権尊重のまちづくり」事業を地域と協同の研究センターで受託をし、シンポジウムの企画、運営をしました。シンポジウムは2部構成とし、1部は多文化共生と人権尊重をテーマの講演、2部は5名の海外出身のパネリストにお話をいただきました。

シンポジウムは、サッカーチームグランパスで活躍するブラジル出身のマティウス選手の動画メッセージから始まりました。「日本でもいろいろな外国人がサッカー選手として活躍している。1人ひとり考えは異なるが、どの国の人であっても、サッカーのように、日常でも仲良くやっていけるように」とシンポジウムのテーマにふさわしいメッセージでした。

総務省は「多文化共生とは国籍や民族など異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い多様な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」としています。「多文化共生」という言葉の背景には3つの人権理念が含まれています。（出典：近藤敦著「多文化共生と人権」）①文化の選択の自由：私たちは誰もが排除されたり同化を強制されたりすることのない権利、母語で自分を表現する文化的権利がある。②平等：人種、皮膚の色、性、言語、宗教、出身による差別の禁止。③共生：すべての人の経済的・社会的・文化的・政治的生活に参加する諸権利を保障すること。これらは日本国憲法、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、移住労働者権利条約、ユネスコ文化多様性条約等に基づいた基本理念であり、私たちが共有すべき基本的価値でもあります。

マティウス選手はシンポジウムの冒頭で「1人ひとり考えは異なるが、どの国の人であっても、サッカーのように、日常でも仲良くやっていけるように」とお話しされました。地域社会では住民1人ひとりが地域のプレイヤーであり、出身や国籍ではなく、住民みんなが参加してつくるチーム

であること、1人ひとり異なる多様な住民が平等に社会に参加ができるような仕組み作りが重要です。すべての住民が「地域社会の構成員として共に生きていくこと」ができる社会にするには、誰もが平等に社会に参加できる工夫をすること、平等に地域の役割を担うことができるような仕組みを作っていくことが大切です。例えば、母語が異なる人同士のコミュニケーションが難しいのであれば、ITツールや通訳を使えるようにして、言葉が異なる人が社会の役割を担うことができるような工夫をしなければなりません。現代では、一手間さえかければ言葉の壁を取り除くことは技術的には十分可能なものですから、言語の壁があるという幻想を私たちの意識からなくしていくための工夫をし、経験を積み重ねることです。そして、互いの不足を補いあえる関係性、できることとできないことを補い合うことで1人ひとりが持っている力が発揮される、そのような地域を一緒に作る仕組みがあり、安心して意見を言うことができる場があること、住民同士がお互いのことを知る機会があることです。支え合わなければサッカーチームは成り立たないのと同じで、支えが必要な人を支える、支えが必要なときには支えてもらい、全ての住民が社会に参加することができ、役割を担うことができる社会であれば、支え合う関係性は自然にできていくのではないのでしょうか。

2部では5名の海外出身のパネリストから話を伺いました。中国出身の木下貴雄（王榮）さんは、長野県出身の祖父母が満蒙開拓団として中国へ渡り、敗戦後、生まれたばかりの木下さんの父親は中国人に育てられました。木下さんは中国で高校卒業して来日、今年で40年になります。フィリピン出身の石原バージさんはフィリピン移住者センター代表で、瑞穂区の住民でもあります。団地の近くに最近新しくできたコミュニティセンターで皆が集える場を作っていきたいとお話しされました。ブラジル出身の村山グスタボ秀夫さんは、日系ブラジル人の就労、生活環境をよくしたいという想いで、外国人に特化した事業を立

ち上げました。最近では日本の学校に通っているブラジルルーツの若い人たちに、限られた就職先や進路しかないのではなく、日本の社会にはやりたいことができる可能性があることを伝えていきたいと話されました。イギリス出身の松井ヘイ・アヴィリルさんは、日本の社会には多様な背景を持った人がいると気がつくこと、多様な背景を持つ子どもたちが自身を否定することのないように、多様性をどう伝えるかを大人たちが学ぶ必要があり、そして現状の課題を話題にすることで変化を起こしていくことができるとお話しされました。ベトナム出身の原田美河（マカムロン・ハー）さんは、サッカーに例えるならば「幸せで豊かな生活を」というゴールは誰もが同じであるはず。私たち1人ひとり異なる背景を持っているが、この社会で役割を担い同じゴールに向かってプレイしていると話されました。

これまでの日本社会の中での様々な経験もお話いただきました。日本社会は私たちを「日本人」とそれ以外の「外国人」という2つのグループに分けているが、「外国人」と呼ばれるのはあまりいい気持ちはしない。以前の職場で、外国人従業員をハナ、タケという日本の名前をつけて呼び捨てで呼ぶという職場があったが、1人ひとりアイデンティティがあり、名前があり、出身国がある。勝手に名前をつけられたり、呼び捨てで呼ばれることはいい気持ちはしない。また「あなたは外国人だから私たちのことは理解できないでしょ」と言われることがあるが、同じ社会・同じ職場で同じ仕事をしているのだから理解していないはずなのに、そのように言われることはとても悲しい。警戒されたり、アパートを貸してもらえない、電車やバスで隣に誰も座らない、英会話学校で生徒に私からは学びたくないと言われる、ある大学の採用試験では学長から肌の色が黒いことが理由で採用できないと言われたこ

と等、人種や性別によって特有の経験をしている。何度おはようございますと挨拶をしても返事をしてもらえなかったが、それでも挨拶し続けた。自分のことは自分でやるようにと高齢者のゴミ出しを手伝うことを止められたが、高齢者が重いものを持っているのを手伝うのは当たり前のことで、止められても手伝い続けた。今では同じ団地に暮らす人たちとの交流やつながりがある。回覧で回ってくるお知らせの紙は、難しい表現が多くて内容を理解することができない。カタカナや平仮名で、もっと読みやすい、わかりやすい表現にして欲しい。

瑞穂区は名古屋市 16 区の中では最も外国人人口が少ない区ではありますが、パンデミックの状況下でも外国人人口が増加している数少ない区でもあります。区内にある市営住宅には多くの海外出身、海外にルーツのある人たちが暮らしており、区内にある名古屋市立大学のキャンパスではたくさんの留学生が学び、海外出身の教員が教鞭をとっています。2026年にはアジア競技大会の開催が予定されており瑞穂区の瑞穂運動場はそのメイン会場になります。昨年「多文化共生と人権尊重のまちづくり」事業は、感染症の状況による制限がある中で、地域住民に向けたパンフレット「外国人区民への理解を深めよう」を作成し、区政協力委員に限定をした講演会を実施しました。今年は、より多くの区民に向けた取り組みをということでシンポジウムを企画しました。当初は会場とオンラインのハイブリッドで企画を進めていましたが、感染症の状況から、オンライン配信を中心に行うこととなりました。より多くの人に視聴いただけるよう事前申し込みは不要として、当日は YouTube ライブ配信、その後もアーカイブ配信でシンポジウムの内容を視聴できるようにしました。

パネリストからのコメント・感想

・村山グスタボ秀夫さん

同じ外国人同士でもそれぞれの背景や経験、来日の時期や経緯によって、考え方や感じることが違うことを、改めて理解しました。そして何より、皆様のような大先輩と一緒させていただいたことに感謝しております。とてもいい経験でした。ありがとうございました。考え方

は多少違っていても、外国人のより良い暮らし、労働環境、教育、福祉制度へのアクセスを目指すゴールは同じだと思いますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

・原田美河（マカムロン・ハー）さん

外国人は地域の一員としての役割を果たすた

めに環境づくり、教育や医療、介護等の制度整備が必要であることはシンポジウムを通じて認識しました。

言葉や文化が違っててもより良い社会、支え合いの社会、福祉サービスが充実する社会をめざして、外国人も日本人も地球市民として仲良く一緒に歩いていきましょう。シンポジウムに参加させていただいて、ありがとうございました。自分の思いを語ることができてよかったと思います。

・木下貴雄（王榮）さん

福沢諭吉さんの「学問のすゝめ」の冒頭の文章のなかに、【天は 人の上に人を造らず、人の下に人を造らず】ということばがあった。“この世に人として生まれた人間は本来は平等であって、貴賤・上下の差別のあるものではない”という意味だそうです。わかりやすく言えば、人間は生まれな

がらにして平等なんだよ。上も下も無いんだよ。ナンバーワンにならなくていいだよ～、元々特別なオンリーワンだからね。そもそも、国籍や民族、言葉、肌の色などに関係なく、人は裸でこの世に生まれて、最初からみんなが平等なんです。すぐく当たり前のことです。そのごく当たり前のことを、みんなが豊かさとともに、忘れてしまい、置き去りにしてしまい、当たり前が当たり前でなくなってしまう。そんな当たり前でなくなってしまう社会を変えるためには、おかしいと気がついた時、気がついた人から声を上げて、アクションを起こして、時間がかかるかもしれないが、継続は力なり、次の世代に負の遺産を残さないためにも、変えていかなければならない。坂本龍馬の言葉に「時勢に応じて自分を変革しろ」があり、「日本を今一度 せんたくいたし申候」があった。時代を超えて、龍馬さん言葉に今の日本が問われているのではないのでしょうか。

通訳者からのコメント・感想

今回、通訳者として参加させていただきました。当然ながら、一人一人来日の背景やルーツも違い、それぞれの方のストーリーがあるので、ひとくくりに「〇〇人」として見るのではなく、しっかりと相手の話を聞いて、その人と真摯に向き合うことが大切だと改めて感じました。個人的にはアヴリルさんの「すべては教育から始まる」のメッセージにとっても共感します。家庭でも学校でも社会の中でも、しっかりとこうした問題について学び、オープンな議論ができる場がもっと増えるといいなと思います。

もしかしたらコロナになってなかったら、海外（シンガポール）から参加出来なかったかもしれません。海外からのオンライン参加も障壁がなくなったから可能になったのかなと思います。

配信設営・カメラマンからのコメント

昔に比べて若い世代はネイティブに海外にルーツがある方と触れ合っているようで、10代、20代の差別的なものは少なくなっていると思います。自分自身、周りにフィリピンから引っ越してきた友達や、ハーフの同級生やお隣さんが中国から仕事で引っ越してきた方などいたので、あま

りがたいなと思いました。パネリスト全員の言葉に感動しました。そして皆さんに共通しているのが、その状況を恨んだり、相手に対して怒りを感じたりということをせずに、今の現状をどうすればより良いものにできるかに目を向けているという点だと思いました。そこが素晴らしいと思いました。建設的に何ができるかに注力していらっしゃる。ご自身も辛い経験をたくさんしてきたと思うのに誰かのために何かしようと考えていらっしゃるところも感銘を受けました。特に王さんが海外に住む日本人の話をしていらっしゃった時は自分の状況のことも考えて感動しました。また海外に住む日本人と日本に住む外国人でも交流できれば面白そうですね。ありがとうございました。

り物珍しさはなく、わからなそうだったらどう伝えるべきだろうと考えていました。まだまだ少ないですが僕の今までの人生の中で気付いたことは、言葉の壁は大きいと思いますが、純日本人だろうと、海外にルーツがあるだろうと、結局その人次第だと思うので、合う合わないあると

思いますし、お互いが歩み寄らない限り、何も始まらないと思います。いわゆる外国人の方にも、冷たくされたから日本人は冷たいんだ、と一括りにするのもまた違うかと思います。その人にもその時の状況、事情があり、性格があると思います。それはどちらにも言えると思います。また、日本人側が他人ごとになるのもまた違うなと思います。日本語がわからない方がいて、行政のチラシが日本語が難しいから悪い、とか全てひらがなで書けば良いものでもなくて、言葉がわかる日本人でもゴミの出し方など全く伝わらない人もいる様に、コミュニケーションが1番大切

だと思います。それがもしかしたら、ルーツのある国では当たり前でも、日本ではだめ、というのはもちろんあるので、なぜその行動をしてしまったのか、価値観のすり合わせが、多文化がともに歩いていくのが一番重要なのではないかなと感じました。また、ご講演に関しては、偏った世代だけでなく、いわゆるミレニアル世代、Z世代も混ぜて意見交流をすると今までなかったモノの見方があるような気がします。僕らよりも、デジタルネイティブでLGBTQや環境問題など、情報に強く、本当に賢く、本質が見えている方が多いなと感じます。

参加者からのコメント・感想

・神田さんのお話がわかりやすかったです。五人の方々それぞれのお話も興味深く伺わせて頂きました。このような議論が各地で行われるといいですね。バージさんの御発言のとおり地域で継続的なプロジェクトが広がると素晴らしいですね。

・ライブでは観られなかったけど、動画で観ました。第一部は、一般的な話にかしらと思いつつ、それでも短いコメントから、神田すみれさんの日々の地にガッチリ足をつけた活動が伝わりました。そのお話も聞きたいです。第二部はご登壇されていたみなさんが、老人に席を譲らない、重い荷物を持たない、あいさつを返さない社会をすごい笑顔とエネルギーでぶっ壊してくれているのを感じました。彼・彼女たちのエネルギーに対するお礼というのか、何というかわかりませんが、

対等な関係で、誰もが参加できる共生社会があるとしたら、市町村レベルの参政権は必須だろうなと実感しました。バージ区議会議員とかいたら素敵だなあ。そこまで突っ込んでいくのは、今回のような区のイベントで難しいでしょうか。

・とてもいいお話でした。いろいろ考えさせられました。スポーツに例えるのは、とてもわかりやすいですね。コロナでなければ、この後パネリストとの交流会などが持てると、具体的な活動につながっていくのでしょうね。子どもたちが通う中学校は、多様性、SDG's、ジェンダー、環境と毎日のように社会問題について、みんな真剣に討論しています。次世代への教育は確実に大改革されていて驚きです。

千種区「外国人住民の皆さんと一緒にカレーとスイーツを作ってみませんか？」

開催日時：2024 年 3 月 2 日（土） 11 時～14 時 30 分

開催会場：生協生活文化会館・調理室（千種区稲舟通 1-39）

参加人数：31 名（参加 19 名、講師 6 名、地域と協同の研究センター3 名、区役所 2 名、取材 1 名）

I. 企画決定と広報

・千種区役所・地域力向上課との打合せにより、開催目的を達成するため、料理交流をしながら学ぶ内容としました。

・講師依頼を行なって 3 種類の料理をきめ、12 月末より広報を行い、地域と協同の研究センターで受け付けました。

・広報媒体：千種区広報

・受付方法：QR コード読み取りによるオンライン受付、地域と協同の研究センター（メール及び電話）

II. 申込人数、抽選方法、申込者への案内 当日参加者

・申込み：12 月 26 日～1 月 31 日に 32 組（1 組は後にキャンセル、1 組は二重）61 名

・抽選方法：30 組について、エクセルの乱数発生を使い、優先順位をつける方法で抽選を行い、定員 20 名となるよう、当選者を決定しました。

・申込者への案内：当選者には参加案内を、落選者には落選お知らせを郵送しました。

・キャンセル対応：開催日前日に 3 組（7 名）のキャンセル連絡があったため、落選者の抽選順に連絡して定員までの参加者数としました。

・当日は 1 組が、4 名受付のところ 3 名の参加であり、19 名で開催しました。

III. 企画の準備

・企画進行等：千種区と企画具体化の打合せには、地域と協同の研究センター「多文化社会と協同組合」懇談会メンバーも参加しました。

・料理：3 種類の料理について、講師に依頼して家庭で料理できるレシピを作成しました。作成にあたっては、地域と協同の研究センター「多文化社会と協同組合」懇談会のメンバーが、原案をもとに講師と事前に打合せて仕上げました。

・食材は講師及び事務局で事前に購入、準備しました。

・講話は「やさしい日本語」「多文化共生と人権、差別について」とし、説明資料を作成しました。

・配布資料：千種区より、3 言語（英語・中国語・ベトナム語）翻訳の、千種区民向け及び交通ルール（自転車の乗り方）等を準備いただきました。

IV. 保険

・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社「賠償責任保険」に加入しました。（保険対象：30 名、補償項目：身体障害、財物損害）

V. 3 月 2 日（土）実施内容

<受付及び資料配布>

・スケジュール、やさしい日本語、レシピ（3 種類）、講話スライドを印刷し、配布資料を同封した封筒を準備し、受付時に参加者に手渡しました。（ネパール講師 2 名の子どもの協力がありました。）

<開会挨拶>

・千種区役所区政部地域力推進室、三品優子室長より開催の挨拶があり、千種区の外国人人口と多文化の現状について紹介がされました。

<講師紹介>

・講師 6 名より自己紹介がありました。ネパール料理の講師はサンギタさん、シマさん、カマラさんです。ベトナム料理の講師はリンさん、フィさん、フォンさんです。講師の 6 名は来日時期も日本語力もそれぞれ異なります。

<第一部>

・多文化共生マネージャーの大橋さんから「やさしい日本語」の講義がありました。資料に沿って次の 4 つの項目について話をされました。

- ・やさしい日本語ってなあに？
- ・どんなのが「やさしい日本語」なの？
- ・日本語の何がムズカシイ？
- ・「やさしい日本語」に正解はあるの？

・料理の材料と作り方についてネパールのサンギタさんと、ベトナムのリンさんから紹介がありま

した。ネパールのサンギタさんはマトンのカレーの作り方、ベトナムのリンさんは黒豆のチャーとベトナムコーヒーの作り方を説明しました。事前に準備をして作成したやさしい日本語で書かれた資料を使いながら話を進めました。

・作り方の説明を聞いた後、調理を始めました。2つのガスコンロに分かれてネパールのマトンカレーを作り、1つのテーブルでベトナムの黒豆チャーに入れるタピオカパールを作りました。もう1つのテーブルでベトナムコーヒーを作りながら美味しくいただきました。参加者は6名の講師とそれぞれ会話をしながら楽しく調理をすることができました。

・カレーが完成したところで、予めハーブを入れて炊いておいたバスマティライス（インディカ米）と一緒にカレーをよそって4つのテーブルに分かれて会食。カレーの後は、6名の講師もそれぞれのテーブルに分かれて会話をしながら食事交流を楽しみました。その後、黒豆のチャーにココナッツミルクとタピオカを入れたスイーツも美味しくいただきました。

・ラップ音楽でやさしい日本語を紹介した「やさしい世界」を調理、交流時間に流しました。

<https://youtu.be/2fYxhoUwqAg?feature=shared>
<第二部>

・「多文化共生と人権、差別について」学ぶ時間をもちました。

講師：神田すみれ（多文化ソーシャルワーカー、地域と協同の研究センター研究員）

講話要旨「多文化共生と人権」

総務省は「多文化共生とは国籍や民族など異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い多様

な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」としています。

「多文化共生」という言葉の背景には3つの人権理念が含まれています。（出典：近藤敦著「多文化共生と人権」）①文化の選択の自由：私たちは誰もが排除されたり同化を強制されたりすることのない権利、母語で自分を表現する文化的権利がある。②平等：人種、皮膚の色、性、言語、宗教、出身による差別の禁止。③共生：すべての人の経済的・社会的・文化的・政治的生活に参加する諸権利を保障すること。これらは日本国憲法、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、移住労働者権利条約、ユネスコ文化多様性条約等に基づいた基本理念であり、私たちが共有すべき基本的価値です。

差別について

- ・マイクロアグレッション（事例）
- ・第三者返答（動画）

https://youtu.be/56FPX_u0Y0g?feature=shared

- ・日本社会で頻繁にみられる差別

ディスカッション

一人一人が自分にできることは何かを考え、テーブルごとに意見交換をし、共有をしました。
・終了後、参加者全員で片付けをして、アンケートに記入をして終了しました。

VI. 参加者及び講師の感想

・参加者の感想は、千種区が作成したアンケートを配布し17名（大人9名、子ども8名）が記入しました。回収率89%でした。

・主な設問への回答は以下のとおりです。

「本日の内容はいかがでしたか」

大人用

ア満足	イまあまあ満足	ウやや不満足	エ不満足	合計
5	4	0	0	9

子ども用

アとてもたのしかった	イたのしかった	ウふつう	エあまりたのしくなかった	合計
6	1	1	0	8

合計

ア	イ	ウ	エ	合計
11	5	1	0	17

ア・イ（満足・たのしかった）人の割合 $(11+5) / 17 = 94.1\%$

「今回の体験を通して多文化共生や人権問題について理解は深まりましたか？」 大人用

ア 大変深まった	4
イ まあ深まった	4
ウ あまり深まらなかった	1

「おはなし」子ども用

ア わかりやすかった	2
イ ふつう	3
ウ むずかしかった	3

・講師の感想は以下の通りです。

ベトナム人講師

人とコミュニケーションが好きです。いろいろな人に出会えることが楽しかったです。お互いの文化を分かり合えることが楽しかったです。マトンのカレーは美味しかったです。母国語では伝えられるのに、日本語では伝えたいことを伝えられないのが悔しかったです。国によって言葉や文化、考え方が違います。日本がこれから、言葉や文化、肌の色の違いにこだわらず、同じ一人の人間として仲良くできる、地域住民として共に暮らせる国になるといいと思います。本当にそうならば幸いです。なのでそう願っています。将来は、ベトナムと日本に限定することなく、人材の育成を広くアジアとして捉えることを考えています。ベトナム人だけではなく、他の国からの実習生のサポートもして、今働いているゆたか福祉会のノウハウを広く伝えていきたいです。

他の国の文化を交流したり、日本の人々とコミュニケーションを図りたいので、このイベントに参加したいと思いました。おいしいものを食べて、人々はとても親切でした。

文化を深く理解したいし、日本の人々とのコミュニケーションを通じて自分の日本語能力を向上させたいです。参加してとても楽しかったです。将来は日本語がペラペラになりたいです。

ネパール人講師

イベントに参加する機会をいただきありがとうございます。たくさんの方々とお会いできましたこと、母国の食べ物の紹介をしたことを非常に嬉しく思いました。とても楽しかった。これからもこのようなイベントがありましたら参加することを期待しています。現在、私も日本語の勉強を始めています。これからも多くの日本の方々と会話しながら、日本語のレベルアップをしていきたいです。日本で就職したいのが私の夢です。

日本人と話したり、自国の料理を作ったりする機会はなかなかないと思うのでイベントに参加しました。関係者全員が料理を試食し、適切な材料があるかどうかを尋ねることをとても楽しみました。これからは外国人でも問題なく日本で普通に生活できるようになると思います。できれば家族と一緒に暮らして、家族も普通の生活が送れるようにしたいです。

VI. 取材

・千種ホームニュースの取材がありました。

第9回 平和と協同組合の役割

～ウクライナからの避難者支援から考える多文化避難者支援～

8月7日連続セミナー多文化社会と協同組合 「平和と協同組合の役割～ウクライナからの避難者支援から考える多文化避難者支援～」を開催しました。このセミナーは 2019 年から愛知県立大学と共催で開催している連続セミナー「多文化社会と協同組合」の9回目にあたります。

愛知県立大学の松宮朝先生より開会の挨拶をいただき、地域と協同の研究センター専務理事の向井忍さんから開催趣旨の説明がされました。2019 年からの連続セミナーで取り上げてきた経過と、日本における移民・難民政策の不十分さ、地域市民や地方自治体によって補われてきた現状、ウクライナ避難民の受け入れ、ICA 総会でのコープ・ウクライナ会長からの支援呼びかけがあり、ウクライナの協同組合への支援が始まっていること、日本全国各地 107 の生協・連合会が、ロシア軍によるウクライナ侵攻に対する抗議声明を出していることに触れ、平和と協同組合の役割をテーマに話し合い、日本と世界の協同組合が協力し大きな行動につながるセミナーにしたいと話しました。

報告①日本協同組合連携機構の前田健喜さんは「協同組合は平和をもたらすことができるのか」と言うテーマで、考え、思いを語られました。ICA はロシアとベラルーシを除名すべきという提案の総会提出を先送りしたこと、ICA はこれまで冷戦時代を含めて除名をほとんどしたことがないという歴史、エルサレム近郊に暮らすアラブ人とユダヤ人はかつては隣人として共に暮らしていたという例を紹介し、人と人とがつながり、皆が仲良く隣人として助け合って暮らしているイメージを持つことが必要であると話されました。

続いて、デンマークのスサンネ・ヴェストハウセン ICA 欧州地域会長が、事前に収録されたビデオメッセージで、民主主義と対話の重要性、ロシアやベラルーシの I C A からの除名を急ぐのではなく、将来に向けて可能な限りの道筋を維持する必要がある、協同組合は平和のための文化の積極的な一翼を担っているのだと話されました。

報告②生活クラブ神奈川の田中入馬さんは「地域と協同組合 ウクライナ避難民の受け入れを通じて」というテーマで、ご自身の経験から参加型社会開発

を通じたエンパワメント、地域と協同組合の役割、繋がりを通じたケイパビリティアプローチについて、そして田中さんのご実家でウクライナ避難民の方を受け入れるまでの背景についてもお話しされました。

次に国際協同組合連盟ユース代表のアナ・アギューレさんより、協同組合は、協同組合の理念に基づいて連帯していくことが大切であり、国際的な視野で物事を考え、地域で行動することが平和な社会を作ることにつながっていくと事前収録したビデオでメッセージを寄せられました。

報告③ポーランドのソーシャルプレクサス財団・OD 生活協同組合のマルセリナ・ジャウインスカさんは「ポーランドにおけるウクライナ難民の支援」について報告をされました。ポーランドのワルシャワとは7時間の時差があり、早朝にもかかわらずリアルタイムでお話をしてくださいました。戦争が始まりワルシャワに避難しているウクライナ難民に対して、社会統合センターを開設し、食料支援、就労支援、芸術の提供、心のケア・トラウマケアを行っていること、ウクライナ難民が自助組織を作る支援を行っていること、移民の協同組合で雇用を生み出していることが紹介され、またボランティアの活動だけでは持続可能ではなく資金調達が必要であると言う課題にも触れられました。そしてポーランドの協同組合運動の歴史についてもお話しされました。

報告④は向井忍さんからは「愛知でのウクライナ避難者支援の取り組み」として日本と愛知県への避難数、愛知におけるウクライナ避難者支援として身元引受人、日本語学習、生活資金、物資支援、自治体による支援、ウクライナ避難民支援のネットワークが形成されるまでの経緯、そして現在の課題や留意していることが報告されました。

50 名ほどの参加者は東海地域を中心に、日本全国、海外からはトルコ、オーストラリア、バングラデシュから、そして協同組合、多文化、開発の研究者や実務者など、幅広い分野からの参加がありました。日英同時通訳は、小島佳美さんと猪俣りえさんに通訳をしていただきました。チャット機能からは日本語と英語で参加者からコメントをいただき、世界各国をつないでそれぞれの地域から学び、平和について考えるセミナーとなりました。

第 10 回 「平和と協同組合」 概要

11 月 9 日、ポーランドのワルシャワで草の根支援を中心とした協同組合関係者から学ぶ場を持ちました。

現地で活動するマルセリナさんは、8 月 7 日に開催したセミナーの報告から 3 ヶ月経過した様子を報告いただきました。

緊急支援の時期からの変化として、ウクライナ難民自身が、それぞれができることを生かして、参加型の自助的な活動を始めたこと、物理的なサポートや、グループ形成をするためのワークショップを行うためには活動拠点が必要であるという気づきがあり、ようやく場所を確保、契約することができたとの報告でした。

- ・大切にしているのは、助けてあげるのではなく、同じ土台に立ってサポートをするということ。大学の心理学部と連携をして、物理的なサポートと心理的なサポートのニーズを把握する調査を行っていること。

- ・場所を提供したり、行政とのやり取りのサポートをしながら、ウクライナ難民の人たちの願いを支え、それを叶えることのサポートをしている。

- ・心理的社会的サポートとして、編み物ワークショップをしたり、ウクライナの兵士のために暖かい服を作ったりしており、一緒に取り組むことでグループやコミュニティが形成される。共に作業をする中で、お互いのことを話し合いながら相談ができる。

- ・グループが協力して活動を推進していくためには共通の高い目標があることが必要。単にお金を稼ぐというだけではできない。

というご経験の中から日本での支援活動にも大きなヒントになるようなお話でした。

オンラインで参加された方達は、地域で協同の活動をしている人、難民支援を専門的に行なっている人、ロシア駐在経験がある人、アフガニスタンからの退避者の方、と多様でした。

いただいた感想をいくつか紹介します。

(英語で書かれたものは、参加者からマルセリナさんへのメッセージです)

- ・マルセリナさんのお話を聞いて『同じ(共通点)が多いなあ』と感じた。『誰かを救いたい、誰かのために何かをしてあげたい、しなければならない』この思いは世界共通。

- ・一般的なボランティア活動から持続可能な支援活動を追求するとき、事業づくりや組織づくりが重要になってくる。言い換えれば、みんなで必要な事業(活動)を行い、人と人のつながりを広げ、活動(事業)の継続に必要な「費用」を作り出す必要が出てくる。これこそ、COOP(協同組合)の基本、と改めて思い起こすことができた。

- ・内容の濃い、インスパイアされる内容だった。難民による難民の支援や、インテグレーションセンターの将来の可能性など、日本の難民支援でも目指したい方向性についてのイメージが広がりました。

- ・ All your information motivated me to take an action for my future life.

I understand how important to support the organization/ network of refugees in themselves and set the purpose. Also you told that the refugees with trauma are getting better by supporting someone. As I learned those from you, I will do what I can and what they require. I hope any kinds of supports will be provided to you continuously.

マルセリナさんには 3 月 7 日に開催した愛知県立大学と研究センターとの共催セミナー 12 回目でその後の展開を報告いただきました。

2022 年 12 月

地域と協同の研究センターでは、名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と共に、2 年前から難民食料支援に取り組んでいます。これまでに 6 回、寄付いただいた食料を地域に暮らす難民の方達に郵送でお届けしています。また、難民について「学び語り合う会」を 6 回開催してきました。この取り組みから新しい動きやつながりが生まれています。

この難民食料支援のつながりがきっかけとなり「あいち・なごやウクライナ支援ネットワーク」が発足、現在、東海地域に避難するウクライナ避難民の支援をおこなっています。

また 11～12 月に行った難民食料支援には、名城大学でボランティアの授業を受講する大学生のべ 122 名が、食料の寄付、難民の方へ送るメッセージを寄せたり、食料を発送する等して参加をしました。メッセージと食料を受け取った難民の方達から、お礼のメッセージが研究センターや名古屋難民支援室の事務所に届いています。お礼のメッセージは大学生、支援者へ宛てたものの他に、同じ難民として地域に暮らす人達へ宛てたものもあります。直接お会いすることはありませんが、こうしてメッセージのやり取りをすることで、同じ地域に暮らす私たちは確かにつながっているということを感じる瞬間でした。

いただいたメッセージをいくつか紹介します。

○支援してくださっている皆様へ

私たちに親切にしてくださり、助けてくださることについて、私の感謝の気持ちをお伝えしたくて筆を取りました。自国とは大きく異なる、けれども、とても美しいこの国で 1 人で暮らしています。私のように 1 人で暮らしている難民にとって、このような贈り物は非常に大きな意味があります。日本に来てからこれまでの間、多くのよい人たちに会いました。どの人も純粋な心を持っている人たちでした。本当に感謝しています。このカードを私を支援してくださっているあなたに贈ります。ご自身を大切にしてください。新しい年が幸せと喜びがもたらされる 1 年になりますよ

うに。 愛を込めて。

○お米の炊き方の説明を書itek くださった大学生の方へ

お米の炊き方の説明、本当にありがとうございました。勉強を頑張ってください。学生のみなさんありがとうございました。 心を込めて 難民より

○難民の皆さんへ

この場所で平和を見つけることができますように。あなたが私たちと共にあることを嬉しく思います。私たちを支援してくださっている支援者の方達、名古屋難民支援室と一緒に感謝しましょう！

○親愛なる姉妹兄弟へ

この手紙を書いているのは、あなたは 1 人ではない、あなたには私たちみんなが側にいるよ、と伝えたいからです。私もこの日本で頑張っている生きています。あなたもゼロから、何もないところから人生を始めようと頑張っているのですよね。神様はいつも私たちと共にいて、助けてくださるのだということを忘れないでください。あなた自身を愛すること・大切にすること、あなた自身を励ますこと、頑張ることを保ち続けてください。笑顔忘れずに、今日より明るい未来が待っています！愛を込めて。

先日は、名古屋難民支援室の羽田野真帆さん、研究センター事務局の伊藤小友美さんがオンラインで名城大学の授業でその報告をしました。難民の皆さんから受け取ったメッセージを大学生のみなさんに紹介したところ「自分も難民の方へメッセージを書いて送ったので、こうして返事をいただき、難民の方からのメッセージを見て、つながることができていると感じて、嬉しかった」「ボランティアとは金銭の寄付だと思っていたが、行動することもボランティアだとわかった」等、学生の皆さんから感想が語られました。

前期にこのボランティアの授業を受講した学生は、受講がきっかけとなって、ウクライナ支援活動団体を立ち上げました。現在、名城大学の学生5名でウクライナ支援のために寄付を集めたり、企画をしたり、SNSで発信をしたりする活動をおこなっています。この活動には、難民食料支援メンバーもコミュニケーションをとりながら、愛知県に避難しているウクライナの方も関わっており、若い世代の活動が広がっています。

出入国管理庁によると ウクライナ避難民入国者数は12月7日現在で2179人（愛知82人、岐阜14人、三重3人）。冬になり冬服、暖房器具、毛布が欲しいという声があります。また、これまで洗濯は手洗いで大丈夫、給湯器も不要と遠慮されていた方々からも寒くなってきたと相談があります。アフガニスタンからの退避者の方たちもその多くが日本で初めての冬を迎えています。アフガニスタンは日本と同じで床で生活をする文化です。いただいた寄付やご協力があり、アフガニスタン退避者各世帯にヒーターを1台ずつ、カーペットを一枚ずつお送りしました。ウクライナ避難民、アフガニスタン退避者、そして全ての難民の方たちと、直接お会いすることはないかもしれませんが、同じ地域に暮らす者として、お互いつながり合い、助け合っていきたいです。日本で過ごす初めての冬、心も体も少しでもあたたく過ごすことができるようにと思います。

2022年11月

地域と協同の研究センターでは名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と共同して12月3日10時から、生活文化会館で地域に暮らす難民の方達への食料発送を行います。発送する食料は11月28日、29日、30日、12月1日、2日に生協生活文化会館で集めます。難民緊急食料支援、会員の皆様のご協力、ご参加よろしくをお願いします。

2023年3月

研究センターでは、名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と一緒に、難民食料支援を継続して行っています。2月に開催した学習会では、アフガニスタン退避者を含む6名の難民の人たちが学習会に参加をし、学習会や

難民食料支援を一緒に行っていきましょう、と語り合いました。同じ社会に生きる市民として一緒にこれからの社会をつくっていく、その1つの機会が生まれようとしています。難民食料支援、会員の皆さんもぜひ一緒に参加しませんか。

2023年6月

研究センターでは、名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と一緒に、難民食料支援、難民の皆さんと一緒にともに語り学びあう会を定期的に開催しています。食料の提供や、食料の発送作業を一緒にやりながら、また、難民の方達と一緒に学び語り合う場へぜひご参加ください。

2023年7月

研究センターでは、2021年から、名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と共に、難民食料支援を行っており、6月に開催した「学び語り合う会」、7月に開催した食料発送作業には、地域に暮らす難民の方たちもたくさん参加してくださいました。その中で、ある難民の方が「地域の人たちと関係を築きたい」、「自分も住民として地域に貢献したい」とおっしゃっていました。同じ地域に暮らす住民として、共に地域を作り、支え合う関係性ができるようになるには、どのようにしたらいいのでしょうか。

2024年2月

研究センターでは、2021年から、名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と共に難民食料支援と難民について「学び語り合う会」を定期的に行っています。次回の「学び語り合う会」（3月30日に開催）では、難民食料支援で食料をお送りしたことがあるロヒンギャ難民の方からお話を聞きます。日本に避難してから、16年間かけてようやく難民認定が認められたミャンマーの少数民族の方です。どなたでもご参加いただけます。

ウクライナ避難民支援

ウクライナ難民の現状から見てくること

研究センターNEWS 2022 年 月

非常勤講師をしている2つの大学で、ウクライナから避難されている若い世代の方をお招きして、学生との交流の時間を持ちました。学生たちは自主企画したキャンパスツアーで図書館や学食を見て周り、その合間にスマートフォンで画像を見せあったり、自動翻訳機能を駆使してゲームやアニメの話で盛り上がっていました。ゲームが好きな学生の中には、憧れのゲーマーがウクライナ出身であるということから、いつかウクライナに行ってみたいと思っていたところ、戦争が起き、驚きとともに悲しく思っていると話しました。多くの学生が、大変な状況の中での避難してこれていることと現在起きていることについて心を痛めながらも、日本で美しい景色、おいしい食べ物、楽しい経験をしてもらえたらと話しました。

ウクライナから避難してこれられている方達が置かれている環境は、身元引受人、家族構成、地理的状況、経済状況、地域や支援へのアクセスの状況も一人ひとり異なります。身元引受人はウクライナ出身の方もいれば、日本の方もいます。東海地域では、日本ウクライナ文化協会が中心的に避難されてきた方たちと連絡を取りながら、物資や支援情報、日本語学習の機会の提供等を行っています。

また、様々な支援団体や市民、自治体が連絡を取り合い、必要に応じて連携をしながら一人ひとりが必要とする支援を行っています。受け入れ自治体では、それぞれ独自の支援金を提供したり、日本語教室を開催したりして、日本での生活が少しでもスムーズに始めることができるよう工夫をしています。社会福祉協議会、教育委員会、国際交流協会が連携をして、1つの家族を見守る体制をつくれるよう工夫をしている自治体もあります。

5月3週目の現在、避難してこれた方たちの中には、新たな住居で生活を始めた人、アルバイトを始めた人、地域の学校に転入した人、日本語学校に通い始めた人もいて、日本での生活を一歩いっぽ前に進んでいらっしゃる様子がわかりま

す。その一方で、ウクライナの方たちを日常的に支援をされている人たちからは「このところ表情が疲れているようだ」とか「ウクライナの現状に涙されていて心理面が心配だ」ということを伺っています。そして「心のケアが必要であろう避難者の方にどのように接するのがよいか」「現状の接し方で大丈夫かどうか不安に感じている」という声も聞いています。これまでも地域で多文化共生活動や外国人支援に携わってこれた方が日常的な支援をしているというケースもあり、在留資格の知識や日本語学習の経験、多文化ソーシャルワークの視点を持っている人たちが、難民の支援をするときに、どのような点に留意する必要があるか、臨床心理士や難民支援の専門家との連携等、多元的な支援を進めていく必要があるでしょう。

現在、自治体や組織、市民から物資や支援金、住居の提供、子どもの教育への配慮がされています。健康が保たれるための十分な生活水準が保持されるよう、そして住居、医療、教育へのアクセスの保障など、多くの人の善意が必要とする人へ届けられるよう、比較的短期間で形が作られていることは社会の大きな前進であると感じています。

国連の定める難民の定義によると「「難民」とは、人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属するという理由で、自国にいと迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れ、国際的保護を必要とする人々」とされています。この定義では、自国における平時と戦時の区別をしておらず、国際的・国内的な武力紛争や戦争から他国に逃れてきている人々も、上記の定義に該当するのであれば「難民」とするとされています。難民条約に加盟している日本はこのような状況にある人たちを保護する責任があります。以前、食料支援団体に、Covid-19の影響により困窮する難民へ食料支援をお願いしたところ難民への支援はできないと断られたことがあります。また様々な事情から、非正規滞在者になってしまった人について「法を犯している人」の支援はできないと

考える人も少なくありません。

先日、昨年秋にアフガニスタンから避難してこられた方から、お話を聞く機会がありました。「ポーランド、トルコにいるアフガニスタン難民が支援から取り残されています。ウクライナ難民が優先的に受け入れられている現状があります。支援に優先順位がつけられていることは悲しいことです。ウクライナ難民もアフガニスタン難民も同じ戦争の被害者です。私たちは同じように支援を必要としています。ウクライナの人もアフガニスタンの人もミャンマーの人も同じです。忘れないでください。私たちも戦争の被害者です。」と語られました。

「留学」や「技能実習」の在留資格で来日しているミャンマーの人たちや、非正規滞在（オーバーステイ）となり就労、医療、福祉等あらゆるアクセスが制限されている人たちはどうでしょうか。ご自身や、本国に残してきた家族の命が危険にさらされている人たちは、来日背景を簡単に人に明かすことはありません。隣人一人ひとりの基本的人権が保障されているか、私たちは常に意識する必要があります。支援とは、その人が元来持っている権利が奪われないようにすること、その人がもともと持っている権利を保障することだと思います。人権意識を高めることは、私たち自身の人権を保護することにも繋がります。世界人権宣言は第一条で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、尊厳と権利とについて平等である」としており、第二条、第二十五条、第二十六条には、人として認められる権利、医療、住居、教育へのアクセス、十分な生活水準を保持する権利が宣言されています（注）。私たちの地域に暮らしている隣人の基本的人権が奪われていることはないでしょうか。ウクライナからの難民受け入れは、日本社会に暮らす私たちに、様々な気づきを与えています。

冒頭で紹介した大学の学生たちは、ウクライナ出身の人と会うのも話をするのも初めてだったと言い、授業の最後にこんなメッセージを語りました。

「少しでも心が安らぎますようにお祈りしています。困った時は、いつでも頼ってください。」

「実際に戦争を目の当たりにした経験は、私には理解できないほど苦しいことだと思います。だからこそ今起こっている戦争を絶対に忘れてはならないし、支援できることがあれば積極的に取り組みたいと思います。」

「もっといろんな話をしてみたかったです。今はお辛いと思いますが世界が平和になることを心から願っています。」

ある日、自分の命を守るために自国を離れなければならなくなった同世代の人との交流から、戦争が一人の人の人生をどう変えてしまったのか、なぜ平和が大切なのかを考える機会になったようです。

注：

第二条：すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第二十五条：すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

第二十六条：1. すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

（国際連合広報センターウェブサイトより）

愛知県に避難されているウクライナからの難民のみなさんのこと

研究センターNEWS 2022 年 4 月

ウクライナから愛知県内に避難されている方のご家族や地域で支援している方からお話を伺っています。小学校に通いはじめた子どもたちは、最初の何日かは泣きながらだったようですが、その後、毎日元気に通っており、学校もクラスメイトも担任の先生も一生懸命対応されているとのこと。来日したばかりの子どもたちを受け入れる時と同じように、ウクライナの子どもたちも、初期指導教室*と学校内にある日本語教室の両方に通い、給食や学級活動は自分の所属するクラスに入り、日本語を学びながら、少しずつ日本の学校生活に慣れていく移行期間を過ごしています。県内でも地域差はありますが、愛知県は他府県に比べると、来日したばかりの子どもたちを受け入れる体制が比較的整っており、学校や教員の経験も積み上げられてきています。

来日したばかりの就学年齢の子どもたちの受け入れ環境は、地域の学校が主軸となりますが、就学前の子どもたちや、大人の受け入れ体制は不足しているといわざるを得ません。ウクライナから避難してこられた 20 代の女性は、地域の海外にルーツがある子どもたちが通う日本語教室に通っています。来日したばかりの大人が、言語や生活習慣を学びながら、移行期間を過ごすための居場所を兼ね備えた場がある地域は、まだまだ限られています。

現在、ウクライナからは特別な理由があるケース以外、男性は出国できないため、来日しているのはそのほとんどが女性と子どもたちです。地域には、来日したばかりの就学前の子どもとその母親が日常を過ごすことができる社会的な受け皿がありません。文化間移動は通常でも精神的に大きな負荷がかかります。戦火から逃れてきた人たちの心のストレスは相当なものでしょう。家族や知人とはいえ、異なる文化の上になりたっている生活を送る人たちとの同居は、受け入れる側の負荷も相当なものでしょう。そのような大きなストレスを抱え込まざるを得ない状態で、社会との接点がほとんどない日常を、母子で過ごすことのリスクも容易に想像されます。経済的な支援、住居支援はもちろん、子どもたちを閉ざされた環境に

閉じ込めないように、社会から接点をつくるように働きかけること、母親と子どもたちが、この移行期間を安心して過ごせる空間と時間、そして心のケア、大人たちへの就労の機会の提供が急務です。

地域の日本語教室、学校の受け入れ体制、地域のつながり等、これまで市民や行政がつくってきたリソースや経験が大いに役立っている一方で、社会との接点がもちにくい海外出身の未就学の子どもたちとその母親という、声をあげることが難しい人たちが、これまでどのような我慢を強いられてきたのかも見えてきました。昨年 11 月アフガニスタンのガニ政権崩壊後、日本へ避難して来られたアフガニスタンの人たちは、この半年間、非常に限られた環境の中で過ごしてきました。今月に入り、名古屋地域でも 2 家族の子どもたちが来日し、地域で生活を始めています。大人たちは半年経った現在も言語習得や慣習を学ぶ十分な機会、就労の機会がありません。日本での滞在を諦め出国せざるを得なかった人たちもいます。避難して来られた方たちが、安心して地域で暮らしていけるよう私たち市民の働きかけ、企業組織の就労機会の提供が迅速になされていくことを願います。

*日本語初期指導教室とは…来日直後等により日本語習得が必要な児童生徒が学籍のある学校に定期的に通いながら、一定の期間（愛知県では通常 3 カ月）日本の学校生活に必要な基本的生活習慣、日本語指導や教科学習の導入などを行う教室です。

*避難された方とご家族から、ウクライナについて教えていただきました。ウクライナは農業国。乳製品（牛乳、チーズ、ヨーグルト、バター）ハム、オートミール、果物をよく食べます。乳製品も種類が豊富。平均月収は 4～5 万円。医療、教育は無償。子どもたちは小学校入学時に芸術・言語・理数・運動等のコースを選択する。1 クラスは 20 名程。登下校は通常保護者が送迎をするということです。

避難直後の緊急の時期が過ぎて、実際の生活、日常の中で

研究センターNEWS 2022 年 11 月

出入国管理庁によると11月9日現在でウクライナ避難民入国者数は2,108人となりました。愛知県は80人、岐阜県は14人、三重県には3人が避難しています。

ウクライナ難民の受け入れ自治体の訪問、個別訪問を引き続き継続していますが、このところは経済的な不安が聞かれるようになりました。ウクライナに残る家族に仕送りをしている人もいます。すでにパートで就労している人の中には、ダブルワークを希望している人もいます。

愛知県が実施したアンケートや日本ウクライナ文化協会のヒアリングによると冬が近づいてきたことから防寒対策として暖房や衣料品のニーズの声が聞かれています。

避難している人の多くは、日本国内に暮らす家族を頼って避難してきました。避難後は、その家

族の自宅に同居をしている人が多く、しかし、避難生活が長期化する中で、経済的な負担や、人間関係のストレスが増大しているケースも複数、就労先での人間関係に関する相談もあります。避難直後の緊急の時期が過ぎ、実際の生活、日常の中ででてくる経済的な問題や人間関係に関する問題が増えてきています。

一方で、避難者の中でも比較的年齢が若い方たちは日本語が上達し、日本語のみでコミュニケーションをとることが可能なほどになっています。就労先で役割を担い、活躍している方もいます。

1人ひとりの状況をその人を取り巻く地域や自治体とコミュニケーションをとりながら、必要な支援を提供できるようにしていきたいと考えて、訪問を続けています。

継続して一緒に取り組めること

研究センターNEWS 2023 年 2 月

戦争が始まって1年になります。2月15日現在、出入国管理庁 都道府県別ウクライナ避難民入国者数は2291人、愛知には95人、岐阜には14人、三重には4人が避難しています。

東海地域に避難された方達は、本国のご家族やご友人の状況を心配しながら、日本で就労や勉強をして日常を継続されています。日本の小学校や保育園に通いながら、オンラインでウクライナの授業を受け、両国の学びを継続している子もいます。先日お会いしたお子さんにオンライン授業で一番好きな授業は？と聞いたところ、音楽と図工と体育と教えてくれました。図工の授業で作った作品も見せてもらいました。オンラインで行うには工夫が必要な授業ばかりですが、オンラインで教えるウクライナの小学校の先生方が、子どもたちが遠く離れたところにも、楽しく教育を受けることができるよう工夫されていることが伝わってきて、胸が熱くなりました。

一方で、住居、教育の保障、雇用などの問題、命からがら日本に逃げてきた人たちが、安心して

住居や雇用が保証されず、精神的に不安定になっている人もいます。中には鬱のような状態になってしまい、まだ戦争の終わっていないウクライナに帰るという決断をした人もいます。戦争とは一人の人の人生をこのように変えてしまうのか、という怒りと悲しみが混ざった気持ちが湧き上がってきます。このような状況を、講演やSNSを通じて発信したところ、多くの方がある一人の避難者の方へ寄付を寄せてくださいました。中には「お国に平和な日々が1日も早く訪れますように」と励ましのメッセージを寄せてくださった方もおり、そのメッセージをご本人にお伝えしました。お金はもちろんですが、メッセージをいただいたことがご本人にとって大きな励みになりました。日本語で「〇〇さん、親切なメッセージをありがとうございます。いただいたお金は非常に大きな助けです。本当にありがとうございます。〇〇さんに良い健康と幸せな日々が送られますように。」お礼のお返事をくださいました。このやりとりから、実際顔を合わせることはなくても、

私たちは同じ地域社会に暮らす市民としてつながり、支え合うことができる、そんなことを感じました。

先日、あるオンラインでの講演会では、私が話をした後に「今後継続して一緒に取り組むことができることを具体的に考えましょう」と時間を作ってくださいました。避難された人たちが、社会とつながり、尊厳ある人として主体性を持って生きることができる場づくりについて、どのような工夫ができるか、話し合いました。避難された方1人ひとりの経験やお人柄、これまで培ってきたスキルが、社会や地域で生かされる場をつくることができたらと思いました。

社会と繋がり、自分が今ここにいることを肯定できること。誰かの役に立ち、社会に必要とされていると感じることができるかどうか。これは、誰もが人間らしく生きるために必要なことです。これを満たすことができる方法の一つが働くこと、仕事をする事だと思います。その人のお人柄、持っているスキル、それまで生きてきた中で

培ってきた経験が、社会に生かされることで、人は主体的に生きることができます。住むこと、食べること、子どもや若者の教育へのアクセス、そして就労。自分が「こうありたい」という思いを大切にできること、主体的に生きること、それを社会が保証するという事が大切です。

前述の講演会の後の話し合いでは、芸術や音楽のパフォーマンス、ウクライナ刺繍等のスキルを持っていられっしゃる方、これまで培ってきた経験、その人のお人柄が社会で生かされ、それらを必要とする人と繋がるような場や機会を作りましよう話し合いました。具体的にパフォーマンスの場や手作りの作品を販売する場を作ること等を準備していきます。このニュースを読んでも、避難されてきた方達の経験やスキルを社会に活かすことができる場づくりや機会づくりにご協力いただける方がいらっしゃいましたら、wsumire@gmail.com までご連絡ください。

戦争が始まって1年が経ち、様々な緊急支援が終了し始めています

研究センターNEWS 2023.3

ウクライナ避難民の人数は、3月8日現在で全国 2211 人となりました。最も多いのは、東京都の 597 人、次いで 大阪府の 165 人、神奈川県 153 人となっています。愛知県は 100 人、岐阜県 14 人、三重県 4 人となっています。(3月16日現在で東海3県では合わせて 25 世帯・123 人が避難しています。)

戦争が始まって1年が経ち、様々な緊急支援が終了し始めています。

名古屋市の住宅公共公社は、ウクライナ避難民の市営住宅入居時に1世帯10万円を支給してきましたが、3月に入り、10万円支給の支援は、残り10世帯で終了します。

ソフトバンクのスマートフォン無料貸し出しも2023年5月末で申し込みの受付が終了します。(無料貸し出しは申し込み受付時期に関わらず無償貸し出しは2025年5月31日まで)

民間不動産会社から無償提供を受けている世帯も1年の支援の期間が終了して、名古屋市営住宅へ転居することになり、家具家電の用意が必要です。

日本財団は避難民 2000 人へ一人100万円の

支給をしてきましたが、日本へ避難する避難民は2000人を超え、支援金の申請が終了しました。

中日新聞は、2月24日の記事で、名古屋市と名古屋国際センターで構成されている名古屋ウクライナ避難民実行委員会が募った寄付金の金額について、昨年4月は1466万円だったのに対し、その後は200万円以下に留まっていると紹介しています。

このように1年前に始まったさまざまな緊急支援が終了していく中で、戦争は長期化しており、避難民の人たちの帰国の目処は立っていません。これまで就労を希望していなかった人が仕事を探し始めたり、日本語学習を希望していなかった人が日本語の学習を始めたりしています。そして、避難民の数を見るとわかるように、日々、新たに避難民の人たちが来日しています。

日本財団のアンケート調査によると(回答者750人)、「4人に1人となる24.7%の避難民が「できるだけ長く日本に滞在したい」と、定住の意向を持っていることが明らかになり、「ウクライナの状況が落ち着くまでは、しばらく日本に滞在したい」と回答した人と合わせると65.5%の避

難民が長期での日本滞在を希望している」ことがわかっています。（別の国に移動したい、早く帰国したいという意志を持っている人は3%。）＊公益財団法人 日本財団 <https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/pr/2022/20221215-83117.html>

今後、さまざまな緊急支援が終了していく中で、避難民が日本社会で安定した生活が送れるよう、避難民の人たちと一緒に、私たち市民社会が、行政や地域のリソースと連携をして、その体制を作っていかなければなりません。

2021年8月タリバン復権後、愛知県には、約4

受け入れ自治体を順番に訪問して

研究センターNEWS 2023.4

ウクライナ避難民の人数は、4月12日現在で全国2384人となりました。最も多いのは東京都の602人、次いで大阪府の179人、神奈川県162人となっています。愛知県は105人、岐阜県14人、三重県3人となっています。日本へ避難した人のうち、これまで180人が出国しています。

現在愛知県内では14の自治体がウクライナからの避難民の受け入れをしています。昨年から、受け入れ自治体を順番に訪問をして、担当課、担当職員と現状の確認や必要な支援について情報共有をしたりしています。新年度になり、多くの自治体で担当職員が異動になり、新しい職員が担当になったところもあります。自治体の担当課に積極的に避難民の状況の確認を意識していただけるよう、そして支援が必要な方には支援を届けることができる体制づくりを意識していただけるような働きかけも含めて新年度も自治体の訪問を継続しています。

日本に避難をして、鬱状態になってしまい、多くの方の寄付で帰国に必要な渡航費用を賄い、ウクライナに帰るという決断をした方について、研究センターNEWS 2月号のあるウクライナ避難民の方について紹介しました。その後、その方から、ポーランド ワルシャワを経緯してウクライナへ、陸路でバスと電車を乗り継いで、ウクライナの家族が暮らす街まで辿り着くことができた、連絡がありました。帰国後しばらく経って、その方からいただいたメッセージを共有します。「帰国してすぐの最初の1週間は少し怖かった

0世帯（約150人）のアフガニスタン退避者が避難生活を送っており、ニーズや課題の多くは共通しています。

ウクライナ避難民、アフガニスタン退避者たちが直面する課題やニーズに寄り添い、解決に向けて、難民（避難民・退避者）と一緒に社会の体制をつくる動きは、今後の日本社会の難民受け入れや、多文化社会の形成につながっていきます。難民（避難民・退避者）の中長期的な支援を継続していくことは、私たち市民が難民の受け入れ体制をつくり、多文化社会を形成していくプロセスそのものともいえるでしょう。

です。マンションの12階に住んでいますが、遠くから爆発音が聞こえたり、爆発で窓が振動したりすることもありました。爆撃で水や電気の供給が止まってしまうこともありました。その後数週間が経過した後は、爆発音を聞くこともなく、水や電気の供給もストップするようなことはありません。けれども、空襲警報を知らせるサイレンは毎日、頻繁に聞こえます。

家の近くにあるお店で売られている物の値段は、以前の2倍になっています。それでも、毎朝、目が覚めると、普通の生活ができていることに、本当に感謝の気持ちが湧き上がってきます。」

そして、地域のチャリティーコンサートに出かけたというお話や、他の国に避難していたご家族の1人がウクライナに戻ってきたこと等を教えてくださり、ご家族で食卓を囲んだ笑顔の表情で写っている写真を送っていただきました。

先日、社会福祉法人ゆたか福祉会のイベントで、ウクライナから愛知県や岐阜県に避難している人たちが作成した作品を販売しました。作品を購入いただくことで、避難している人たちへの支援になります。日本ウクライナ文化協会の川口リュドミラさんは「避難民の中でも若い人たちは、早く日本語を覚えて、仕事をしている。けれども、高齢の人たちは、なかなかすぐに日本語を覚えることは難しい。そのため、仕事をするのも難しい状況の人たちがたくさんいる。」と説明してくださいました。川口さんは、作品1つ1つについて、「これは**に避難した〇〇さんというかたが作ったものです」と1つ1つの作品の作者であ

る避難民のことをお話ししてくださいました。

ヘアアクセサリー、コースター、絵画、ウクライナの子供が描いた絵を印刷したポストカード、そして避難民の方が焼いたというクッキーもありました。ウクライナカラーの青色と黄色で、その上にウクライナのシンボルでもある小麦を

アイシングをしたものです。

ウクライナ避難民の方達が作る作品を購入することで、東海エリアに避難しているウクライナ避難民の方達を支援することができます。関心のある方はぜひお問合せください。

ウクライナ避難民を受け入れたある企業の取り組みに学ぶ！

研究センターNEWS 2023.5

2022年2月、ロシアによるウクライナへの軍事行動により、日本政府はウクライナから近隣諸国等に避難している人々を「ウクライナ避難民」として受け入れることを3月に決定しました。3月2日から4月12日までに544人が入国、その後、2023年5月10日現在で2,429人がウクライナ避難民として入国しています。日本での生活を少しでも早く安定させたい、本国に残された家族の生活を助けるため送金をしなければならないという人は多く、来日後、多くの人が就労を希望しています。このような状況の中で、雇用という形で支援を申し出る企業もあり、ウクライナ避難民の受け入れの経験は、日本社会の難民の受け入れに変化をもたらしています。

ある企業は、戦争が始まってすぐ、社長の意向でウクライナ避難民の雇用を決めました。受け入れが決まると、すぐに現場のマネージャーが受け入れに当たって、社員に向けて会社の方針を説明しました。マネージャーは、模索をしながら、短期間で受け入れの準備を進めました。自動翻訳機能を使って、ウクライナ語と日本語を併記した指差し表を作成して、朝礼を行うスペースに掲示しました。その表の横にはウクライナの国旗が飾られています。作業現場には、作業に必要なアルファベットが表示されているのですが、ウクライナの人が見てわかるように、全ての英語のアルファベットの横に、ウクライナ語のアルファベットが併記してあります。

私がこの企業を訪問したとき、複数の日本人社員に話を聞きました。ウクライナ避難民の受け入れをすると聞いた時、ごく自然に、初めての外国人従業員を受け入れたそうです。受け入れの直後は、会社が事前に購入、準備しておいたポケットク（自動音声翻訳機）を使ってコミュニケーションをとっていたそうです。その後、ポケットクの台数が限られていることもあり、現場での業務上

の指示やコミュニケーションは、各自のスマートフォンに自動翻訳アプリを入れて、コミュニケーションをとるようになったそうです。日本人社員とウクライナ避難民は、業務上のことだけでなく「美容院に行きたい。どこの美容院がお勧めか教えて欲しい」というような日常生活に必要な情報や「もし地震が来たらどうしたらいいか」というような、ふと不安に思うことについても自動翻訳機能アプリを使って、おしゃべりをしながら、コミュニケーションをとっていました。このように、いつでも相談ができる関係ができていて、仕事もスムーズだということです。

これまで多くの日本企業は、言葉の壁や文化の違いを主な理由として、外国人の雇用を積極的には行ってきませんでした。しかし、ここ数年の間に人手不足が深刻化し、企業の外国人雇用に対する意識が変化してきています。そのタイミングで、ウクライナ避難民が来日し、避難民の雇用を通じて、初めて外国人を雇用する企業は、従業員それぞれが持っているコミュニケーション力を活かしたり、自動翻訳機能を使ったりして、一緒に働く同僚として避難民を受け入れています。

ILO（国際労働機関）の2022年国際労働総会の報告書「ディーセント・ワークと社会的連帯経済」には、第2章に「難民や受け入れコミュニティのニーズに対応するにあたって、政府や開発パートナーと協力しています」と書かれています。カナダの労働者協同組合で移民や元難民の組合員が、毎年2000の移民・難民の家族に対し、母子保健支援、早期子育て・幼児発達支援、異文化間の保育サービス、障害のある子どもの多文化的なファミリーサポート、保健・精神保健支援などのサービスの取り組み事例や、ヨルダンの協同組合の職業指導や農業を通じた移民・難民の支援の事例、イタリアの社会的協同組合の居住施設、受け入れセンターを通じた支援の事例が紹介され

ています。また、ILO が 20 カ国の協同組合や生産者組合を通じて難民への食糧支援を行なっていることも紹介されています。ILO はこの報告書で「強制移住が進められる下で社会連帯経済が果たす役割については、知識の不足が見られる。強制移住の局面で社会連帯経済がどのような役割を果たすのか、さらに公共・民間セクターとの比較や連携についてのさらなる調査が必要」とし

難民の人権とメンタルケア

出入国管理庁によると、ウクライナ避難民入国者数は、6 月 14 日現在 2448 人、東海地域では、愛知県は 104 人、岐阜県は 14 人、三重県は 1 人です。5 月 31 日現在、出国した人は 270 人です。

戦争が長期化し、日本での避難生活が長期化している中で、ウクライナへの帰国を決断する人、一時帰国をする人が少しずつですが増えています。1 人ひとりの状況は異なりますが、帰国の理由を聞くと、本国に残してきた家族が心配、ウクライナの自宅や地域の現状を知りたい、教育の継続をどのようにするか、在籍したままになっている仕事をどうするか決めなければいけないという声が聞かれます。

そのような状況の中、ウクライナに帰国した方から、6 月 2 日の東海地域の大雨による被害を心配する連絡をいただきました。私からは、私たちは大丈夫であること、そして愛知エリアの被害の状況を伝えつつ、ウクライナのその方の状況を伺いました。「ここは大丈夫ですが、夜になるとミサイル攻撃の音が聞こえてきます。私が住んでいるところは、今のところ爆撃はなく、そのことに感謝しています。」という返事をいただきました。この連絡をくださった方は、日本での生活は安全ではあったけれど、孤独であり、仕事や生活の今後の先行きが見えないことから大きな不安を抱える日々だったと言います。今は、日々ミサイルの音は聞こえてくるけれど、それでも孤独や不安はなく、心は安定しているそうです。

難民への精神的なケアが必要であるということ知られてきてはいますが、オーストラリアやカナダのようにメンタルヘルスの専門家が難民に関わる体制は日本にはまだありません。紛争や迫害、災害といった理由から、移動を余儀なくされる人々（非自発的移住者）へのメンタルケアは

ています。

災害、自然環境の悪化、紛争、貧困、感染症の流行等、今後も、人々が国を超えて強制移動を迫られる状況は起こるでしょう。異なる背景を持つ個々人が、互いを尊重し、移住者もホスト社会の住民も、同じコミュニティに暮らす市民として協力しあい、関係性を創っていくことはこれからますます重要になります。

研究センターNEWS 2023.6

重要な課題であるという認識が広がり、社会で保障されていくことを望みます。

紛争や迫害、災害から逃れて来日し、自国に戻ることが命の危険に直結する難民の人たちは、日本で難民申請をしながら、不安定な状況に置かれています。2022 年の日本における難民申請者は 3,772 人です。主な国籍はカンボジア、スリランカ、トルコ、ミャンマー、パキスタンとなっています。（出入国在留管理庁ウェブサイト 「令和 4 年における難民認定者数等について」）

6 月 8 日、入管法改正案が参議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決・成立しました。この法案には、3 回目の難民申請をしても難民認定がされない人は、「強制送還」の対象となり得る規定が盛り込まれています。国連人権理事会特別手続の専門家からは、国際人権基準の観点から、次の懸念点について、日本政府に対して対話を求める書簡が出されています。（・収容の例外的使用の無担保、・司法審査の欠如、・無期限の収容期間、・ノン・ルフールマン原則、・監理措置対象者の処遇、・子どもの権利）国連特別手続を通じた入管法改正案への書簡の発出は、2021 年に続いて二度目です。（難民フォーラムウェブサイト <http://frj.or.jp>）

日本は 1981 年に難民条約に批准しており、難民受け入れの義務がある難民受け入れ国です。難民条約には、難民の権利や義務についての規定があり、特に次の 2 つは最も重要な規定とされています。

1. 難民を彼らの生命や自由が脅威にさらされるおそれのある国へ強制的に追放したり、帰還させてはいけない（難民条約第 33 条、「ノン・ルフールマン原則」）

2. 庇護申請国へ不法入国した不法に在ることを理由として、難民を罰してはいけない（難民条約第 31 条）

日本へ避難した難民の人たちの保護が保障され、安全が確保され、その人が望む人生を生きることができる社会になるようにと強く思います。

ウクライナから避難している方たちを地域で迎えよう！（ウェルカムパーティー）

研究センターNEWS 2023.7

出入国管理庁によると、ウクライナ避難民入国者数は、7 月 12 日現在 2465 人、東海地域では、愛知県は 110 人、岐阜県は 14 人、三重県は 1 人です。愛知の避難者数は数名の変動がありますが、岐阜と三重の避難者数は変動がありません。昨年、戦争が始まった直後 2022 年 3 月、全国の避難民入国者数は 351 人、4 月は 471 人でした。

徐々に入国者数は減り、現在、2023 年 5 月は 30 人、6 月は 16 人となっています。このように、時間の経過とともに入国者数は減っています。2022 年 3 月 4 月の時点では 2 週間で発行されていた日本のビザ（査証）が、現在は申請をしてから 2 ヶ月以上かかるようになってきているという話も聞いています。

戦争が長期化し、避難民の入国状況、日本政府や民間の受入れ、支援状況は変化しています。入国後 1 年以上が経過する避難民の支援は、日本語学習支援、就労定着支援のような定住支援に変化しつつあります。よりご自身の望む生活に近づくため、国内転居を望む人も出てきています。

7 月に入り、ウクライナから避難している方たちを地域で迎えよう！と自治会の集会所を借りてウェルカムパーティーを企画、開催しました。当初はその地域に避難しているウクライナの方たちと地域住民の皆さんとの小さな集まりを考えていましたが、企画から 2 週間、あっという間につながりがつながりを呼び、地域の自治会の方たち、日本語教室の受講生やサポーター、国際交流協会の職員や交流館の職員の方たち、大学の先生たち、そしてあいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークのメンバーも加わって、途中、草取りをしていたという地域のかたも「賑やかだ

ね」と覗きにきてそのまま参加してくださり、合わせて 50 人近い地域の人たちで、ウクライナの皆さんを歓迎する時間になりました。

「住んでいる地域に日本語教室があるとは知らなかった！」と、早速次週から日本語教室に通う約束が交わされたり、ウクライナ避難民の方と職場が同じという住民からは「職場で見かけた！」と会話が始まったり、「ウクライナ語でこれは何て言うの？」と即席ウクライナ語教室が始まりました。途中、お誕生日をお祝いするサプライズイベントもあり、賑やかでとても楽しい時間でした。

すでにつながりができている地域では、新しい住民を歓迎する場を作ろうと考えた時、すぐに地域の人たちが集まり、このような場をつくるのが可能なのだと感動しました。もちろんこのような地域のつながりは、たくさんの苦労や大変なことも経験しながら住民が作り上げてきたものでしょう。この歓迎パーティーをきっかけに、ウクライナの避難民の方たちが、地域の見守りがある中で、安心して生活ができるようになるようにと思います。

この 7 月にはアフガニスタン退避者 114 人が難民に認定されました。これは、過去最大規模での難民の一斉認定です。昨年 2022 年には 1 年間でこれまでで最も多い 202 人が難民認定されており、日本の難民の受け入れに変化がもたらされるのではないかと期待をしています。地域社会、私たち市民の意識にもよい変化が生まれつつあることを感じながら、地域で一緒に過ごす時間が増え、それぞれが役割を担い、地域を共につくる関係ができていく社会を実現していきたいと思っています。

「きょうされん」研修でのウクライナ支援

研究センターNEWS 2023.9

出入国管理庁によると、ウクライナ避難民入国

者数は、9 月 13 日現在 2,503 人(在留者数 2,092

人)、東海地域では、愛知県は 117 人、岐阜県は 14 人、三重県は 1 人です。

9 月 15 日、障害のある人たちの共同作業所が加盟する「きょうされん」の研修で平和をテーマにお話する機会をいただきました。まず、日本ウクライナ文化協会の川口リュドミラさんから、6 月にウクライナ一時帰国されたときの様子を写真を交えて報告いただきました。

病院に入院してする手足をなくしてしまった兵士たちに、日本からの寄付金でお見舞いのお菓子を届けた時の様子、日本から持っていったインスタントスープ、虫除けグッズを現地の人たちに渡す様子を写真を交えてお話いただきました。街に鳴り響くサイレンの様子を記録した動画も紹介されました。真っ暗な夜にサイレンが鳴り響き、リュドミラさんは一人どこに避難すればいいかもわからず、なすすべがなかったそうです。また昼間の街でサイレンが鳴り響いている動画では、人々は驚くことも、逃げることもなく、通常通りに生活している様子が映し出され、サイレンが鳴ることが日常化していることがわかりました。爆撃で破壊されてしまった建物や、破壊された街にその後放置されたまま、錆びついてしまった車が積み上げられている写真が紹介されました。戦争で破壊されてしまった街は元には戻らないこと、手足を奪われてしまった人たちも、心にトラウマを抱えた人たちも元のように戻ることはできない、とお話しされました。ウクライナの田舎の美しい田園風景の写真も紹介いただき、そこには木になるたくさんの果実、蜂蜜がたくさんとれるという蜂の巣、野原をかけるうさぎの姿がありました。本来のウクライナの風景はこのように緑豊かで美しい自然があり、ウクライナの人たちは農業を中心に穏やかな生活を送っていたとのこと。戦争が始まるかもしれないというニュースを聞いたとき、リュドミラさんは「まさか本当に戦争が始まるなんて」と思ったそうです。「けれども実際に戦争は始まってしまいました。戦争によって奪われてしまったものは元には戻ることできません。だから、皆さん、今ある平和を大切にしてください」とお話しされました。

私からは、難民について話をしました。現在、紛争、暴力、迫害、人権侵害により故郷を追われた

人の数は過去最高となり、スーダン、アフガニスタン、ウクライナなど各地域で発生している危機が加わってその数は増え続けています。強制移住を強いられた人たちは 1 億人を超え、これは世界の人口の 1 % を超える数にあたります。日本にも多くの難民が避難のため来日しています。日本は 1981 年に難民条約を批准しており、難民を保護する義務があります。ウクライナ避難民受け入れでつくられた体制や民間の支援を、多くの難民の人たちのためのものにする動きが求められています。

これまで日本の難民支援は非常に限定的で、難民の人たちの人権は保証されているとはいえない状況でした。難民条約に規定されている難民の権利や義務の中でも特に保障されているものとして①難民を彼らの生命や自由が脅威にさらされるおそれのある国へ強制的に追放したり、帰還させてはいけない（難民条約第 33 条、「ノン・ルフールマン原則」）②庇護申請国へ不法入国したた不法にいることを理由として、難民を罰してはいけない（難民条約第 31 条）という決まりがあります。

日本政府は、2020 年秋に日本に避難した日本大使館職員とその家族に繰り返し帰国を勧奨していたことが問題になっています。私も複数のアフガニスタンの方たちから、1 人ずつ個別に呼び出され「日本では生活ができない、早くアフガニスタンに帰るように」と外務省職員から何度も帰国を促されたと聞いています。日本政府のために働いていたことが理由で、タリバン政権に命を狙われ、出国前は毎日寝る場所を変えて逃げていた人たちです。「帰国勧奨」の疑惑は 9 月 14 日に国会内で開かれたアフガン難民問題の集会でも野党が追及しましたが、外務省は「帰国は強制はしていない」と責任を否定しています。（しかし、実際 3 分の 1 の人たちがその後アフガニスタンへ帰国をしています。）ウクライナ人へ提供されている公営住宅の無償提供や就職支援、日本語学習支援が、アフガニスタンを始め、他の難民の人たちへも提供されるよう、全てを置いて命からがら逃げてきた人たちが、ゼロから新しい生活を始めるにあたり、基本的な人権が保障されるような社会に少しでも近づくことを願っています。ウクライナの人、アフガニスタンの人も、ミャンマーの人も、シリアの人も皆、同じ難民です。

東海地域におけるウクライナ避難民へのさまざまな支援

研究センターNEWS 2023.10

ウクライナ避難民入国者数は、10月11日現在で、2523人となりました。東海地域では、三重県1人、岐阜県14人、愛知県118人です。

東海地域ではウクライナ避難民の方達へさまざまな支援が行われています。9月にはシャンソンコンサートへの招待があり、10人が参加をしました。コンサートでは避難民の方達は体を動かしたり、涙を流したりして聴かれていたそうです。戦争が始まって以来、音楽を聴けなくなってしまったという方もコンサートを楽しむことができたと話されたと同行したスタッフから伺いました。10月にはウクライナの楽器バンドウーラのコンサートや、和太鼓のコンサートへの招待がありました。またグランパスからはサッカーの試合への招待があり避難民16名が参加しました。試合前には募金活動も行い、その後、サッカーの試合観戦を楽しみました。（募金活動についてはグランパスのウェブサイトにも掲載されています）株式会社ニトリホールディングスは、ウクライナ避難民へ毎月8万円（20歳未満は4万円）の生活費支援を開始し、避難民の方達の生活費支援申し込みの手続きが進んでいます。（詳細はニトリのウェブサイトに掲載されています）コープあいち名古屋市の支援登録制度に登録し、食品の提供や家具家電の輸送支援を継続して行なっています。あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークの事務所が置かれている名古屋市東区にあるレスキュー・ストックヤードの事務所には定期的に企業や支援者から多くの物資や食料の寄付が届けられています。

寄付、ご支援は ukraine@rsy-nagoya.com へご連絡ください。

現在、ニーズがあるのは次のものです。

- ・生活用品：洗濯用洗剤・シャンプー・ボディソープ・石鹸・フェイスタオル・ボディクリーム・おりものシート
- ・食品：ウクライナ料理に使いやすい中力粉、コーヒー・紅茶
- ・家具：冬用掛け布団/カバー・シングルベット/カバー・レースカーテン・衣装ケース・チェスト（収納・扉付）・鍋（大・小）・踏み台・室内用洗濯物干し・ランドリーラック・ゴミ箱
- ・家電：2つ口ガスコンロ・オーブンレンジ・

電気ストーブ・テレビ・ミシン・ブレンダー・パンニーダー

- ・自転車：大人用・子ども用・三輪車
- ・文房具：ノート・消しゴム・ボールペン

日本政府は、9月26日、紛争地から逃れてきた人たちを「準難民」として認定して受け入れる制度を12月1日に施行すると閣議決定をしました。準難民として認定されると「定住者」の在留資格が付与され、就労制限なく働くことができるようになります。「定住者」の在留資格は日系3世、日本人の配偶者の未成年未婚の実子などに認められる在留資格で、在留期限はありますが、安定した身分になります。これまで、日本の入管法は難民の認定に関して、迫害を受ける恐れがある人に限定しており、紛争地から逃れてくる人は難民としての認定がなかなかされず、国際的にも批判されていました。10月6日に行われた法務大臣閣議後記者会見では、「ウクライナからの避難民への支援に関する質疑について」の中で、「少なくとも我が国では、補完的保護対象者の制度をしっかりと施行していき、そして支援についても、おおむね現在の難民の方々への支援と同程度の内容にする方向で関係省庁と今調整をしている」と回答がされています。2024年4月からは、補完的保護対象者とその家族のための「定住支援プログラム」が始まります。定住支援プログラムは、日本語教育と生活ガイダンスを組み合わせたカリキュラムになっており、45分の授業を①日本語教育 572授業時限 ②生活ガイダンス 120授業時限行うことになっています。日本語教育は、読む、書く、聞く、話すの基礎力を伸ばす、生活ガイダンスは防災やゴミ出しのルール、医療、保険、年金、税金、健康管理など日本で生活するために役立つ制度や習慣について勉強することができる、とされています。

しかし「補完的保護」については「紛争から逃れた人は、補完的保護でなければ保護されないというのは、本来の難民保護のあり方を踏まえない、誤った見解であり、難民として保護されるべき人が保護される制度が確立されることが必要である」という意見もあり、補完的保護制度の導入について私たちは慎重に見ていく必要があります。参考：

ウクライナ避難者のための大交流会と相談会が開催されました

研究センターNEWS 2023.11

日本への避難民入国者数は 11 月 17 日現在 2,557 人です。岐阜県は 14 人、三重県は 1 人と変化はなく、愛知県は 126 人となり、愛知県への避難、転入する人が微増しています。（中でも名古屋市への転入が増えています。）

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークは、ウクライナ避難者の方たちのための宿泊型交流会と相談会を開催しました。戦争が長期化する中で、大変な思いをされている避難者の方たちに少しでもゆっくり過ごしていただく時間と空間を提供しようと、ホテルに宿泊をして、お互いに交流したり、専門家に相談をしたりできる機会を用意しました。

当日は避難者 74 人とそのご家族 8 人が参加されました。1 日目は、至学館大学のご協力をいただき、大学のバスで名古屋から移動して、海に近い西尾市のホテルへ到着。夕食は、名古屋市から事業受託をしている N P O 法人レスキューストックヤードの栗田代表と名古屋市松尾副市長の挨拶、コープあいちの森理事長の献杯で始まりしました。食事と歓談のあとは、避難民のみなさんが練習をして準備をされた合唱。日本語の歌は「上を向いて歩こう」「ふるさと」、そしてウクライナ語での合唱が披露されました。最後に、参加いただいた避難民の方 1 人ひとりが「ありがとう日本」「ありがとう名古屋」というメッセージが書かれたカードを持って、感謝の気持ちを表現してくださいました。

2 日目は早朝から専門家や通訳の方たちにご協力をいただき、相談会を開催しました。専門家として、医師、臨床心理士、児童精神科医、日本語教師、司法書士、行政書士、産業カウンセラー、名古屋出入国在留管理局、名古屋国際センター（教育アドバイザー、相談員）、名古屋市役所等、18 名が参加して、避難民の方達の相談に対応されました。

相談は事前にアンケートで確認をした相談したいこと、困りごとを整理をして、1.手続き、2.医療・健康 3.仕事・生活、4.子育て・教育、5.日本語習得 の 5 つのテーブルを用意しました。各専門

家がそれぞれのテーブルに着き、各テーブルに 2 名の通訳がつけました。前半 1 時間、後半 1 時間の相談時間の間には、名古屋出入国在留管理局から、12 月に始まる補完的保護対象者の認定制度（注）について説明がありました。

相談会の間は、子どもたちは大学生のボランティアの皆さんに引率していただいて「こどもの国」で楽しい時間を過ごしました。

この宿泊型の交流会と相談会は、東日本大震災の避難者の方達へ宿泊型交流会と相談会を開催した経験が活かされました。ウクライナから避難民の方達が来日して、自治体や市民団体や企業、教育機関や市民から物資や支援金、住居の提供、教育支援がされました。多くの人の善意が必要とする人へ届けられ、比較的短期間で作られたことは、日本社会の大きな前進であったと思います。避難民への生活支援は一見新しい取り組みにも見えますが、このように迅速な受け入れの対応とその後続く定住支援が可能となった背景には、これまでの多文化共生に向けた市民や行政の仕組みや取り組み、そして多様な関係者の信頼関係、連携の経験とその積み重ねがあったからだと言えるでしょう。

10 月 7 日以降、イスラエルとガザでの武力衝突が激化、ガザでは、1 万人をこえる人の命が奪われています。その 4 割が子どもとも言われています。即時の停戦を願います。

（注）「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たすものであり、補完的保護対象者の認定手続とは、外国人が補完的保護対象者に該当するかどうかを審査して決定する手続です。（出典：出入国在留管理庁ホームページ）

補完的保護認定制度が始まりました

研究センターNEWS 2023.12

日本への避難民入国者数は 12 月 13 日現在 2,574 人です。出入国管理庁によると愛知県 126 人、岐阜県は 14 人、三重県は 1 人で変化はありません（愛知県は 12 月 1 日現在愛知県への避難は 127 人としています）。避難生活も長期化しており、あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークに寄せられる相談も、病院受診の同行（歯科、耳鼻科、内科、整形外科）、就労、日本語学習、印鑑の作成や役所での健康保険の手続き等、日々の生活に関連することが多く寄せられています。一方で、避難民の方達が集まって合唱の練習をしたり、刺繍をしながら集う場も継続されて行われたりしており、長期化する避難生活をお互い励まし合いながら、送っていらっしやいます。

12 月 1 日から法務省による補完的保護の認定制度が始まり、申請の受付が始まりました。あいち・なごやウクライナ支援ネットワークでは、この新しい制度が始まるにあたって、補完的保護についての学習会をオンラインで開催し、この新しい制度についての理解を深めました。

補完的保護とは「難民条約上の難民には該当しないが、国際保護を必要とする者を保護し、かつ、そのような者に国内法上の地位を付与する法的枠組み」です。この補完的保護は、ウクライナ避難民を想定した制度といわれており、アフガニスタンやミャンマー、スーダンなど、ウクライナ以外の紛争地域から避難してきている人たちが対象となるのかどうかは明確にはなっていません。

補完的保護の対象者として認定されると（注 1）、難民と認定された人と同じように「定住者」（注 2）の在留資格で在留することができ、希望者する人は、2023 年 4 月から始まる「定住支援プログラム」という支援プログラムを受けることができるようになります。この新しく始まるプログラムは、日本語の習得や日常生活のルールを学び、日本で安定した生活を送ることができるようになることを目的としたものです。

出入国在留管理庁のホームページによると、定住支援プログラムは、①日本語教育（572 授業時限）と、生活ガイダンス（120 授業時限）の計 692 授業時限（1 授業時限＝45 分）のコー

スで構成されており、日中に授業を行う半年コース（前期／後期）か、夕方以降に授業を行う 1 年コースを選ぶことができるとされています。①の日本語教育では、生活の基礎となる日本語能力の習得を目標に、生活に直結する実践的な日本語を学ぶ、とされており、②の生活ガイダンスでは、防災や避難の仕方、ゴミ出しのルール、法令遵守や社会保障制度、税制、健康管理など日本の生活に必要な知識や制度を学ぶ、とされています。

出入国管理庁からは、補完的保護の制度が開始する前に、一人ひとりのウクライナ避難民へ、郵送で補完的保護の申請用紙が送付され、記入方法、記入例がウクライナ語で示された説明も併せて届きました。これまでも在留資格の更新が必要な時期に、更新手続きが必要な旨が、一人ひとりに郵送で通知が届けられました。在留外国人に対して在留資格の申請手続きについて、このような対応がされたことは初めてのことで画期的な取り組みと言えます。在留資格の申請書を入管から送付される形で入手することができ、申請・更新手続きの方法が、その人がわかる言語で説明がされるという取り組みが、ウクライナ避難民にとどまることなく、今後も広がっていくようにと思います。

注 1:「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たすものであり、補完的保護対象者の認定手続とは、外国人が補完的保護対象者に該当するかどうかを審査して決定する手続です。

（出典：出入国在留管理庁ホームページ）

注 2:「定住者」の在留資格は、就労の制限がなく、学歴や職歴などの専門的知識や技術を条件とすることなく、日本に在留することができる在留資格です。

参考資料

出入国在留管理庁ホームページ

認定 NPO 法人難民支援協会ホームページ

災害・紛争等人道的緊急時における国際的なガイドラインから学ぶ

研究センターNEWS 2024.1

1月1日に起きた能登半島地震では、愛知県周辺も大きく揺れました。あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークの事務局では、すぐに東海エリアに暮らす避難民の方達の無事を確認しました。ウクライナでは地震を経験することがないため、怖い思いをされた方も多かったのですが、被災地のことを案じる声や、自分たちにも何かできることがないかという声が届きました。同ネットワーク事務局をになっている N P O 法人レスキューストックヤードでは、3連休の1月6～8日に街頭募金を行いました。寒い中、7名のウクライナ避難民の方が「よろしくおねがいします」「ありがとうございます」と声を出して募金活動に参加してくださいました。

「災害・紛争等人道的緊急時における精神保健・心理社会的支援に関する I A S C (Inter-Agency Standing Committee) ガイドライン」という国際的な指標があります。IASC ガイドライン基本原則の1つでは「被災した全ての人びとの人権を促進し、人権侵害のリスクが高い状態にある個人および人びとを保護すべきである支援者は、精神保健・心理社会的支援の存在とアクセス(その支援を実際に利用できること)に関し、ニーズに基づき、ジェンダー、年齢、言語集団、民族、コミュニティの分け隔てなく、被災した人びとの間の公平性を最大限に高めることを目指さなければならない。」とされています。

紛争や迫害、人権侵害、自然災害や気候変動による環境変化によって移動を強いられる人たちの非自発的な移動は「強制移住」と呼ばれますが、移動を強いられて強制移住をした人たちの多くは、多くを失い、新しい土地で、何もないところから住居、仕事、人のつながりを作っていかなければなりません。強制移住による精神的負荷はとても大きいため、サポート、メンタルケアも重要です。避難は、数年の場合もあれば、数十年にもわたって続き、移住先に定住する場合も多くあります。言語や文化の違い、制度的差別や障壁、社会的、政治的、経済的排除、それらに起因する心と体の健康の問題に直面することがよくあります。

もう1つ世界保健機関(WHO)が出している

ガイドラインに「心理的応急処置(サイコロジカル・ファーストエイド:PFA)」があります。これは被災者や深刻な精神的苦痛を抱える人に対してどのような言葉をかけ、どのような行動を取ればその人の支えとなるのか、という支援に必要な手引きです。PFAには、責任を持って支援するためには、次の4点が大切とされています。

安全・尊厳・権利を尊重する ②相手の文化を考慮して、それに合わせて行動する(衣服、言語、性別や年齢、力関係、身体に触れる習慣、信念、宗教) ③その他の緊急対応策を把握する ④自分自身のケアを行う

また活動原則には、次の3つのことが大切とされています。相手をよく「見る」②よく「聞く」(寄りそう)③「つなぐ」(ニーズが満たされるように手助けする、情報提供、支援と結びつける)「つなぐ」とは、その状況に対してその人自身がコントロールする力を取り戻せるように手助けをすること。この中に正しい情報を得ることの重要性も出てきます。災害時に適切な対応を計画するには、コミュニティの資源の性質と、被災者がそれらを利用できる度合いを把握することが重要であり、人権と尊厳の尊重、被支援者を分断しないこと、本人の自助力を高め、本人と周囲の社会との関係性を高めることで、地域の共助力を高めるための支援が大切であるとされています。

能登半島地震が起きた石川県の在住外国人は18,302人(2023年6月現在)でこの10年で1.6倍に増えています。(石川県人口は1,114,791人)石川県で働く外国人労働者は1万1450人(2022年10月末現在)で、国籍別では、ベトナムが最も多く4321人と全体の3分の1以上を占めています。日本ベトナム友好協会によると、石川県で被災したベトナム人からは「停電で寒くて毛布にくるまっている、水も止まっている。」「避難所でのコミュニケーションで困っている。インターネットが使えないのでスマホの自動翻訳機能を使うことができない。」「停電でスマホの充電できない」「物資提供の場所が遠すぎて取りに行けない」「水や食べ物が無い。電気は使えてエアコンは使える」「仕事が無くなり、収入が途絶えるのではないかと不安。本国に送金ができなくなる」などの声が届いているそうです。

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークの取り組みからの学び

研究センターNEWS 2024.2

出入国管理庁によると、ウクライナ避難民受入れ数は、2月14日現在2,593人、在留者数は2,098人です。男女別では男性が737人、女性が1856人、年代別では18歳未満が440人、18歳以上61歳未満が1796人、61歳以上が357人です。東海地域では、愛知県は122人、岐阜県は15人、三重県は1人です。

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークでは、毎月誰でも参加ができる情報共有会議をオンラインで開催しています。第21回は2月22日（木）に開催します。ウクライナで戦争が始まり2月24日で2年になることから、今回は日本に避難されている方たちから、ウクライナ現地の状況、避難生活の長期化で感じている思いなどについて話していただきます。また、石川県でウクライナ避難者支援活動をされている「NPO 法人YOU-I」からの活動報告がされます。どなたでもご参加いただけますのでぜひご参加ください。（参加のご連絡はこちらへお願いします。ukraine@rsy-nagoya.com 第22回情報共有会議は3月27日（水）18:30～20:00に開催を予定しています。）

また、あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークでは、コアメンバーが毎週1回オンラインで定期ミーティングをもち、情報交換、ウクライナから避難されている方達の状況を確認し、課題の解決に向けて意見交換等を行っています。先日の定期ミーティングでは、事務局より1つの取り組みが紹介されました。

名古屋市内に避難している人たちの多くは名古屋市営住宅に入居をしており、ネットワークの事務局スタッフが、新たに転入した人たちの転入手続き、引っ越し全般をサポートしています。必要な家具・家電などの運搬はコープあいちの協力で行われています。

事務局のスタッフから、引っ越しの手配が終わ

り、ウクライナの方がその市営住宅の団地で生活を始める時にしている取り組みとして、その団地の自治会長に直接お会いして、ウクライナから避難してきた人が入居をすることを伝え、本人を紹介するようにしていること、そして地震が起きた時に避難する避難所もきちんと伝える様にしていると報告がされました。

自治会など、地域の人に、新たにどのような人が転入するかを知っていただくこと、地震や自然災害の経験がない地域から来ている人に、災害が起きたときにどのように行動するかを事前に伝えておくことはとても大切ですが、このような取り組みは、一般的に行われているとはいえません。能登半島地震の後、私が地域で出会う海外出身の人たちに、避難所について知っているかと尋ねたところ、避難所という言葉は初めて聞いた、そのような場所があることを知らなかったという人がたくさんいました。自治会という組織についても聞いたことがないという人がほとんど、自治会長が誰かを知っている人もいませんでした。ウクライナの方達の受け入れの取り組みは、国や社会の支援があるからこそ可能となっていますが、今後海外から多様な背景を持つ人たちを受け入れる際に必要となる知見が積み上げられているといえるでしょう。

研究センターでは、2021年から、名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と共に難民食料支援と難民について「学び語り合う会」を定期的に行っています。次回の「学び語り合う会」（3月30日に開催）では、難民食料支援で食料をお送りしたことがあるロヒンギャ難民の方からお話を聞きます。日本に避難してから、16年間かけてようやく難民認定が認められたミャンマーの少数民族の方です。どなたでもご参加いただけます。

ウクライナ避難民の方たちが能登半島の穴水市にある仮設住宅を訪問

2024年4月

出入国管理庁によると、ウクライナ避難民受入れ数は3月31日現在2,606人、在留者数は2,098人（2月から16人減少）です。男女別で

は男性が743人、女性が1,863人、年代別では18歳未満が438人、18歳以上61歳未満が1,809人、61歳以上が359人です。東海地域で

は、愛知県は 122 人、岐阜県は 14 人、三重県は 1 人、東京は 612 人、大阪は 144 人です。愛知県に暮らす人の数には現れてはいませんが、転出（出国）した人、転入した人がおり、実際には変化があります。

在留する人の数の減少にはさまざまな理由がありますが、その 1 つが新学年が始まるタイミングや進学タイミングで出国を決断した子どもや若者とその家族です。教育やキャリアをどうするか迷いながらも危険を承知で本国への帰国を決断したり、第三国を選択したりする人もいます。日本での避難生活を継続しながら、オンラインによる本国での教育を継続する人、日本の公立学校に通う人など様々です。

2 月 24 日、戦争が始まって 2 年という節目の日には、全国各地でデモ行進がおこなわれました。名古屋でもデモ行進が行われ、約 200 人が参加をしました。夜には名古屋テレビ塔（中部電力 MIRAI TOWER）でウクライナのためのチャリティコンサートが行われ、南山大学、金城学院大学、名古屋学院大学の聖歌隊と、合唱団花集庵、そしてウクライナ避難民 9 名が参加をして故郷を歌いました。

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークでは避難者のみなさんが集まって行っている合唱の練習場所を提供したり、東日本大震災の避難者の方たちと合同で行っているパッチワークの会を定期的に催す等して、避難者の方たちが日常的なつながりを持ち、交流する機会をつくっています。避難生活が長期化し、定住が進む中で、避難者の方たちが社会から孤立をすることのないようにという思いからです。

4 月 5～6 日には、愛知に避難している 8 名のウクライナ避難民の方たちが能登半島の穴水市にある仮設住宅を訪問しました。地震で被災された方たちへウクライナ料理の炊き出しを行い、手作りのボルシチを提供しました。穴水の被災された方たちに大変喜ばれたそうです。穴水市への移動は車だったため、定員に限りがあり、希望されたウクライナ避難民全ての方の参加はかないませんでした。被災された方たちのために、とたくさんのお手作りのクッキーを焼いてくださった方もいました。この時の様子は、日本ウクライナ文化協会の facebook ページに紹介されています。



日本ウクライナ文化協会の
facebook ページ

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークでは、ウクライナ避難民支援に関わる人や組織を通して、難民支援の全般に生かしていくことを目指しています。個別支援を継続しながら、居住する自治体、地域の支援団体や支援者との関わりを強め、日本に避難されている難民の方たちの生活基盤を安定させるサポート体制を作っていきます。

コープあいちでも難民背景のある方の雇用が決まり、勤務開始に向けて準備を進めているところです。今後、私たちの地域や職場でも難民背景のある人たちと共に働き、同じ地域で暮らすという機会は確実に増えていきます。すでに子どもたちの間では、共に学んだり遊んだりという日常が広がっています。助け合い支え合うことをどう実践しながら社会をつくっていくのか、私たち一人ひとりの想いと関わり、知識と思考を深めることが必要になっています。

地域と協同の研究センターでは 2021 年から、名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と共に「難民食料支援」に取り組んでいます。「学び語りあう会」では難民の人たちと一緒に学び語り合うことを継続しています。多くの人たちから寄付していただく食料の発送作業も難民の方たちと一緒にしています。次回の学び語り合う会は 5 月 25 日（土）の午後、食料の発送は 7 月 7 日（土）の午前に開催します。難民の人たちと一緒に語り合いながら、一緒に地域社会を作っていくことを考える機会として、多くの方にご参加いただけたら嬉しいです。

5 月 15 日には名古屋駅前にウクライナ料理レストラン「ジート」がオープンします。名古屋では初めてのウクライナ料理レストランです。ウクライナ料理レストラン「ジート」の情報はインスタグラムから発信されています。こちらの QR コードからご確認ください。



雇用（職場）からの探求 生活協同組合と外国人雇用実態調査

「日本社会における外国人雇用と協同組合に期待されること」

はじめに

1990 年に入管法が改正して 30 年以上が経過し、日本にはすでに多くの外国人とその家族（海外にルーツをもつ子ども・若者）が生活している。留学生や技能実習生の増加、介護の在留資格、到底技能等様々な制度の新設により、日本で生活する外国人は増加し続けている。

2019 年には在留資格「特定技能」が新設され、介護・観光・外食業・建設・農業・造船等、14 業種で、これまでは認められていなかった外国人の単純労働が可能となった。

2023 年には特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の変更が閣議決定され、特定技能 2 号の対象分野が追加された。

2024 年には技能実習制度が廃止となり、新たに外国人材の確保を目的とした「育成就労」制度を創設することが閣議決定した。

日本の技能実習制度とその問題点

技能実習制度は、日本で技術を習得し、母国へ帰国した後、その国の発展に寄与するという国際貢献が目的とされている制度であり、名目と実態のかい離が指摘されてきた。

技能実習制度は、職場の異動や転職ができない、家族の帯同が許されないという制度上の問題や、雇用主による借金による束縛、暴力、強制送還の脅迫、パスポートの取り上げ、セクシャルハラスメント、長時間労働、移動の制限等が指摘されている。最近では、技能実習生の妊娠を理由に雇用契約の解約、強制送還する雇用主から逃れるために、失踪、非正規滞在者となり病院で無保険で出産するケースが全国各地で増加している。

また、国際社会からも厳しく批判されており、米国国務省の人身取引報告書では 2016 年まで繰り返し指摘がされてきている。

「日本は、強制労働および性的搾取の人身取引の被害者である男女、および性的搾取の人身取引の被害者である児童が送られる国であり、被害者の供給・通過国である。主にアジアから移

住労働者は男女ともに、政府の技能実習制度を通じた一部の事案を含め、強制労働の状態に置かれている。」

2017 年には人身取引撲滅の取り組みを評価する記述があるものの、依然として「技能実習制度における労働搾取を目的とする人身取引犯罪の可能性」についての言及がされている。

このように、外国人技能実習制度は、多くの問題点や課題が指摘されており、2024 年、ようやく制度が廃止されることとなった。

日本の企業等の動向

これまでの在留資格の制度上、技能実習制度以外で労働力を確保することが困難であったため、多くの企業が他の選択肢がないまま、この制度が活用されてきた。

先に挙げた様々な問題が取り沙汰される一方で、技能実習生と良好な関係を築いている企業等も少なくない。食事や住まい、地域との関係性を含む、実習生の生活全般、社内で独自の日本語教育を行ったり、メンター制度、本国の家族とのコミュニケーション等、相当きめ細かな配慮をしていることがわかる。

東海の生協や関連団体での外国人雇用

東海地域の生協や関連団体では、就労制限のない在留資格をもつ永住者、定住者、日本人の配偶者等、そして週 28 時間までのアルバイトが認められている留学生の「資格外活動」での雇用があり、今後も増加していくと思われる。

全国的生協での技能実習生の雇用

4 月にヒアリングを行った日本生協連によると、全国的には技能実習生の雇用が進められており、今後もこの動きは加速していくとのことであった。「生活協同組合研究」Vol.522 では、「生協における外国人雇用の状況（2018 年ヒアリング時点のもの）」として次のように報告されている。

受け入れ主体	受け入れ状況
A 生協	食品工場で 156 人、物流施設で 13 人、生鮮加工センターで 27 人、店舗（広報生産・加工）で 21 人、合計 217 人を受け入れています。国籍はベトナム人 170 人、中国人が 47 人です。物流センターの一角に技能実習生専用の寮（2 人部屋が 45 部屋）を建設しているのが大きな特徴です。
B 生協	畜産部門で 11 人、水産部門で 4 人、店舗水産部門（後方加工）で 4 人、店舗惣菜（後方生産・加工）で 6 人、合計 25 人のフィリピン人技能実習生を受け入れています。
C 生協の子会社	掃除製造業職種（惣菜加工作業）として、食品工場で 31 人、店舗（後方での生産・加工）で 8 人のベトナム人技能実習生を受け入れています。
D 生協の子会社	加工センターの畜産部門で、9 人のインドネシア人技能実習生を受け入れています。
E 連合会の子会社	惣菜加工センターにおける実験的な取り組みとして、惣菜製造業職種（惣菜加工作業）で 4 人のベトナム人技能実習生を受け入れました。
F 連合会の子会社	この間、技能実習生とは異なり、経営・管理者（就労ビザ）として「技術・人文知識・国際業務」の区分で、24 人の外国人を受け入れてきました。また、2018 年 12 月に初めて「機会保全」（物流ラインの保全）で 25 人のネパール人技能実習生を受け入れました。

【「生協における外国人雇用の現状と課題」生活協同組合研究 Vol. 522 より抜粋】

生協の現場の雇用環境の厳しさに関わる日本生協連の見通し

日本生協連も、生協の現場の労働力を技能実習生以外で補うことは難しいため、技能実習制度の活用を進めていく方針とのことであった。

とはいえ、技能実習制度で雇用可能な職種は限られており、各業界の要請によって職種が追加されているという現状がある。

生協でも、店舗、後方作業、宅配・配送、ドライバー補助等、人手不足の職種は、在留資格の制度上、外国人の雇用ができないため、日本生協連は「現状（これらの職種での）外国人の雇用はあきらめているが、今後、日本生協連として（技能実習 2 合の職種に拡大を）要請していくことも視野に入れている。」としている。（2019 年 4 月ヒアリング）

生活協同組合における外国人の雇用のあり方と期待されること

賀川豊彦は「友愛の政治経済学」で「協同組合経済の真価は、搾取の無い計画された経済の体系であることにある。それゆえ、協同組合体制の諸原則がすべて組合員によく理解されていなければ、この制度は、たとえ外圧にしばらくは持ちこたえても、結局は崩壊してくであろう。」と述べている。

生協とその組合員は、協同組合の思想と哲学、人権や倫理的な側面から技能実習制度を含めた外国人の雇用のあり方をどのように考えるか。

人手不足、人件費、商品価格競争という現実的な課題がある中で、現在の在留資格の制度上、他の選択肢がないとはいえ、無批判で技能実習制度の導入を進めるのではなく、議論がなされる中で進められることが望ましい。

協同組合の思想と哲学に基づいた雇用のあり方を模索、社会に提示していく役割を意識し、地域での生活者という視点も含めた外国人雇用について、議論が重ねられることを期待する。



第二回外国人雇用調査「協同組合における外国人雇用の現状」から

地域と協同の研究センターでは「外国にルーツを持つ人々と協同組合の役割」をテーマに2018年から調査研究を行ってきました。2018～2019年には東海地域の生協や団体会員に外国人雇用についてアンケート調査、ヒアリング調査を行いました。一部では定住者・永住者の雇用があり、物流センターでは日本語学校に通う留学生を多くアルバイトの雇用がありました。

前回調査から約4年が経過し、研究センターでは全国の生協等を対象にアンケート調査を実施しました。前回のアンケート、ヒアリング調査を行った2018年から現在までのこの間は、日本の外国人受入れは大きな移行期にありました。

2018年末に国会で「特定技能」の在留資格の創設が可決、同時に「出入国在留管理庁」が設置されました。同年「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が出され、政府の在留外国人の支援のための施策、事業が取りまとめられました。2019年には、日本語教育推進法が施行され、国や自治体には日本語教育を進める責務、企業には雇用する外国人に教育機会を提供するよう努めることが責務として求められるようになりました。2022年6月には「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が閣議決定、2023年3月には、2033年までに留学生を40万人受け入れるという方針が示され、4月には技能実習制度及び特定技能制度のあり方に関する有識者会議の中間報告案で技能実習制度の廃止の方向性が示されました。

このように人口減少、労働力不足を補うために日本は急速に外国人の受け入れを進めています。2022年末の在留外国人数は307万5213人、2021年末から31万4578人増加しています。今後も日本の外国人の受入れは変化をしながら、その人数は増加していきます。日本社会の多文化化が進行していくこのような社会の移行期に、生活協同組合は雇用、組合員参加、地域への関与、それぞれの切り口からその変化を意識をしていく必要があるでしょう。

今回は雇用を中心に現状を把握するためのアンケート調査を行いました。今回の調査結果をもとに、ヒアリング調査を継続し、今後の生協が多文化社会にどのように向き合い、役割を担ってい

くことができるかを示す一助となるようにと考えています。

「協同組合における外国人雇用の現状」 (2023年秋 日本協同組合学会報告要旨)

2022年末現在、日本の在留外国人数は307万5213人、2021年末から31万4578人増加している。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、現在約2%である日本の外国人人口は2070年には10%に達すると推計した。

協同組合でも外国人技能実習生を中心に外国人労働者の雇用が進んでいるが、農協以外の雇用状況、協同組合の多文化への取り組みについてはまだ研究が少ない。生協における外国人雇用の調査として、日本生活協同組合連合会が2022年に69の生協・事業連合を対象に「2030環境・サステナビリティ政策進捗調査」を行っており「サステナビリティレポート2022」に概要が紹介されている。この調査は国連のビジネスと人権に関する指導原則に則り、サプライチェーンにおける外国人労働者の実態把握、人権を尊重し環境への配慮という観点から実態把握がされているが、多文化社会における外国人雇用という観点からの調査とは異なる。

日本の多文化化が進行する社会の移行期に、生活協同組合は雇用、組合員参加、地域への関与、それぞれの切り口からその変化を意識し、どのように協同組合としての役割を担うのか。このような問題意識から、報告者は地域と協同の研究センターで全国311の生活協同組合等を対象に外国人雇用に関するアンケート調査を行った。2022年6月～8月、全国の生活協同組合等320の協同組合等の組織にアンケート用紙を郵送し、返信用封筒で回収、98の組織から回答を得た(回答率31%)。本報告では、アンケート調査の結果から外国人雇用の概況と課題を明らかにし、組織内の多文化、地域への関わり、多文化共生社会の実現に向けた協同組合の役割を提示する。

アンケートでは26の設問で、外国人雇用の有無、外国人雇用人数、出身国、採用年、雇用理由、住居の用意の有無、日本語教育の提供の有無、国

や自治体に望む制度やサービスについて尋ねた。地域や職場における多文化社会との接点や関心については自由記述で課題意識や現状について回答を得た。

調査結果から「外国人雇用をしている」「外国人を雇用したことがある」組織は3割、「外国人雇用をしたことがない」組織は約7割と、全体として外国人の雇用は少ないことがわかった。

外国人を雇用している組織はその理由として「人材不足」を、外国人を雇用したことがない組織は「人材が足りている」「特になし」を挙げており、人材不足が外国人の雇用の要因となってい

...

る。自由記述では、実際の雇用の経験から「外国人雇用のメリットは大きい」「違いを認め共に働く仲間として仕事をしている」「他の職員にいい影響を与えている」という前向きなコメントがあった。一方で雇用をしていない組織からは「言葉や慣習の違い」「慎重な検討を必要とする」という消極的なコメントが見られた。また「組合員には外国人もいる、生協が開かれたものになる必要がある、雇用においても同じ」「地域社会の多文化共生について学習することが必要」という多文化社会に向けた生協としての役割を意識したコメントも見られた。

協同組合の外国人雇用の現状と課題 アンケート調査結果に基づいて

神田すみれ

地域と協同の研究センター 研究員
愛知県立大学 人間発達学研究科博士後期課程

自己紹介

(かんだ すみれ)

○多文化ソーシャルワーカー・コミュニティ通訳者

○所属：地域と協同の研究センター研究員

愛知県立大学大学院 人間発達学研究科 博士後期課程

愛知労働局 名古屋外国人雇用管理アドバイザー、犬山市役所外国人相談員

愛知県・犬山市・高浜市多文化共生推進会議委員

名古屋外国語大学、愛知淑徳大学、金城学院大学、中京大学非常勤講師

○著書

「循環型人材確保・育成とベトナムとの国際協力」(分担執筆)クリエイツかもがわ, 2022年

「コロナの影響と政策- 社会・経済・環境の観点から-」(分担執筆)創成社, 2022年

背景と問題意識

- ・ 2022年末現在、日本の在留外国人数307万5213人（前年末から31万4578人増加）
- ・ 厚生労働省 国立社会保障・人口問題研究所推計
外国人 現在約2%→2070年には10%
- ・ 2022年10月末現在、外国人雇用する事業所数 298,790所（前年比13,710所増）
外国人労働者数 1,822,725人（前年比95,504人増）
- ・ 協同組合でも外国人雇用が増加している
雇用状況や協同組合の多文化の取り組みについての先行研究が限られている

生協における外国人雇用に関する調査

- ・ 日本生活協同組合連合会2022年69の生協・事業連合を対象
「2030環境・サステナビリティ政策進捗調査」
- ・ ビジネスと人権に関する指導原則に則って、サプライチェーンにおける
外国人労働者の実態把握、人権尊重と環境への配慮（リスク管理）

立ち位置

- ・ 政府の外国人受け入れ方針
- ・ 「選ばれる国」という考え方
- ・ 社会参画や主体性を育む働き方
一人ひとりの人柄、経験が活かされる社会へ（地域・職場）

外国人雇用に関するアンケート調査

対象：全国の生活協同組合等

（日本生協連合会会員、地域と協同の研究センター会員）

期間：2022年6～8月

方法：アンケート用紙を郵送、返信用封筒で回収

回答数：98（回答率31%）

設問：26

目的

- ・ 多文化社会における外国人雇用という観点からの調査
- ・ 多文化化が進行する日本社会における生協の外国人雇用の現状把握
- ・ 多文化化が進行する日本社会における生協の意識

アンケート項目

- ・ 外国人雇用の有無
- ・ 外国人雇用人数
- ・ 出身国
- ・ 採用年
- ・ 雇用理由・雇用しない理由
- ・ 住居の用意の有無
- ・ 日本語教育の提供の有無
- ・ 国や自治体に望む制度やサービス
- ・ 自由記述

地域や職場における多文化社会との接点や関心、課題意識、現状

*在留資格に関する設問はなし

アンケート送付数と回答数（地域別）

送付数320 回答数98 回答率31%

東海地域 45%
北海道・東北 32%・北陸 31%、
関東・甲信越 29%、九州・沖縄 27%、四国 26%、中国 24%、近畿 20%

	日生協会	研究センター	送付計	回答数	回答率
北海道・東北	44		44	14	32%
北陸	13		13	4	31%
関東・甲信越	89	1	90	26	29%
東海	23	10	33	15	45%
近畿	44		44	9	20%
中国	29		29	7	24%
四国	19		19	5	26%
九州・沖縄	48		48	13	27%
空白	0		0	5	
総計	309	11	320	98	31%

注：北海道・東北で1団体送付もれ

総従業員数（パート、派遣労働者を含む）

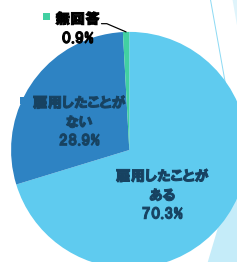
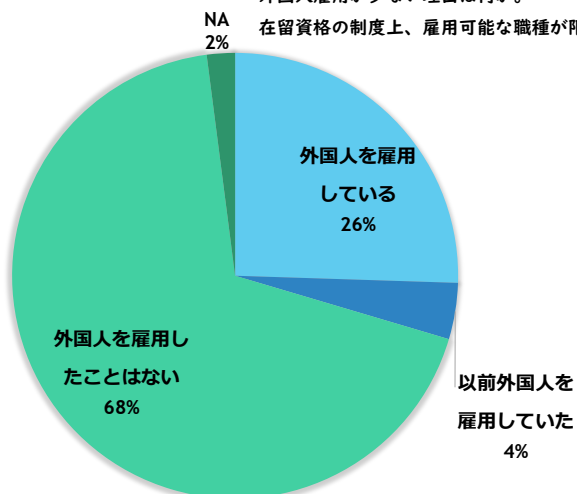
- ・ 49人以下が51%
- ・ 300人以上が30%

総従業員数	回答	割合
① 1～19人	40	41%
② 20～49人	10	10%
③ 50～99人	9	9%
④ 100～299人	9	9%
⑤ 300人以上	29	30%
NA	1	
回答団体数	98	

外国人雇用の状況

外国人雇用が少ない理由は何か。

在留資格の制度上、雇用可能な職種が限られている可能性がある



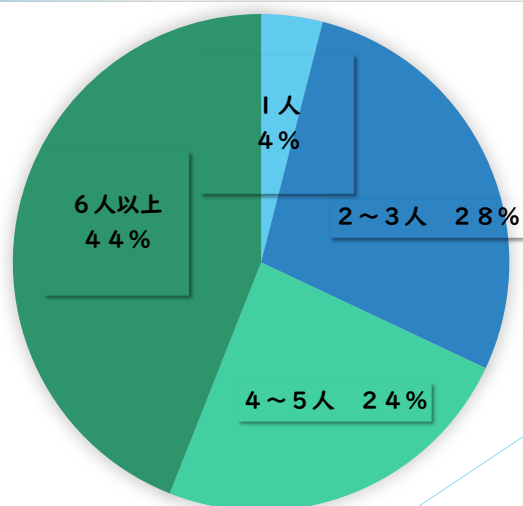
出典：愛知県地域労働力確保支援事業
（外国人労働力確保支援事業）2018年報告書

外国人地域別の雇用割合

東海 53%、関東・甲信越 35%、近畿 33%

	1北海道・東北	3北陸	4関東・甲信越	5東海	6近畿	7中国	8四国	9九州・沖縄	(空白)	総計
⑤ 300人以上	1	1	5	6	3	1	2	3	1	23
単位生協	1	1	2	1	2		1	2		10
生協連合会							1			1
社会福祉法人					1					1
事業連合			1							1
共済連合会			1							1
記入なし			1	5		1		1	1	9
④ 100～299人				2						2
記入なし				2						2
③ 50～99人				2						2
記入なし			2							2
② 1～19人			2							2
記入なし			2							2
雇用+雇用経験あり	1	1	9	8	3	1	2	3	1	29
総計	14	4	26	15	9	7	5	13	5	98
割合	7%	25%	35%	53%	33%	14%	40%	23%	20%	30%

外国人を雇用していると回答した団体の 現在雇用している外国人の人数



従業員数と外国人の雇用経験

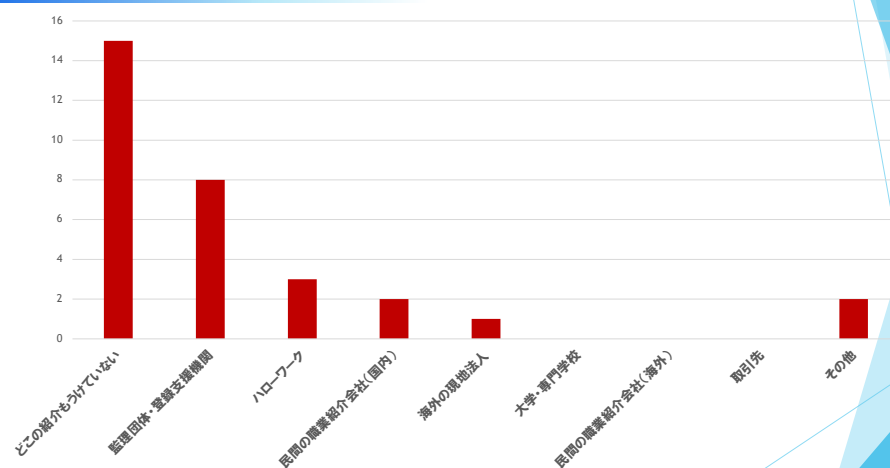
従業員数	雇用経験がある
300人以上の団体	79%
100～299人の団体	22%
50～99人の団体	22%
20～49人	0%
1～19人	5%

従業員数・法人種類・雇用している外国人の人数の対比

	雇用なし	1人	2～3人	4～5人	6人以上	総計
● 300人以上	9		6	4	10	29
単位生協	2		3	2	5	12
生協連合会				1		1
社会福祉法人					1	1
事業連合	1				1	2
共済連合会			1			1
記入なし	6		2	1	3	12
● 100～299人	8				1	9
単位生協	1					1
事業連合	1					1
漁業連合会	1					1
記入なし	5				1	6
● 50～99人	7	1	1			9
単位生協	5					5
記入なし	2	1	1			4
● 20～49人	10					10
取引先	1					1
共済連合会	1					1
記入なし	8					8
● 1～19人	38			2		40
単位生協	2					2
生協連合会	9					9
住宅生協	1					1
県市職員生協	3					3
共済生協	1					1
記入なし	22			2		24
(空白)	1					1
生協連合会	1					1
総計	73	1	7	6	11	98

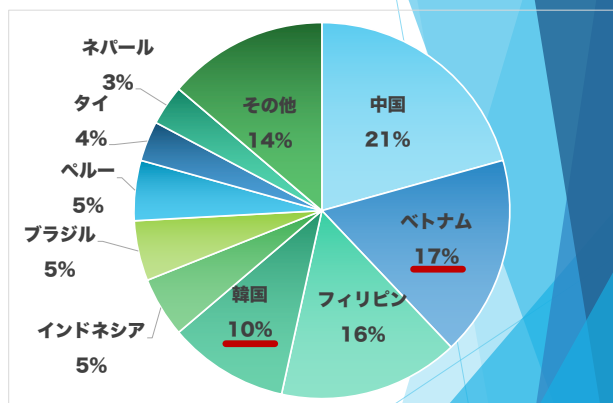
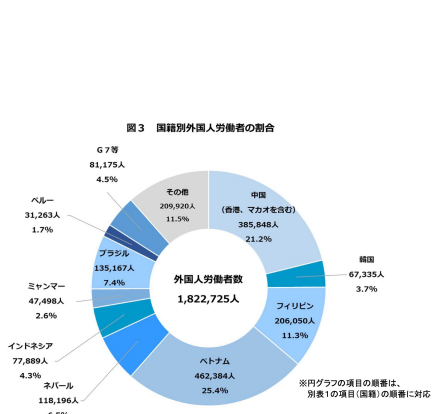
6人以上の外国人を雇用する団体の多くが300人以上の単位生協

採用に活用した機関、紹介元



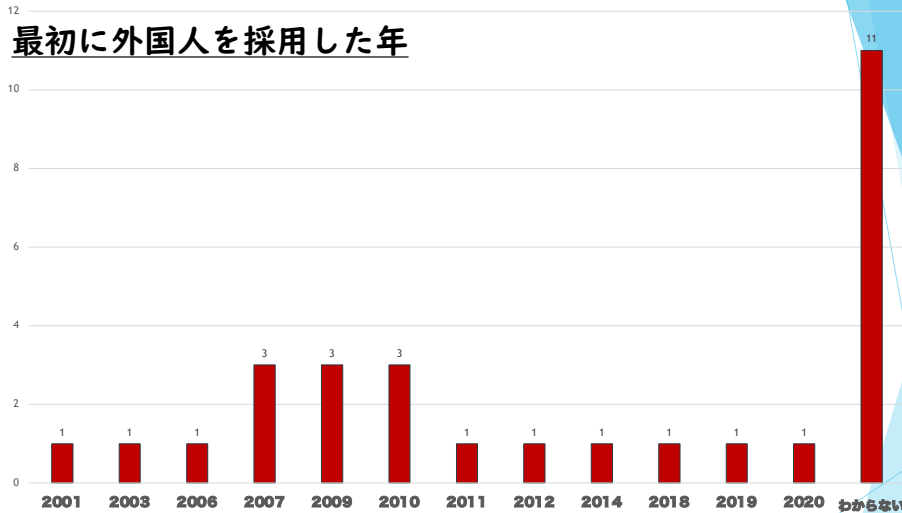
「どこにも紹介を受けていない」は「従業員300人以上」が多い一般採用、団体として監理団体をもつ技能実習か

現在雇用している外国人の出身国



厚生労働省ウェブサイト「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和4年10月末現在)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30367.html

全15カ国
 その他はフランス、英国、ミャンマー、カンボジア、バングラデシュ



「わからない」11件（44%） 「どこの紹介も受けていない」と回答＝一般採用か
 2007～2009年に9件 2008年 技能実習制度改革 在留資格「技能実習」創設
 2008年 留学生30万人計画

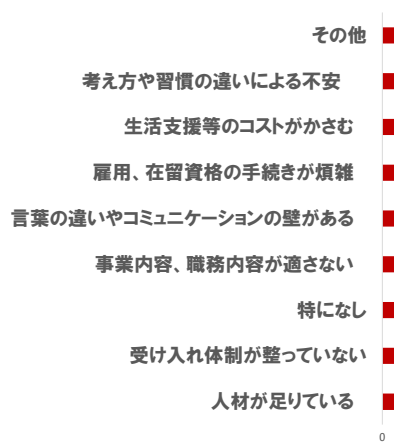
政府の外国人受け入れ施策

- ▶ 1983年 留学生10万人計画
- ▶ 1990年 外国人研修制度
- ▶ 1990年 出入国管理及び難民認定法改正 在留資格「定住者」創設
- ▶ 1993年 技能実習制度 創設 技能実習期間2年へ
- ▶ 1997年 技能実習制度 技能実習期間3年へ
- ▶ 2008年 留学生30万人計画（2019年に達成）
- ▶ 2008年 技能実習制度改革 在留資格「技能実習」創設
- ▶ 2017年 技能実習法施行 技能実習期間5年へ
- ▶ 2017年 在留資格「介護」創設
- ▶ 2018年 日系4世ワーキングホリデー（5年間就労可能）
- ▶ 2019年 在留資格「特定技能」創設（2025年までに34万5千人受入れ）
- ▶ 2023年 留学生40万人計画（2033年までに40万人受入れ）

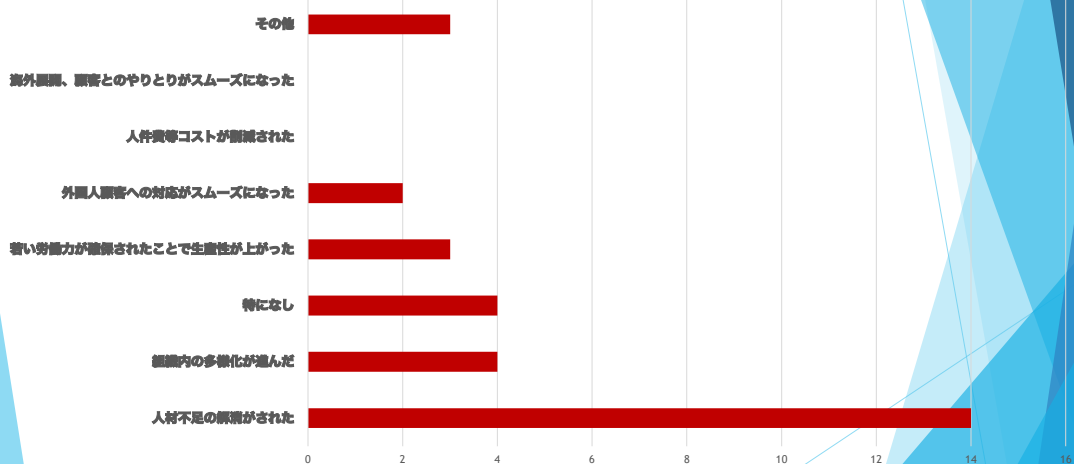
外国人雇用の理由



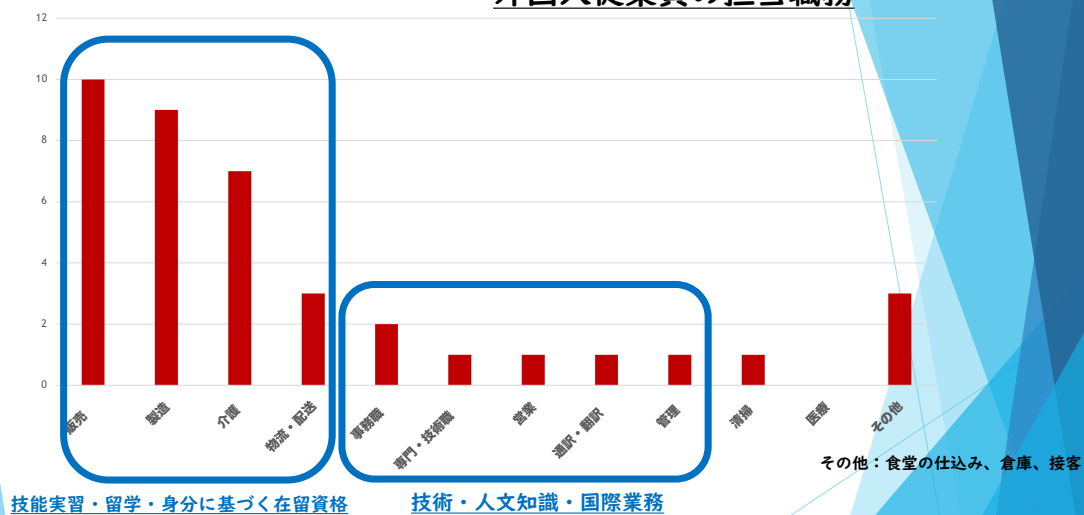
外国人を雇用していない理由



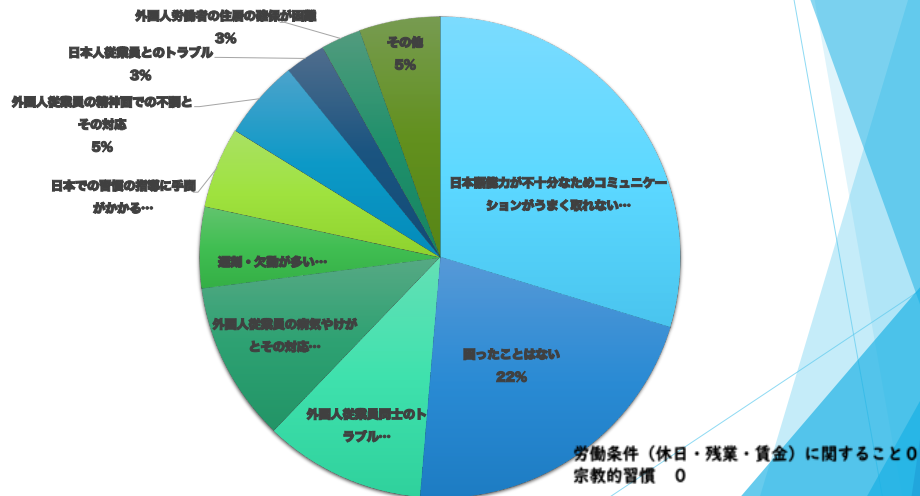
外国人を雇用してよかったこと



外国人従業員の担当職務

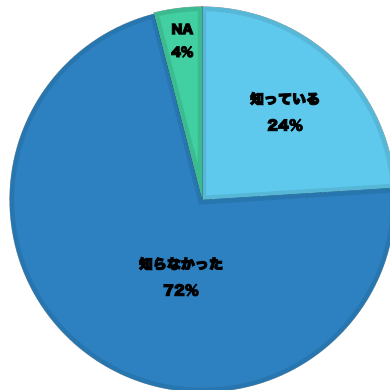


外国人を雇用して苦勞したこと・困ったこと

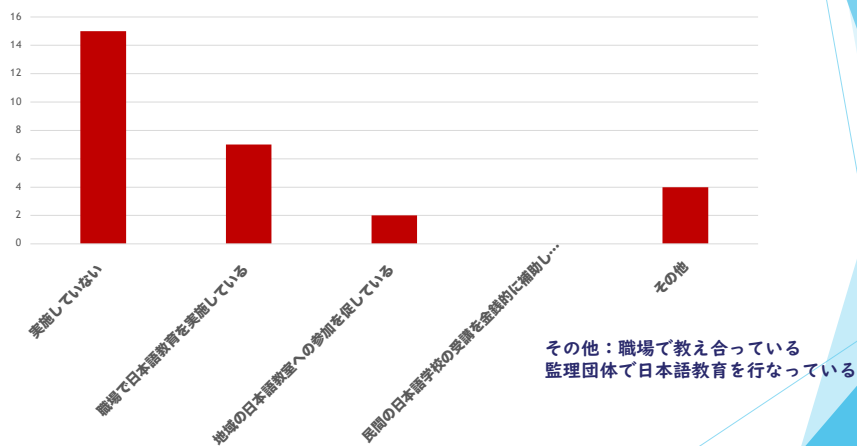


日本語教育推進法について

- * 国の責務、地方公共団体の責務、事業主の責務
- * 外国人を雇用する事業主は雇用する外国人とその家族に対し、日本語学習の機会の提供に努めることが定められている。（2020年6月施行）



過去1年以内に外国人従業員に対して行なった日本語教育（25団体）



外国人雇用で障壁になると考えるものは何か

	雇用なし 以前雇用	一般 採用	技能 実習生	回答数	割合
言葉やコミュニケーションの壁	21	13	2	36	36%
受け入れ体制が整っていない	16	7	0	23	22%
雇用、在留資格の手続きが煩雑	9	8	3	20	20%
考え方や習慣の違いによる不安	12	4	0	16	16%
人材が足りている	13	1	0	14	13%
事業内容、職務内容が適さない	9	3	0	12	12%
生活支援等のコストがかさむ	3	4	2	9	9%
その他	0	1	1	2	1%
特になし	0	0	0	0	0%
回答数	73	17	8	98	
その他					

	協同組合 2022年本調査98団体 回答率31%	一般企業 2018年愛知県 1393社 回答率43.5%
雇用の継続	30%(現在雇用26%)	70.3%
雇用の理由	人材不足60% 若い労働力が必要 8% 組織内の多様化を進めたい 8%	日本人だけでは人手が足りない86.6% 能力・人物本位で採用した結果 46.6% 外国人ならではの能力が必要 17.3%
雇用しない理由	① 人材が足りている ② 受け入れ体制が整っていない ③ 言葉の壁(コミュニケーションが取りにくい・日本語力)	① コミュニケーションが取りにくい・日本語力 ② 文化の違い ③ 企業内での受け入れ体制が整っていない

自由記述

<協同組合としての役割を意識するコメント>

- ・地域社会の多文化共生について学習することから開始することが必要。
- ・組合員の中には外国の方もいる。外国人が日本で生活する中で、国籍に関係なく、生協自体がひらかれたものになる必要がある。
- ・外国の方でも働きたい人を積極的に受け入れ、そのために支援する社会であるべき。

<外国人を雇用している団体>

- ・ダイバーシティの観点からも、違いを認め、共に仕事の仲間として働いている。
- ・他の職員に良い影響を与えている。
- ・今後もやる気にある方は日本人以外でも採用していく。

<外国人を雇用していない団体>

- ・日本独特の言葉のニュアンスや言葉の裏にあるもの、この感覚を習得するためには日本に長年生活することが必須。
- ・異文化での違いの文化の許容範囲の問題や、犯罪率の懸念。
- ・フレンドリーな人たちだけではない。
- ・単純な労働や、顧客と接することがない仕事であれば雇用も可能。
- ・「安い労働力ではなく」

技能実習制度

- ・技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（2022年）
労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した9829事業所（実習実施者）のうち7,247事業所 **(73.7%)**

参照：厚生労働省ウェブサイト「外国人技能実習生の実習実施者に対する令和4年の監督指導、送検等の状況」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34487.html

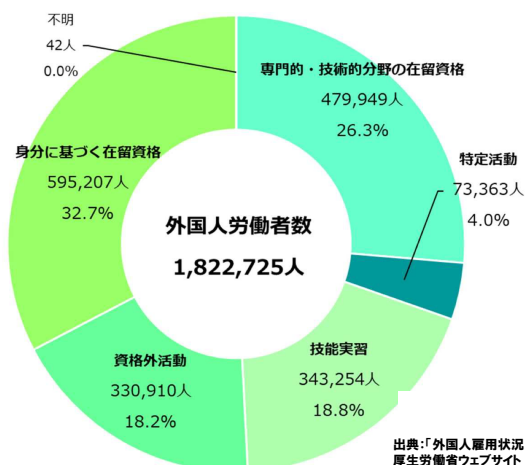
- ・アメリカ国務省報告書「世界各国の人身売買に関する2023年版の年次報告書」
日本は技能実習制度で**強制労働の報告が目立つ**
実習生を**搾取した者の訴追や処罰の発表がない**

参照：出入国在留管理庁ウェブサイト https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri03_00007.html

→技能実習制度の廃止へ(2024年)

「資格外活動」で働く留学生と週28時間の矛盾

図4 在留資格別外国人労働者の割合



外国人労働者のうち資格外活動の割合

2017年	23.2%
2018年	23.5%
2019年	22.5%
2020年	21.5%
2021年	19.4%

出典：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】（令和4年 10 月末現在）
厚生労働省ウェブサイト https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34487.html

協同組合価値・原則

価値

協同組合の組合員は、正直、公開、**社会的責任**、そして**他人への配慮**という**倫理的価値**を信条とする。

第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合の組合員は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。

第7原則 コミュニティへの関与

協同組合は、**組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。**

今後について

- ・人材不足の現状（人材が不足していないのか）
- ・生協の外国人雇用を通じた多文化社会における取り組みへの意識
- ・留学生のアルバイト雇用
- ・技能実習制度の廃止以降の特定技能への移行
- ・日本語教育推進法等、外国人雇用に関連する情報、知識